

563  
294



0057675-000

563-294

海軍要覽


海軍有終会・編

海軍有終会

昭和14年版

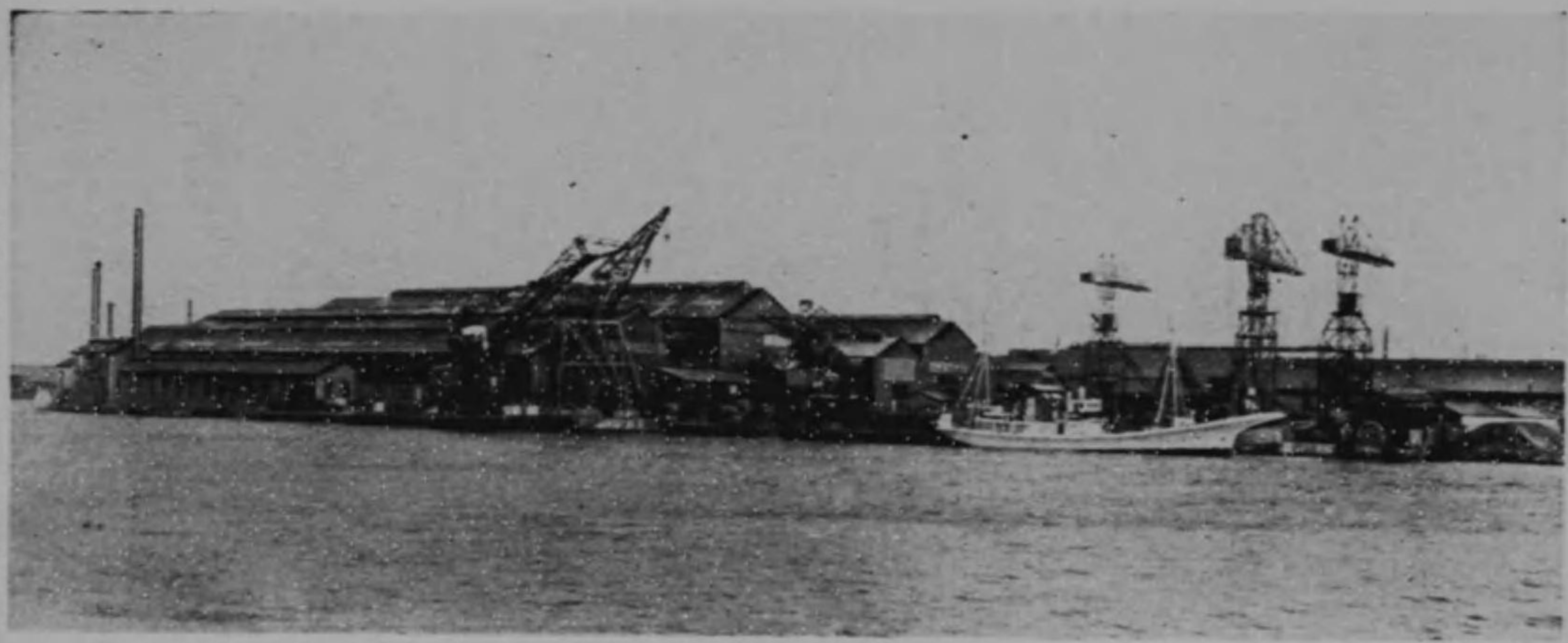
昭和14

AJG









株式會社

東京石川島造船所

社長 松村 菊男

本社 東京市京橋區佃島五十四番地

(電話京橋二、六一番ヨリ二、一六九番)

大阪出張所 大阪市北區中之島三ノ五、三井ビル内

奉天出張所 奉天市大和區加茂町二、三井ビル

製 作 品 目

艦艇、船舶、ディーゼル遠洋漁船、起重機船、浚渫船。船用蒸氣タービン、汽機、復水器、加熱器、蒸化器、熱交換器。航空發動機及び附屬品一式。空氣壓縮機、高壓瓦斯壓縮機、ターボプロアー、送風機、真空蒸溜機。各種起重機、石炭及び鑛石積卸装置、コンベヤー、捲揚機、ホイスト、ニューマチック・コンベヤー。汽罐、蓄壓器、ダイゼスター、キルン、瓦斯溜、煙突。水壓鐵管、サーヂタンク、ローリングダム、テナターゲート、ストニー・ゲート、決瀉板。水壓機、フイルター・プレス、高壓唧筒、特殊冷凍機。鐵骨建築、橋梁、亞鉛鍍鐵塔。製鐵用諸機械、セメント製造用諸機械。化學工業諸機械、瓦斯製造諸機械、鑛油蒸溜機。マーグ・ギヤ。

特許復水器管アルブラック  
艦船用鑄、鍛鋼品  
鋼管(冷間引拔及熱間仕上)



住友金屬工業株式會社

大阪市此花區島屋町三七



# 川西航空機株式會社

航空機々體及同部分品  
航空用發動機及同部分品

設計及製作

本社及工場

兵庫縣 武庫郡 鳴尾

東京事務所

東京市丸ノ内仲十三號館

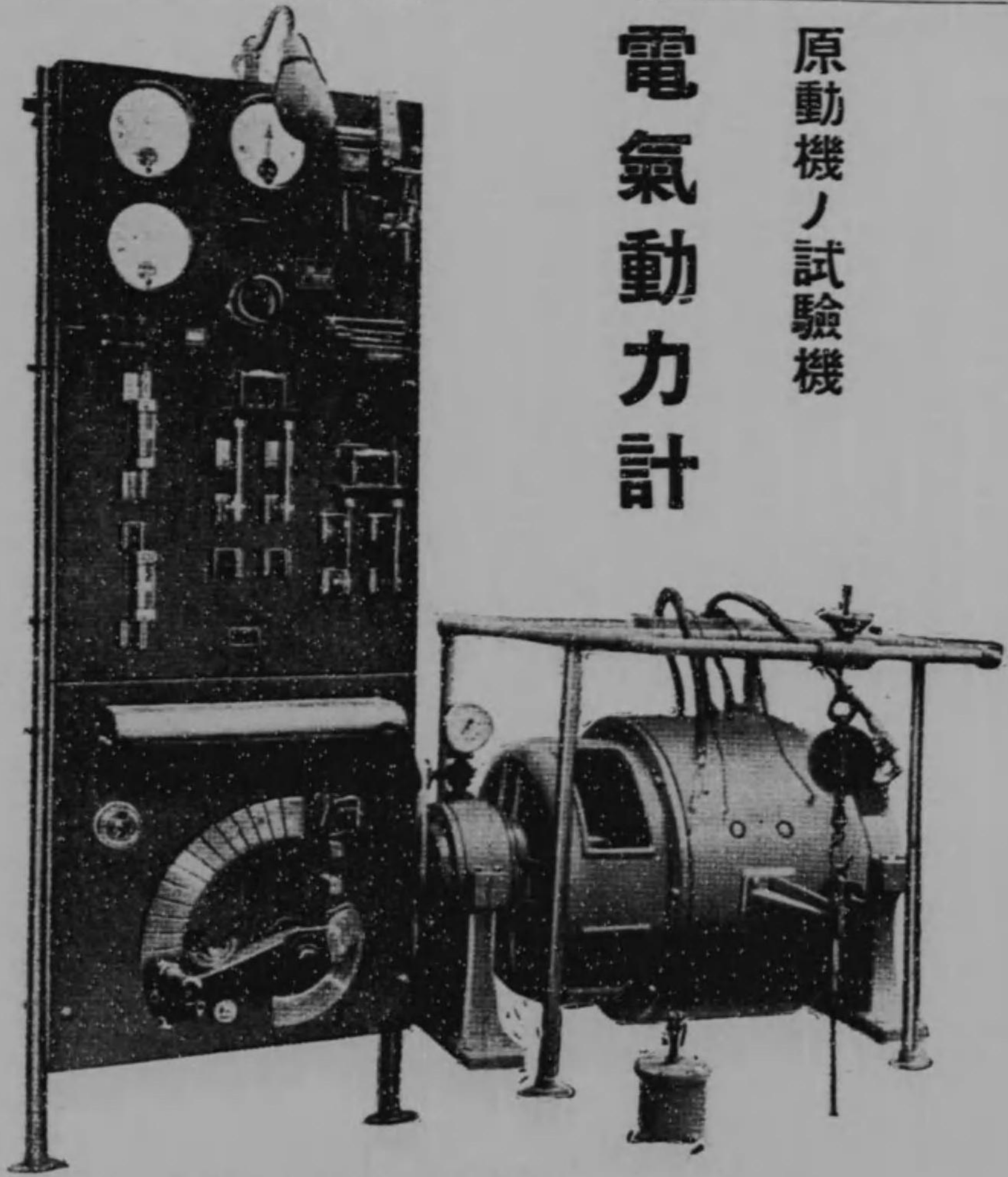
(電話西宮代表五〇二〇番(5))  
(電話丸ノ内 四四六八七五番)



# 株式會社 小穴製作所

營業品目  
電機 電機 電機 電機 電機  
動力機 發電機 變壓器 電機  
電機 電機 電機 電機 電機  
モーター 電動機 油圧機 風扇  
マグネチック クランプ サイファン  
各種 各種 各種 各種 各種  
電機 各種 各種 各種 各種

特殊製品  
特許 OYK  
電機 電機 電機 電機 電機  
無線電 無線電 無線電 無線電  
高周波 高周波 高周波 高周波  
手動機 手動機 手動機 手動機  
電話機 電話機 電話機 電話機  
航空機 航空機 航空機 航空機  
瓦斯機 瓦斯機 瓦斯機 瓦斯機  
各種 各種 各種 各種 各種  
附屬 附屬 附屬 附屬 附屬  
OEW スーパー グラフ



原動機ノ試験機  
電力動力計

東京市浅草區清川町三丁目十二番地

電話浅草 84) { 五三〇・五三一・五三二・六八六九  
六八六・六八七・三三七・七〇四  
浅草工場 東京市浅草區清川町三丁目十二番地 向島工場 東京市向島區寺島町三丁目三十九番地

東京市芝區芝浦一丁目一番地一  
電話三田(45)  
{三三八〇番・三八二七番  
四〇〇五番・四〇〇六番  
四一五〇番(複線兼用)}

兵器設計及製造  
株式會社  
萱場製作所

社長 中村精七郎

本社 神戸市神戶區明石町三十二番地(明海ビル)  
支店 比律賓群島マニラ市ダスマリニヤス街六六五  
出張所 東京市丸の内(郵船ビル)  
同 比律賓群島セブ市マララネス街一五  
事業地 比律賓群島タヤバヌ州カシグランソ

比律賓木材輸出株式會社

フトロノ木材會社  
ヤロノ木材會社  
キノギタノ木材會社  
イリガンノ木材會社  
日本滿鮮總代理店

比律賓各種材直營直輸入 投資額貳百萬圓

創業明治五年 靴具製造販賣生產力 日產壹千五百足

東京市芝區新橋五丁目十二番地 (省線新橋驛南二丁目電新橋五丁目電停際)



宮内省 御用  
海軍省

大塚商店

店主 大塚 菊雄

歐米最新式製靴機械完備

出張所

電話芝(43)二〇二五(販賣部)  
電話芝(43)一〇一八二(製靴工場)  
振替東京六一九四八  
江田島海軍兵學校構内



# 日本飛行機株式會社

航空機設計製作

工場 横濱市磯子區富岡町字昭和町  
 電話横濱長者町(3)二八三七(4)

本店 東京市麴町區丸ノ内海上ビル新館五階  
 電話丸ノ内(23)四七五九

## 製社櫻六

### 料材械器眞寫



本邦に於ける最古最大の寫眞工場六  
 櫻社に於ては  
 完全なる設備と優秀なる技術に依り

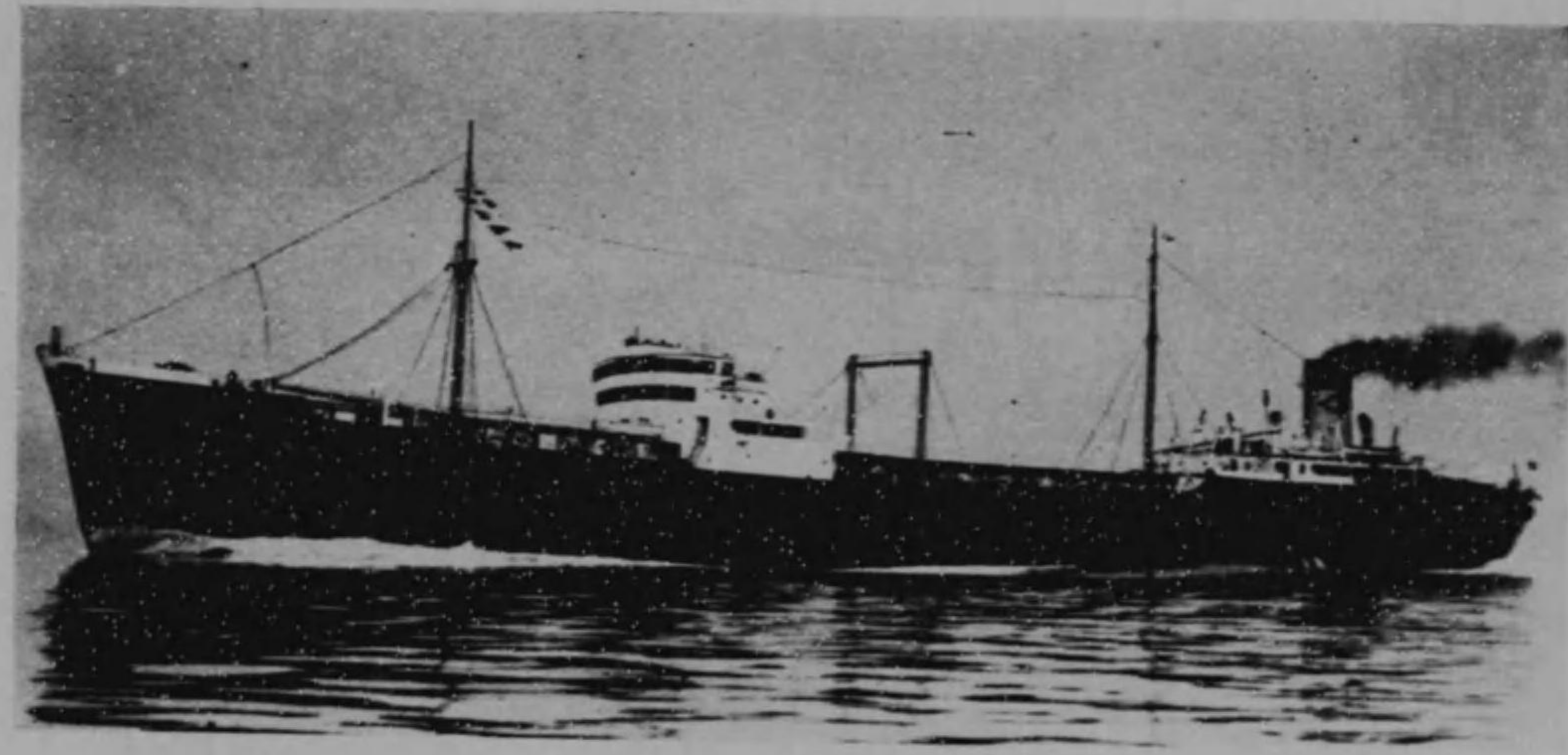
寫眞器械材料の有ゆるものを製造し  
 内地需要の大部分を充す外海外へ年  
 々莫大の輸出をして居ります。

(カタログ進呈)

## 六西小

目丁三町室京東  
 岡福・阪大 店支





【丸 潮 黒】 船槽油文註社會式株運海外中



株式  
會社  
播磨造船所

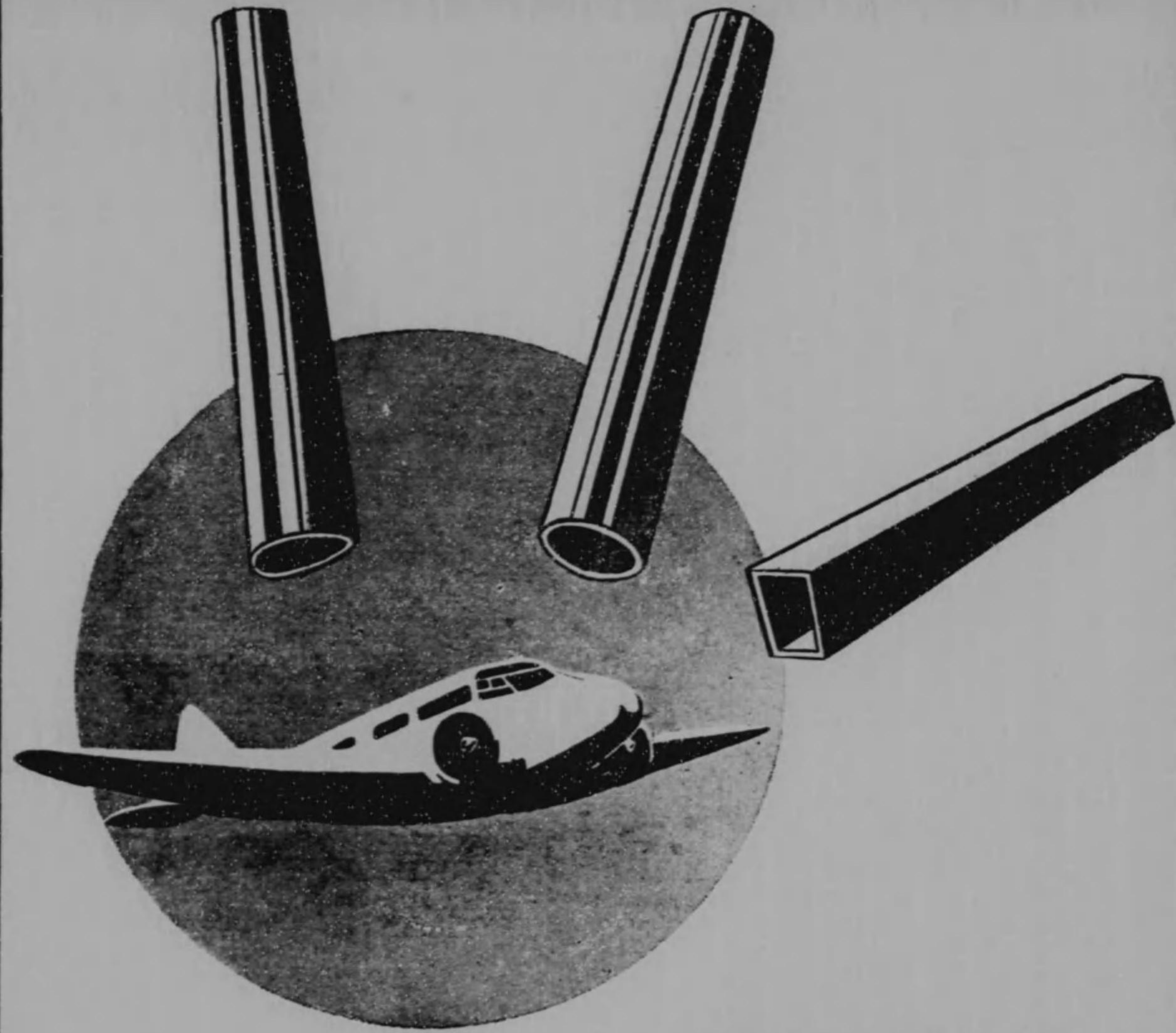
- 一、船舶、艦艇ノ新造及修理工事
- 一、水壓鐵管、橋梁、各種鐵柱、鐵桁補強、鐵骨工事
- 一、陸船用汽機汽罐製作
- 一、英國ロイド協會公認タムラーク電氣熔接棒製作販賣
- 一、南洋木材直輸入製作販賣

兵庫縣赤穂郡相生町  
電話相生 一四・一五・一六・二二番

神戸事務所 神戸市神戸區西町三六(興銀ビル四階)  
電話(代表)三宮三四五〇番

東京事務所 東京市麴町區丸ノ内(東京海上ビル六階)  
電話丸ノ内二七一七番

出張所 吳市岩方通三丁目  
電話吳四二五五番



航空機用引拔鋼管  
不銹鋼管  
熔接鋼管



東京コンチット製造株式會社

神奈川県川崎市久根崎二〇七番地

電話川崎 { 2129  
2739  
3904  
4285  
4286

主要製品  
 飛行機・飛行艇・發動機  
 砲煩・水雷兵器・通信器類



# 愛知時計電機株式会社

本社 名古屋市熱田區千年字船方一五  
 瑞穂工場 名古屋市昭和區堀田通三ノ三  
 伊保ヶ原飛行場 愛知縣西加茂郡保見村  
 出張所 東京市京橋區木挽町五ノ一

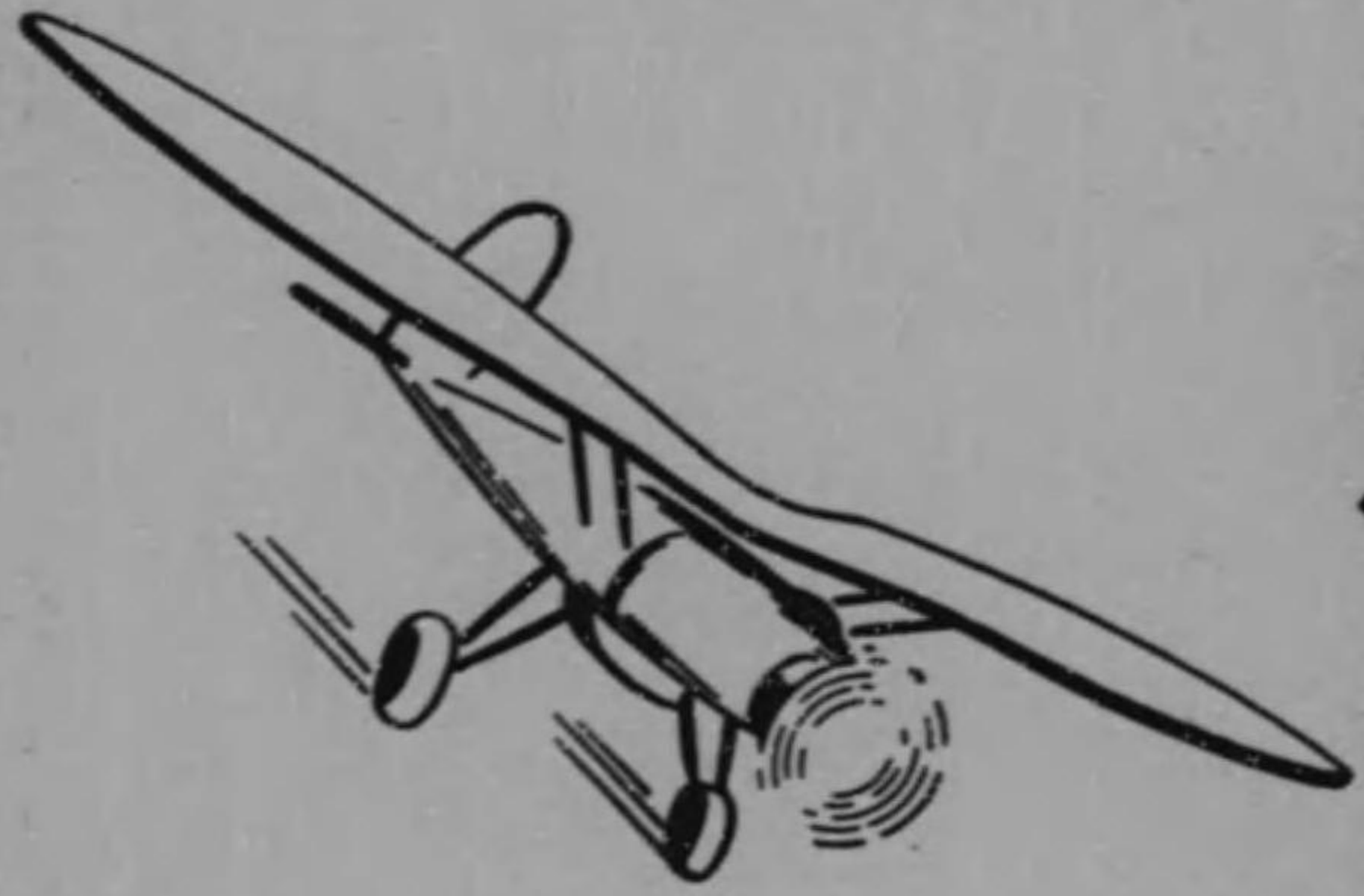
神奈川縣川崎市木月三二〇〇番地

# 東京航空計器株式会社

取締役社長 和田鎮雄

電話

田園調布 四二二二番  
 四二二八番  
 川崎 二七一七番  
 中原 一七五番





海軍省  
陸軍省  
指定工場

成形鍛造品



株式會社 **東京精鍛工所**

千葉縣市川市市川新田十一番地



**日本電線株式會社**

**目品製要主**  
裸銅線、標銅線、  
エナメル絹綳卷銅線、  
木綿ゴム絶緣電線、  
特殊ゴム絶緣電線、  
動力用及通信用紙ケブラ線、  
各種鋳裝電線、電纜、  
電線、電纜、附屬品、各種

東京向島郵便局私書函第五號  
本社及向島工場 東京市向島區寺島町  
川崎紙ケラ工場 川崎市古川通  
營業所 東京・大塚  
代理店 三菱商事株式會社  
大倉商事株式會社



**東京製線株式會社**

**目品製要主**  
標銅線、標銅捲線、  
電車線、平角銅線、  
各種エナメル銅線、  
電力、鑛山用、電燈用、  
鐵道用、發動機用、  
各種絶緣電線、電纜

本社 東京市麴町區丸ノ内  
出張所 大阪市北區絹笠町九  
工場 川崎市古川通六五  
分工場 同 市新川通 豊



株式會社

# 川崎造船所

本社	神戸市湊東區東川崎町
艦船工場	神戸市湊東區東川崎町
製鉄工場	神戸市葺合區脇濱町
製鋼工場	神戸市林田區東尻池
東京出張所	東京市麴町區丸ノ内郵船ビル

姉妹會社	川崎車輛株式會社	神戸市林田區和田山通リ
	川崎航空機工業株式會社	神戸市林田區和田山通リ
	川崎汽船株式會社	神戸市神戸區海岸通神港ビル

# NSK

目種業營

ボール・ベアリング  
ローラー・ベアリング  
スチール・ボール

# 日本精工株式會社

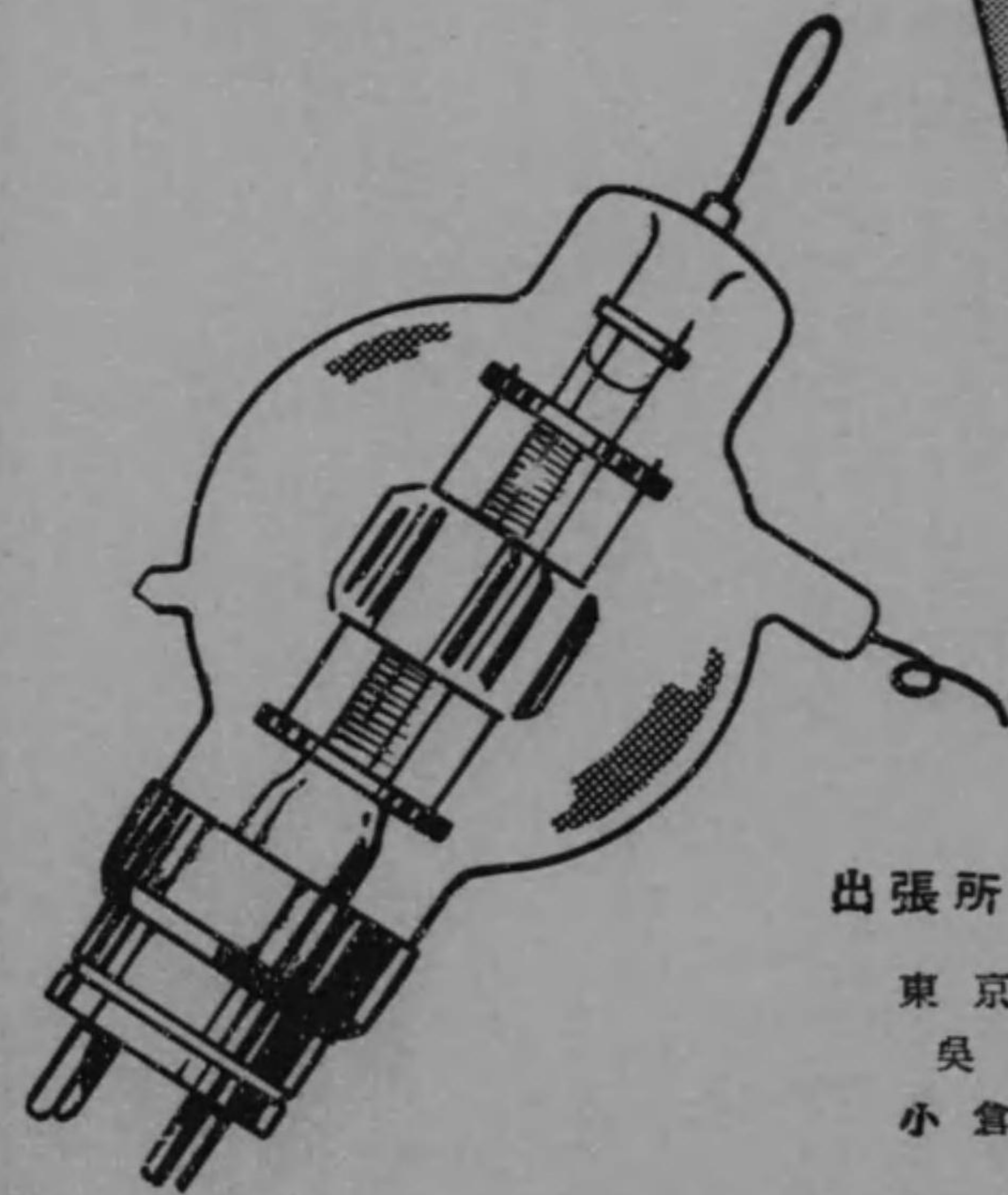
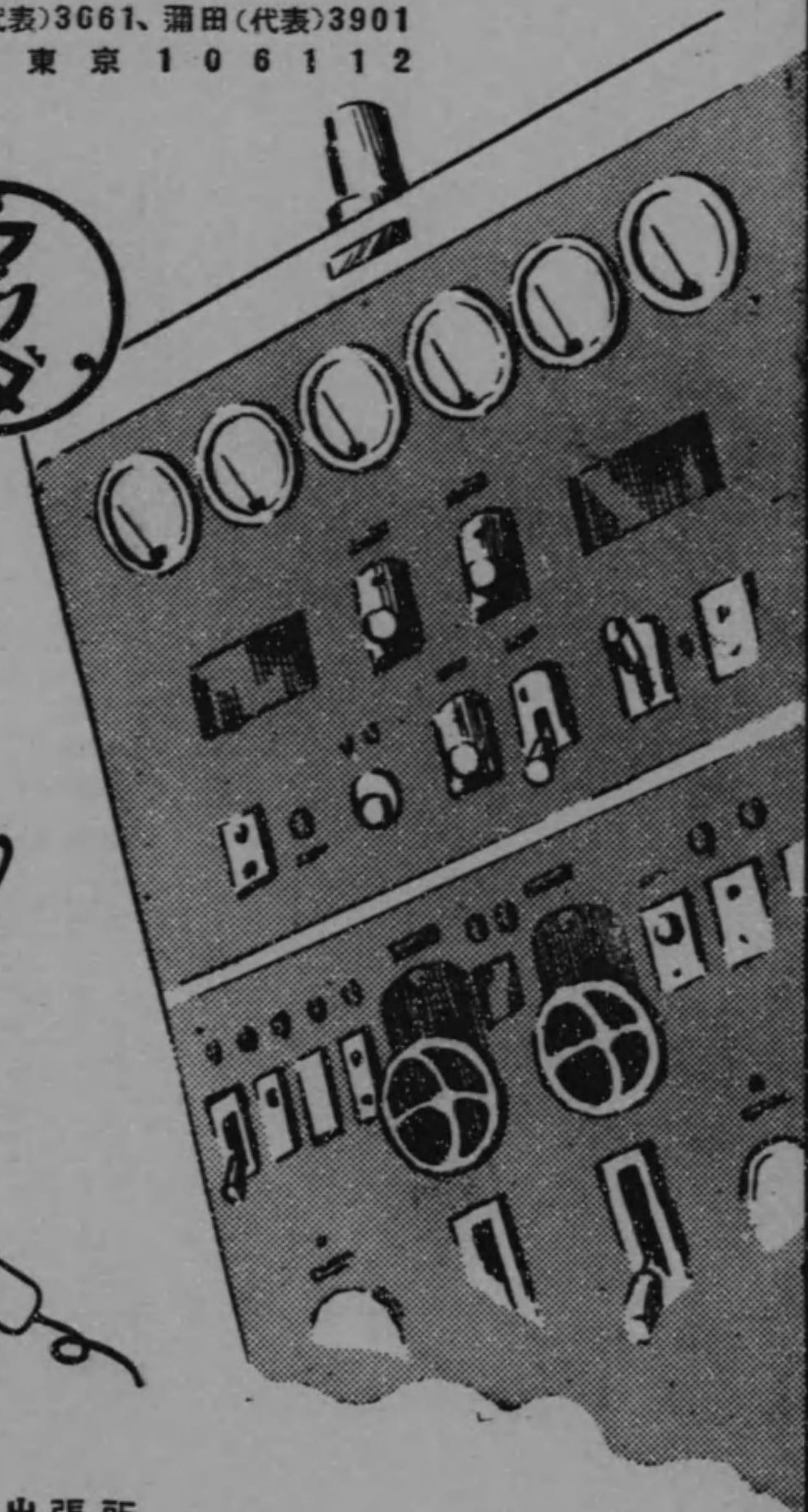
東京市品川區東大崎二丁目  
電話大崎(49)四一八一番(6)  
出張所 大阪・名古屋・小倉・札幌  
工場 大崎工場・多摩川工場・藤澤工場

# 東京電氣無線株式會社

本社 川崎市柳町1284  
電話 川崎(代表)3661、蒲田(代表)3901  
振替口座 東京106112

## 營業品目

無線電信電話送受信機、搬送式  
電信電話裝置、模寫傳送裝置、  
テレビジョン裝置、高周波測定  
裝置、  
送信用真空管、格子制御放電管、  
特殊受信用真空管、受信用真空  
管、  
マツダ光電管、マツダブラウン  
管、其他放電管及同應用裝置一  
式、ヴェロシティ・マイクロフ  
オン、擴聲裝置、其他無線用部  
品一式



## 出張所

東京・大阪・神戸・金澤・廣島  
吳・名古屋・仙臺・札幌・福岡  
小倉・臺北・京城・上海・天津



# 帝國製麻株式會社

## 品 製

帆	夕	飛	服	布	リ
織	物	行	機	水	ネ
蚊	翼	ツ	翼	一	ン
織	布	翼	地	ス	ン
織	物	織	布	ミ	シ
原	帳	布	織	シ	ン
絲	絲	縫	縫	ン	ン
絲	絲	絲	絲	絲	絲

東京市日本橋區室町一丁目一番地

電話日本橋(24) 一一四一・一二四二・一二四三  
振替口座 東京二六四七四番

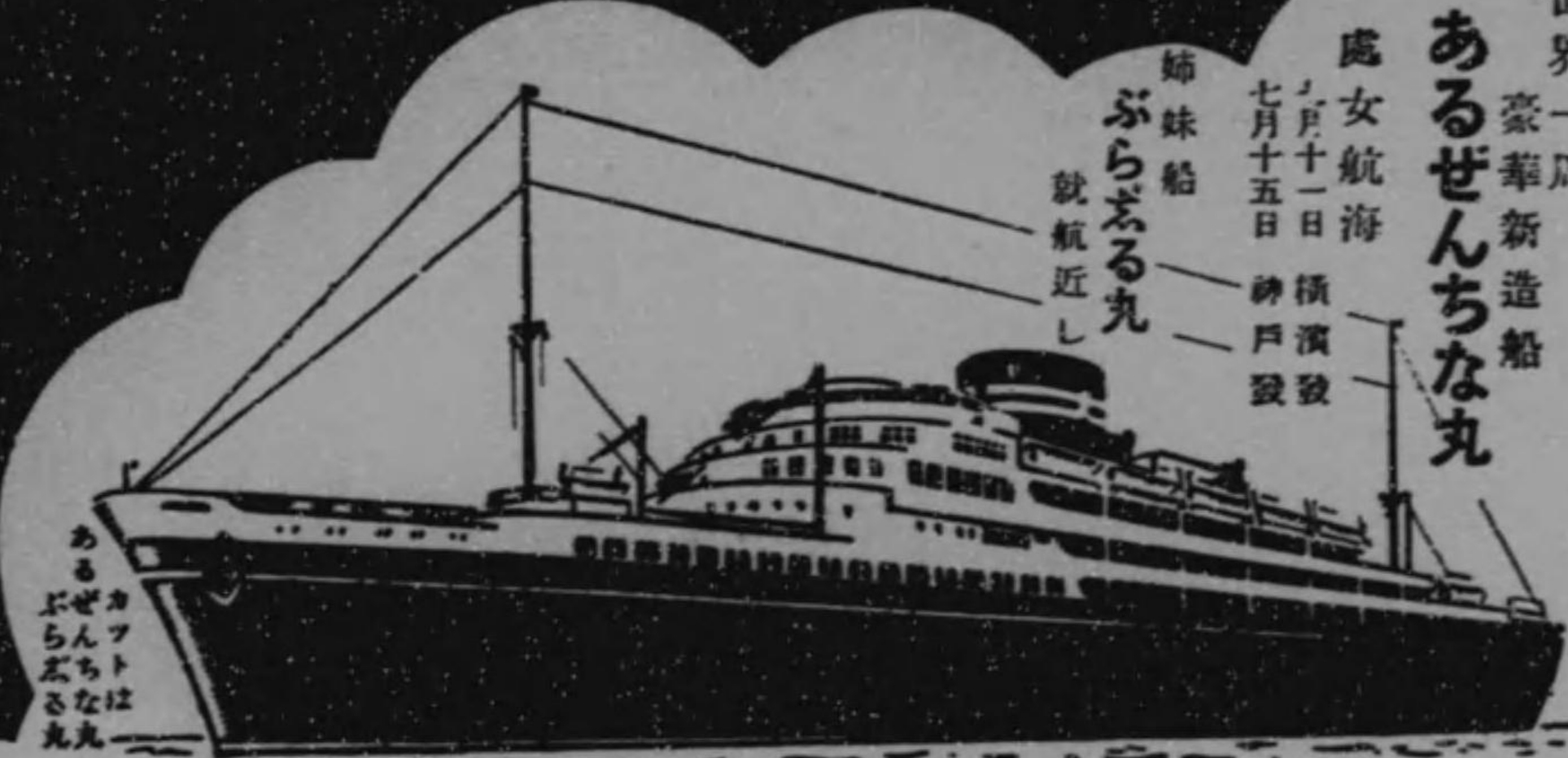
## 支店工場所在

支店 大阪市北區宗是町一番地  
札幌市北七條東三丁目  
京城市府黃金町二丁目

工場 大阪市西淀川區傳法町  
栃木縣市松沼町  
札幌市北七條東一丁目

**七洋に雄飛する**

**大阪商船**



世界一周 豪華新造船  
**あるせんちな丸**  
 處女航海 七月十一日 横浜發  
 七月十五日 神戸發  
 姉妹船 ぶらぶら丸  
 就航近し

立創 明治七十年 經營航路十五餘線 使用船隻一〇八隻

—— 主要經營航路 ——

世界一周線	每月一回就航
南米(東岸)	每月一回就航
西廻り(アフリカ經由)	每月一回就航
東廻り(パナマ經由)	每月一回就航
東南アフリカ	每月一回就航
西アフリカ	隔月一回就航
歐洲	每月一回就航
紐育	每月二回就航
濠洲	每月一回就航
新西蘭	每月一回就航
孟買	每月二回就航
甲谷陀	每月二回就航
比律賓	每月二回就航
西貢、盤谷	每月二回就航
天津	每月八回就航
青島	每月四回就航
大連	每月廿五回就航
基隆	每月七回就航
清津	每月四回就航

○世界主要都市ニ支店、代理店アリ

**O.S.K. Line**

**小倉石油株式會社**

東京市日本橋区小舟町二丁目一番地  
電話茅場町(66)代表四一四一番

揮發油 燈油 輕油 機械油

重油 石蠟 阿斯ファルト 字ターファルト

**日本化成工業株式會社**

本店 東京市丸の内・三菱本館  
五場 八幡市黑崎 黑崎五場  
コクス五場

骸炭及副産物染料・レーキ  
肥料其他化學工業品一般

ASSOCIATED  
British Machine Tool Makers Ltd.



J. PARKINSON & SON

“SUNDERLAND”

No. 35 DOUBLE HELICAL GEAR PLANER

180" DIAMETER x 30"

FACE x 26 MODULE



英國聯合工作機械製造株式會社

日本及滿洲總代理店

株式會社

高田商會

本店  
大阪支店  
名古屋支店  
門司支店  
大連支店  
其他支店出張所

東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地  
大阪市北區中之島二丁目二十番地  
名古屋市中區門前町三丁目二十五番地  
門司市西本町一丁目九百四十七番地  
大連市敷島町四十九番地  
橫須賀、舞鶴、神戸、吳、佐世保、札幌、臺北、京城、奉天、新京、北京、天津、上海、倫敦、紐育、漢堡



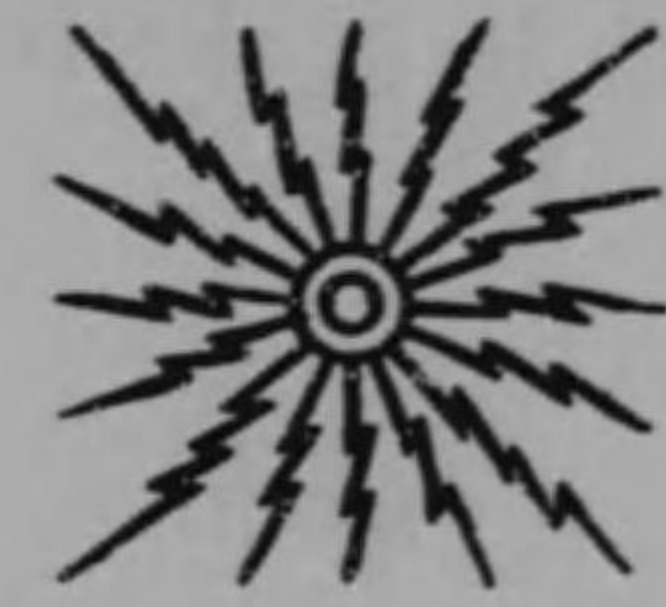
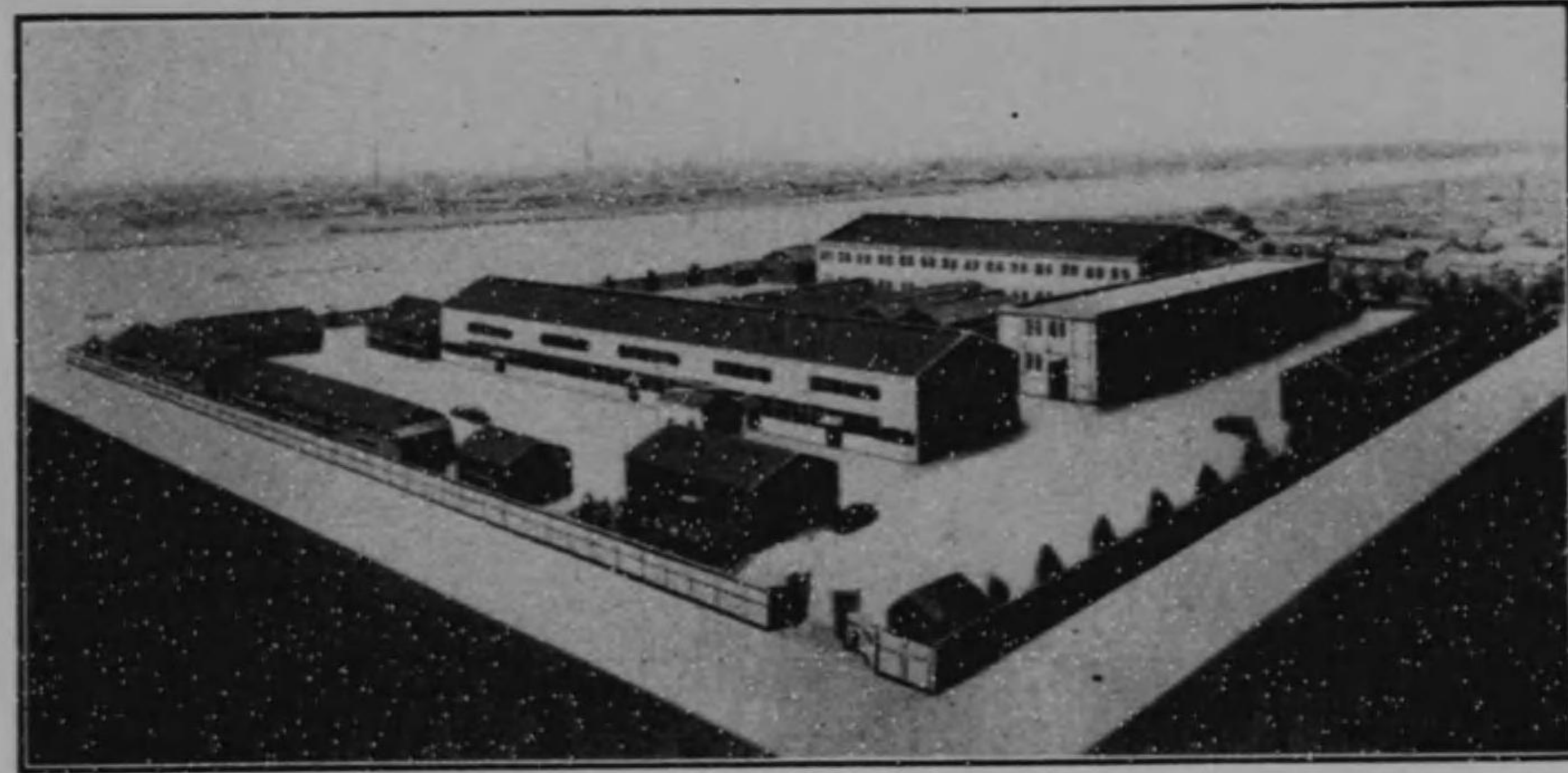
正田飛行機製作所

發動機設計製作

所在地 東京府北多摩郡三鷹村上連雀九九七番地

(中央線吉祥寺驛南)

電話 荻窪 三四四三 四六四番



# 日本製靴株式會社

海軍省指定工場  
陸軍省指定工場

創立 明治三十五年

## 營業品目

軍靴  
一般向靴各種

本社及工場  
出張所

東京市足立區千住橋戶町二番地  
電話淺草(二)二九一六番  
五四二七番  
足立二〇六九番  
大阪・名古屋  
福岡・京屋

明治四拾年創立  
帝國海軍省・陸軍省・鐵道省  
指定工場

## 株式會社

# 日本製鋼所

主要製品  
兵器類・鍛鋼物  
鑄鋼物・鑄鐵物  
合金物・各種機械類  
各種工具及器具類

東京本店  
室蘭製作所  
廣島製作所  
橫濱製作所  
武藏製作所  
大阪出張所  
廣島製作所  
小倉派員  
代理店

電話丸ノ内(23) 代表番號二四五二  
東京市麴町區丸ノ内一ノ二正金ビル 二四五四  
室蘭市茶津町四  
廣島市仁保町一、六八〇  
橫濱市磯子區金澤泥龜町一、八三六  
東京府府中町一〇、三〇〇  
大阪市西區土佐堀一ノ一大同ビル  
小倉市上富野一、四四三  
三井物產株式會社各支店及出張所





RIKEN  
PISTONRINGS  
AND PISTONS  
理研重工業株式會社

本社 東京市鶴町區有樂町一丁目・電話(代表)銀座(57)7611(10)・6685-7番  
出張所 大阪市北區宗室町一丁目大阪ビル・電話土佐場(44)3030-3033  
名古屋市中區廣小路通六 住友ビル・電話本局(2)4282  
工場 新潟縣柏崎町・新潟縣越前町 東京市王子區神谷町・群馬縣新前橋



岡本工業株式會社

航空機降着装置  
航空機機體及  
發動機部品  
自動車  
(場 工)  
本社工場 名古屋市昭和區東郊通七丁目  
笠寺工場 名古屋市南區笠寺町  
垂井工場 岐阜縣垂井町

本社 名古屋市昭和區東郊通七丁目十五番地  
電話瑞穂(73)代表三二四一・國三二四四番  
支店 東京市神田區末廣町一丁目  
電話下谷二三五・墨田區三三三番地  
大阪配給所 大阪市北區中島區常安町二丁目  
九州倉庫 小倉市八百屋町十三番地



株式會社

渡邊鐵工所

諸兵器、飛行機製作

福岡市外雜餉限  
電話福岡東二二二番(代表番号)  
出張所 東京市丸の内三丁目東七号館  
電話丸の内三三九二八番

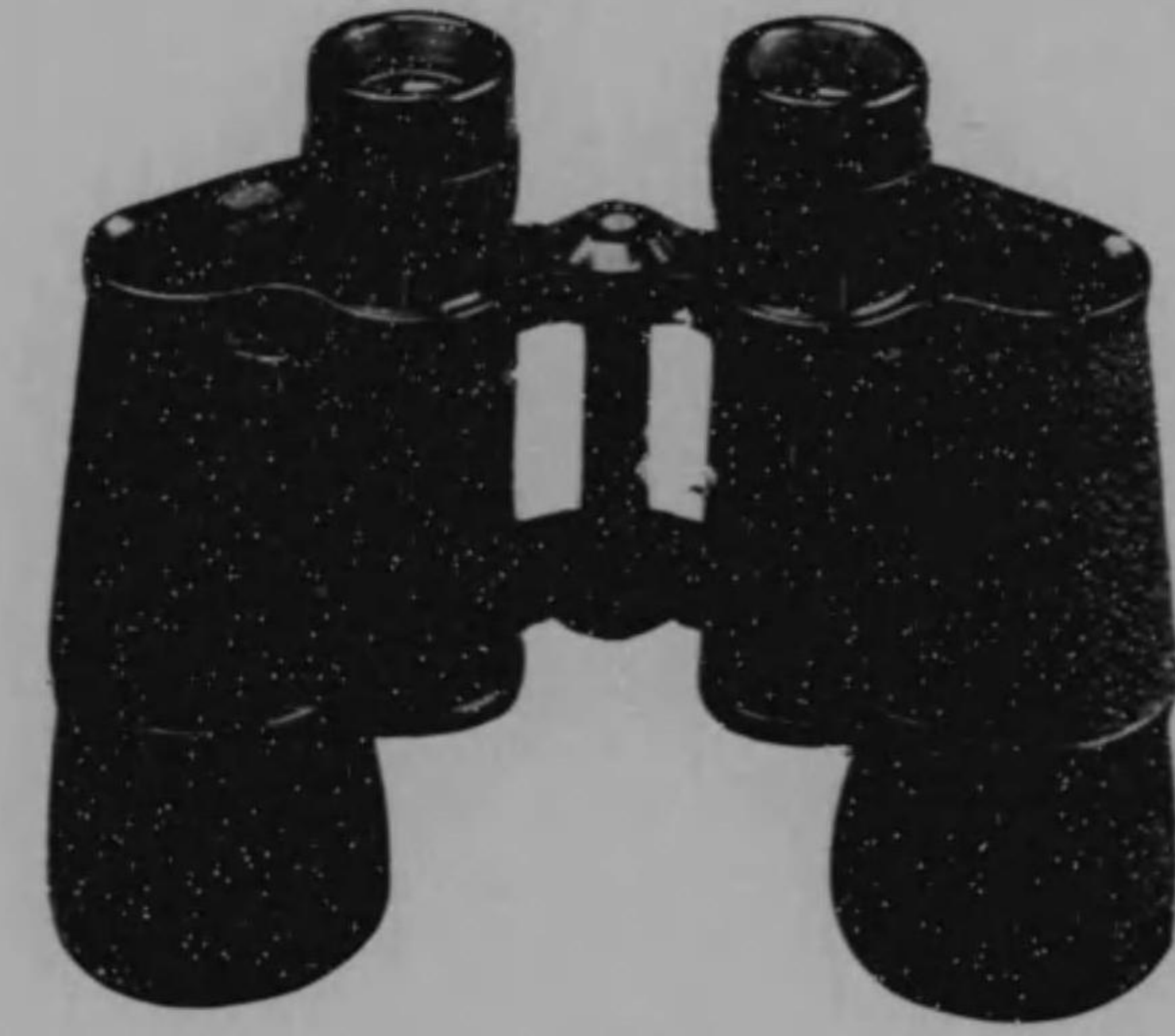
THE MISSHO COMPANY, LTD.

日商株式會社

支店 東京市、神戸市、上海、大連、新京  
 出張所 名古屋、下關市、孟買、カルカッタ、倫敦、紐育、天津、奉天

大阪市東區今橋三丁目三〇  
 電話北濱六一〇一—九

主要取扱品目 鐵、原油、重油、羊毛、砂糖、人絹、棉花、綿布、雜穀、肥料、雜貨、機械類其他



ノバ—七倍双眼鏡

主要製品  
 測距儀、望遠鏡、雙筒鏡、反射鏡、顯微鏡、ニッコール寫眞鏡、各種精密測定器、光學製品一般、ステレオ寫眞彫像

日本光學工業株式會社

本社及大井工場 東京市品川區大井森前町五四四七番地  
 電話大森(06)自8721至8726  
 芝工場 東京市芝區三田豐岡町十三番地  
 戶塚工場 橫濱市戶塚區戶塚町

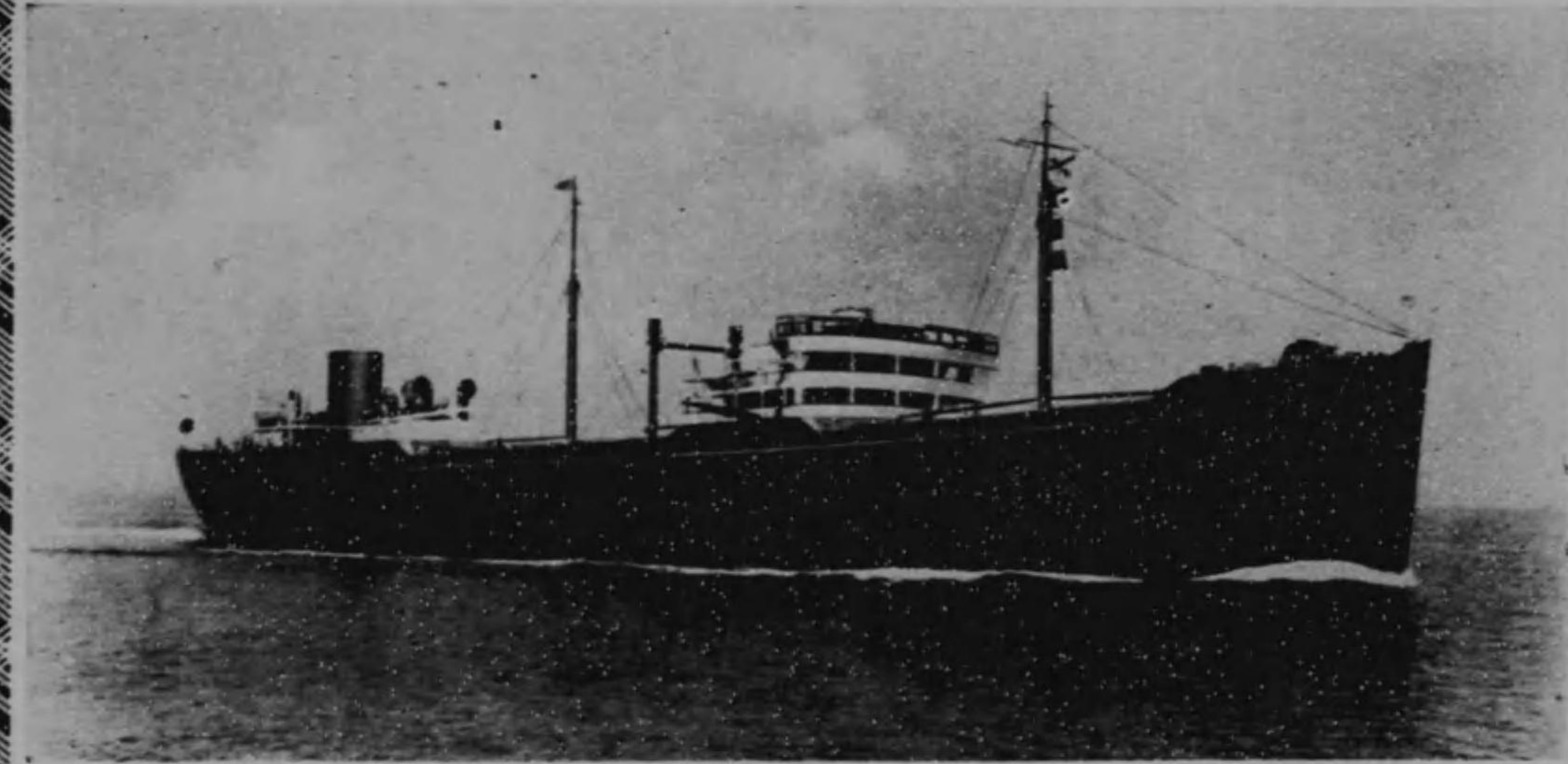


營業目的

物品販賣業・問屋業・運送業  
 代理業・仲立業・製造加工業  
 工事請負業・度量衡器並ニ計量器販賣業  
 藥品販賣業・壓縮瓦斯液化瓦斯並ニ其容器  
 販賣業・其他附帶事業

三 菱 商 事 株 式 會 社

本店 東京市麴町區丸ノ内貳丁目拾番地  
 支店 小樽、横濱、名古屋、大阪、神戸、吳、門司、臺北、高雄、京城、大連、  
 新瀉、青森、仙臺、横須賀、函館、半田、岡山、尾道、徳島、長崎、  
 シドニー、カルカッタ、孟買、倫敦、紐育、シアトル、桑港、  
 新瀉、青森、八幡、臺中、基隆、釜山、清津、群山、平壤、元山、奉天、  
 佐世保、安東、錦州、牡丹江、濟南、南京、マニラ、パタゴニア、メルボルン、  
 盤谷、蘭貢、マドラス、カラチ、バグダッド、ペイルート、羅馬、アレキ  
 出張所及 盤谷、蘭貢、マドラス、カラチ、バグダッド、ペイルート、羅馬、アレキ  
 出張所及 盤谷、蘭貢、マドラス、カラチ、バグダッド、ペイルート、羅馬、アレキ  
 代理店 佛國三菱株式會社(巴里) 同里昂支店、同カサブランカ支店  
 責任獨國三菱商會社(伯林) 日波貿易會社(テヘラン)



帝寶	丸	D/W	13.740噸
洋	丸	〃	13.305〃
洋	丸	〃	13.305〃
海	丸	〃	11.532〃
昭	丸	〃	10.200〃
瑞	丸	〃	1.531〃
快	丸	〃	

日本タンカー株式會社

東京市麴町區丸ノ内三丁目六番地

電話丸ノ内(23) 1757 3691 番

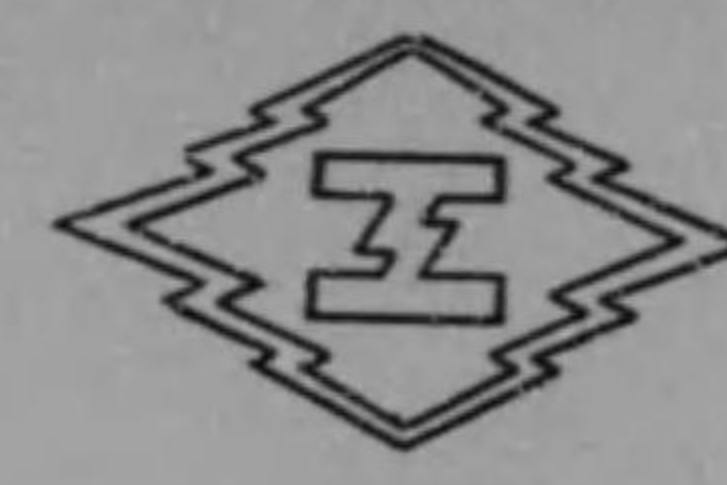
東京市京橋區銀座二丁目二

# 大倉商事株式會社

電話 京橋

一、一三〇一、二四九  
七、三三一番

製 一般機械器具類  
品 一般兵器類  
目 各種教練銃



## 中央工業株式會社

東京市京橋區木挽町三丁目四番地  
電話京橋 八一二二・八八八六  
九三五四・九三五五

### 工場及代理店

大森工場 東京市大森區堤方町二二三番地  
電話大森 自七五五一至七五五四  
代 二三九三・七五四三

南部工場 東京府北多摩郡國分寺村本多新田  
電話國分寺 〇〇七九・〇一〇六

王子工場 東京市王子區稻村西町五丁目一  
電話赤羽 二六三五・二一九四

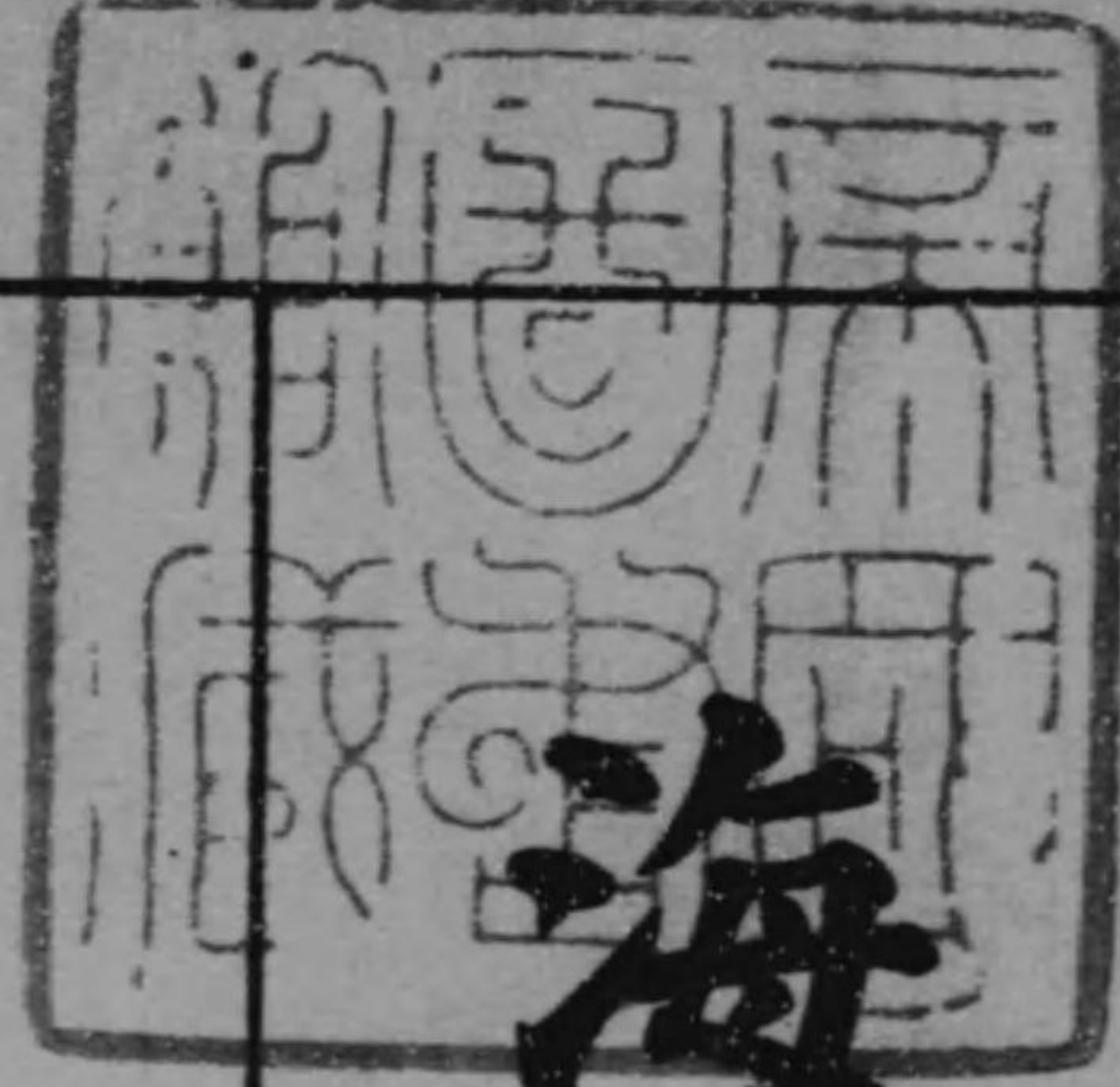
新倉工場 埼玉縣北足立郡新倉村地字蔭四五〇  
電話白子 〇六〇六

地方代理店 大倉商事株式會社  
教練銃代理店 株式會社 大倉銃銃店

昭和十四年版

# 海軍要覽

財團法人 海軍有終會編



讀書錄


卷之十

讀書錄

待恃

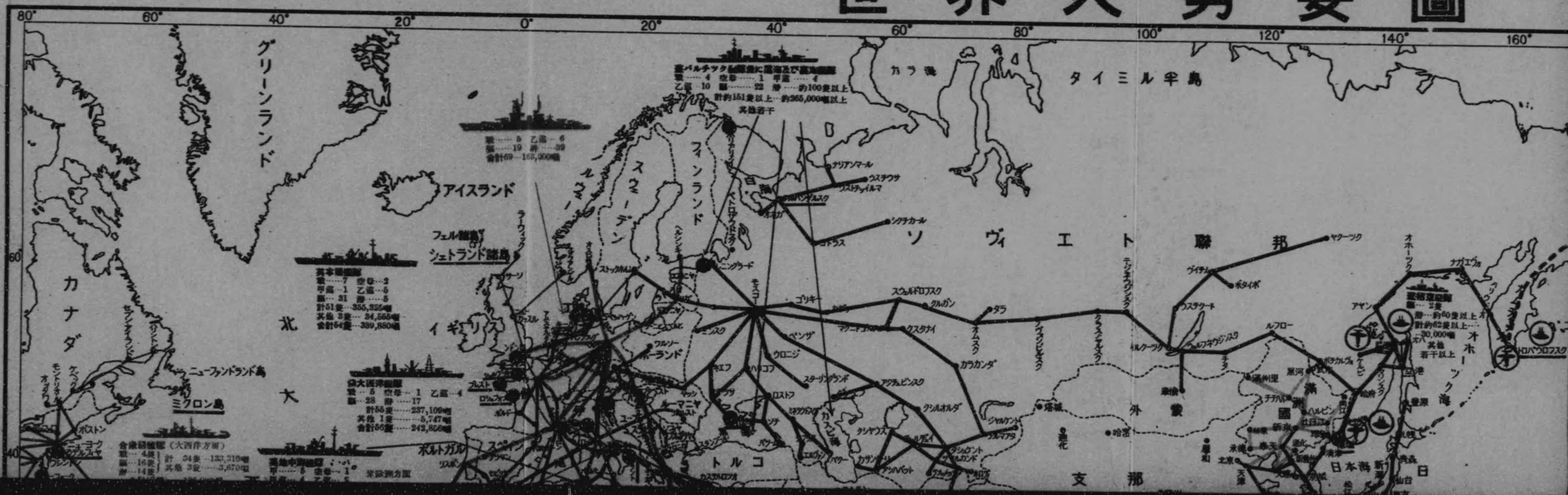
有

光  
政  
題

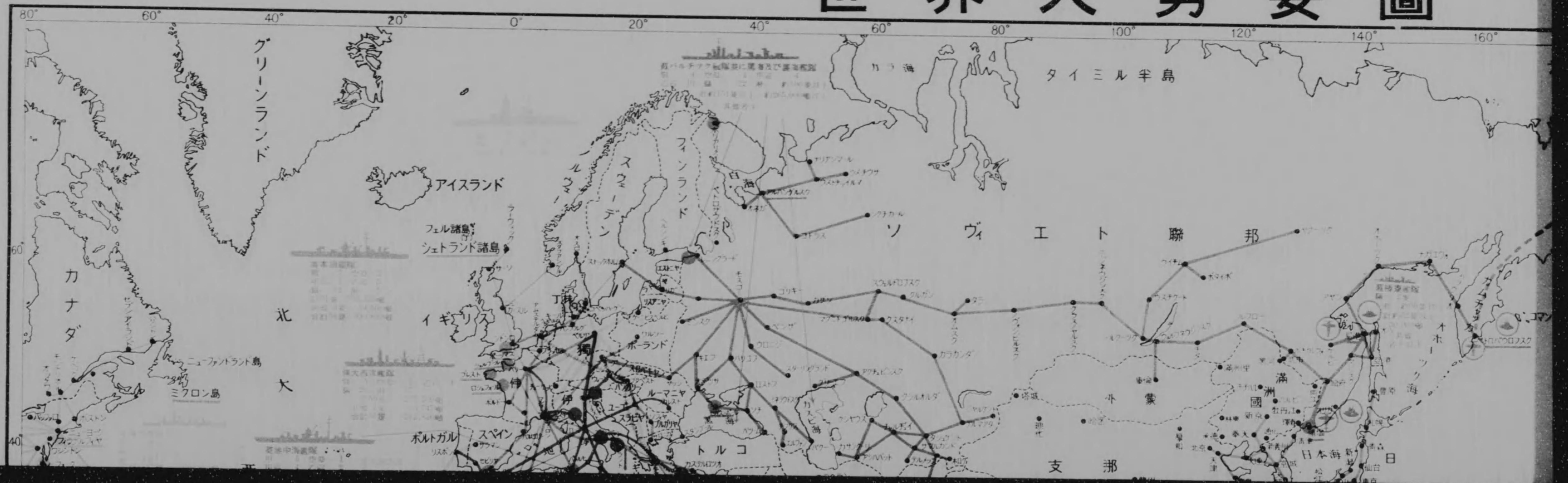




# 世界大勢要圖

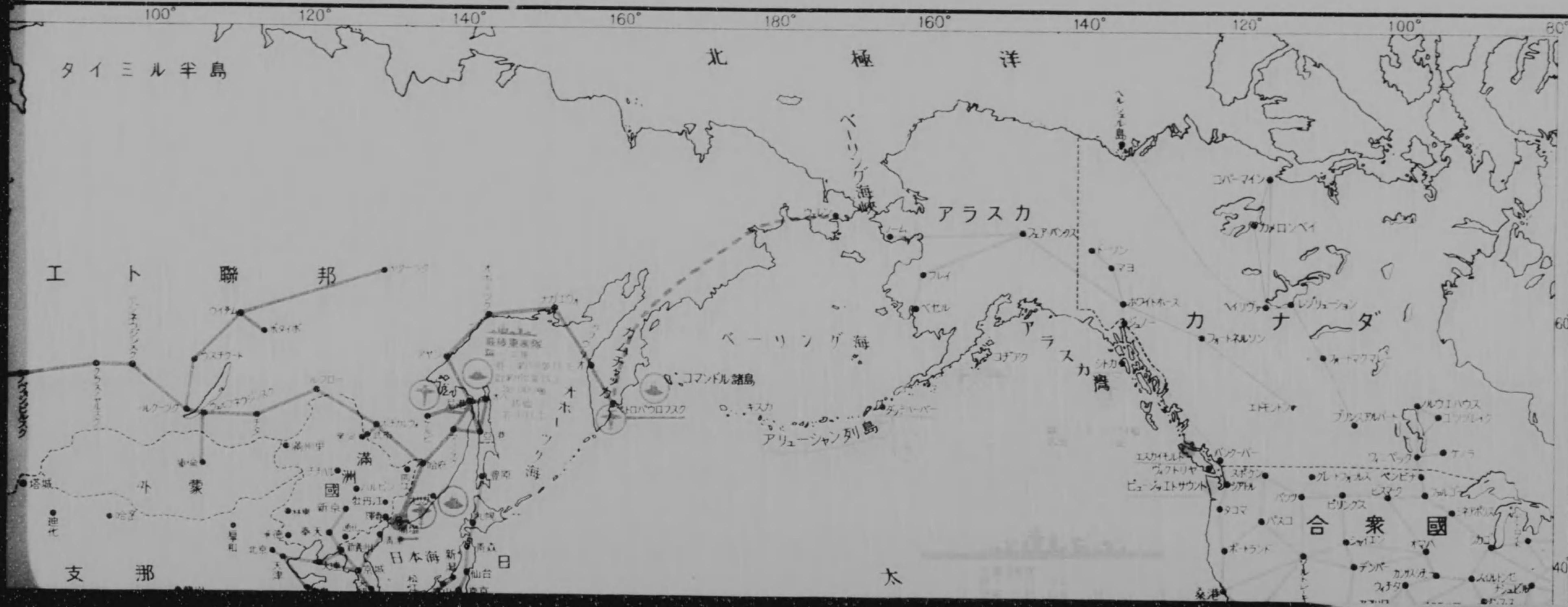


# 世界大勢要圖





# 大勢要圖



タイミル半島

北極洋

アラスカ

カナダ

エト 聯邦

ベーリング海

アラスカ海

外蒙

支那

日本海

太

合衆國



(昭和十四年一月現在) 海軍兵力表

主力艦・航空母艦  
甲級巡洋艦・乙級巡洋艦  
驅逐艦・潜水艦

國別	米 國		英 國		佛 國		伊 國		獨 國		蘇 國		
	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	
既成 (ヲ含ム)	主力艦	15	464	15	475	7	164	6	160	5	82	4	94
	航空母艦	5	120	7	137	1	22	—	—	—	—	1	9
	甲級巡洋艦	18	171	15	145	7	70	8	79	—	—	約 4	約 30
	乙級巡洋艦	17	141	49	314	12	85	15	84	6	35	約 10	約 37
	驅逐艦	223	276	176	229	72	122	126	121	19	31	約 24	約 35
潜水艦	91	85	63	65	77	75	94	71	39	15	約 170	約 90	
合 計	369	1,257	325	1,365	176	538	249	515	69	163	約 213	約 295	
未起工 (ヲ含ム)	主力艦	6	210	7	約 255	4	140	2	70	2	70	2	70
	航空母艦	1	15	5	約 115	2	36	—	—	2	39	2	24
	甲級巡洋艦	—	—	—	—	—	—	—	—	5	50	約 7	約 56
	乙級巡洋艦	6	50	19	約 127	3	24	12	38	2	14	約 10	約 29
	驅逐艦	35	54	24	約 41	18	26	12	20	7	13	約 9	約 16
潜水艦	16	23	10	約 11	22	22	10	10	22	11	約 50	約 22	
合 計	64	352	65	約 549	49	249	36	138	40	197	約 80	約 217	
總 合 計	433	1,609	390	約 1,914	225	786	285	653	109	360	約 293	約 512	

主要航空路

凡例

日 滿 英 米 佛 獨 伊 和 ソ

備考

新設多ク者ハ省略ス

全線通シタルヲ示ス

潜水艦及航空母艦ハ本表内方ニ示ス

在船スルヲ示ス

現有航空機數



伊本海峽線  
 全長 1,100 海里  
 平均 21 海里  
 最大 37 海里  
 合計 171 隻 約 311,000 噸

昭和十四年一月現在 海軍兵力表

主力艦・航空母艦  
 中級巡洋艦・乙級巡洋艦  
 駆逐艦・潜水艦

艦種	米 國		英 國		佛 國		伊 國		獨 國		蘇 國	
	隻数	噸数(千噸)	隻数	噸数(千噸)	隻数	噸数(千噸)	隻数	噸数(千噸)	隻数	噸数(千噸)	隻数	噸数(千噸)
主力艦	15	464	15	475	7	164	6	140	5	82	4	94
航空母艦	5	126	7	137	—	—	—	—	—	—	3	4
甲級巡洋艦	18	171	15	145	7	70	8	74	—	—	約 4	約 30
乙級巡洋艦	17	141	49	314	20	85	15	84	6	35	約 10	約 37
驅逐艦	223	276	176	229	71	122	126	121	19	31	約 24	約 35
潜水艦	91	85	63	65	77	75	94	71	39	15	約 120	約 90
合 計	369	1,257	325	1,365	176	638	249	575	69	163	約 213	約 295
未起工	6	210	7	約 255	4	140	2	70	2	70	2	70
建造中及予算内	1	15	5	約 115	2	36	—	—	2	39	2	24
航空母艦	—	—	—	—	—	—	—	—	3	50	約 2	約 56
甲級巡洋艦	6	50	19	約 127	3	24	12	38	2	14	約 10	約 29
乙級巡洋艦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
驅逐艦	35	54	24	約 41	16	26	12	20	7	13	約 9	約 16
潜水艦	16	23	10	約 11	22	22	10	10	22	11	約 50	約 20
合 計	64	352	65	約 544	49	248	16	138	40	187	約 80	約 217
總 合 計	433	1,609	390	約 1,914	225	786	265	653	109	360	約 293	約 512

主要航空路

凡例

日	滿	英	米	佛	獨	伊	和
●	●	●	●	●	●	●	●
○	○	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△
□	□	□	□	□	□	□	□
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○

備 考

● 航空機が飛来する基地  
 ○ 航空機が飛去する基地  
 △ 航空機が飛来・飛去する基地  
 □ 航空機が飛来・飛去しない基地  
 ○ 航空機が飛来・飛去しない基地  
 ○ 航空機が飛来・飛去しない基地

現有航空機數



(昭和十四年一月現在) 海軍兵力表

主力艦・航空母艦  
甲級巡洋艦・乙級巡洋艦  
驅逐艦・潜水艦

國別	艦種	米 國		英 國		佛 國		伊 國		獨 國		蘇 國	
		隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)
既成 (ヲ含ム)	主力艦	15	464	15	475	7	164	6	160	5	82	4	94
	航空母艦	5	120	7	137	1	22	—	—	—	—	1	9
	甲級巡洋艦	18	171	15	145	7	70	8	79	—	—	約 4	約 30
	乙級巡洋艦	17	141	49	314	12	85	15	84	6	35	約 10	約 37
	驅逐艦	223	276	176	229	72	122	126	121	19	31	約 24	約 35
	潜水艦	91	85	63	65	77	75	94	71	39	15	約 170	約 90
	合計	369	1,257	325	1,365	176	538	249	515	69	163	約 213	約 295
未起工 (ヲ含ム)	主力艦	6	210	7	約 255	4	140	2	70	2	70	2	70
	航空母艦	1	15	5	約 115	2	36	—	—	2	39	2	24
	甲級巡洋艦	—	—	—	—	—	—	—	—	5	50	約 7	約 56
	乙級巡洋艦	6	50	19	約 127	3	24	12	38	2	14	約 10	約 29
	驅逐艦	35	54	24	約 41	18	26	12	20	7	13	約 9	約 16
	潜水艦	16	23	10	約 11	22	22	10	10	22	11	約 50	約 22
	合計	64	352	65	約 549	49	248	36	138	40	197	約 80	約 217
總 合 計	433	1,609	390	約 1,914	225	786	285	653	109	360	約 293	約 512	

現有航空機數 (昭和十四年一月現在)

國 別	機 數	記 事
米 國	海 軍 約 2,000 陸 軍 約 1,600	海軍備用航空隊及練習機ヲ含ム 編制豫備軍及護國軍飛行機ヲ含ム
英 國	約 4,000	練習機ヲ含ム
佛 國	約 4,000	練習機ヲ含ム
伊 國	約 3,000	殖民地部隊及練習機ヲ含ム
獨 國	約 4,000	
蘇 國	約 6,500	



昭和十四年一月現在 海軍兵力表

艦種	國別	米 國		英 國		佛 國		伊 國		獨 國		蘇 國	
		隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)	隻數	噸數(千噸)
既成	主力艦	15	464	15	475	7	164	6	160	5	82	4	94
	航空母艦	5	120	7	137	1	22	—	—	—	—	1	9
	甲級巡洋艦	18	177	15	145	7	73	6	79	—	—	約4	約30
	乙級巡洋艦	17	141	49	314	12	85	15	84	6	35	約10	約37
	驅逐艦	223	276	176	229	72	122	126	121	19	31	約24	約35
	潜水艦	91	85	63	65	77	75	94	71	39	15	約170	約90
合 計		369	1,257	325	1,365	176	538	249	515	69	163	約213	約295
未起工 建造中及 予備艦	主力艦	6	210	7	約255	4	140	2	70	2	70	2	70
	航空母艦	—	15	5	約115	2	36	—	—	2	39	2	24
	甲級巡洋艦	—	—	—	—	—	—	—	—	5	50	約7	約56
	乙級巡洋艦	6	53	19	約127	3	24	12	38	2	14	約10	約29
	驅逐艦	35	54	24	約47	18	26	12	20	7	13	約9	約16
	潜水艦	16	23	10	約17	22	22	10	10	22	11	約50	約22
合 計		64	352	65	約549	49	248	36	138	40	197	約80	約217
總 合 計		433	1,609	390	約1,914	225	786	285	653	109	360	約293	約512

現有航空機數

國 別	機 數	記 事
米 國	海軍 約 2,000 陸軍 約 1,600	海軍機備航空隊及練習機、空軍編制機備軍及海軍軍飛行機、空軍
英 國	約 4,000	練習機、空軍
佛 國	約 4,000	練習機、空軍
伊 國	約 3,000	殖民地部隊及練習機、空軍
獨 國	約 4,000	
蘇 國	約 6,500	

考 新編多量艦艇並多 艦隻支



## 序

支那事變勃發以來將に二ヶ年に垂んとし、敵の主要據點の殆んど全部は我手に陥ち、敵の戦力は著しく減退して、戦局の大勢已に決せるにも拘らず、敵は未だに我國の眞意及び實力を覺らず、故らに長期抗戰を呼號して居る。

又事變の解決に至大の關係を有する第三國群は擧つて軍備の強化に狂奔し、國際情勢の極めて機微なる實狀に想到する時、一般國民の時局の重大性に關する認識と國防、特に海軍に對する關心とを更に一段と深からしむるの必要を痛感する次第である。

此の秋に當り多年海防・海事に關する諸問題を研究し、國民

的海事思想の普及に努力しつゝある財團法人海軍有終會の手に依り、昭和十四年版「海軍要覽」の發刊を見るは洵に欣快とするところにして、其の内容の正確斬新、資料の適切豊富なる、一般國民に對する好個の參考書たるを疑はない。是れ爰に本書を江湖に推薦する所以である。

昭和十四年五月二十七日

海軍中將 古 賀 峯 一

### 緒 言

本要覽の編纂に關しては、前年度版の方針を踏襲し、年鑑式記述に加ふるに論述・解説の類を以てし、其の内容の豊富と完璧とを期した。

前者に屬するものは前年度版と全然同一の部門別により、何れも爾後二箇年に互る經過と推移とを事實に即して記述するに努め、後者に屬するものは、新部門・新題目の下に、舊年版に於て取扱はれざりし事項を選択し、新味を織込むことに腐心した。就中「支那事變と帝國海軍」の一篇は、事變下刊行の記念記事として、本書の掉尾を飾るものと言へよう。

第一篇軍備、第二篇海軍艦船及び第四篇航空は、彼此關聯を有つ姉妹篇であつて、之れが通讀により、現下世界を擧げて狂奔しつゝある海・空を主とする再軍備の全貌を明らかにすると共に、將來に對する見透しに付的確なる把握が出来るものと信ずる。

第三篇海軍兵器機關に就ては、各國共機密の保持に嚴重なる閉鎖主義を執つて居るので、斬新なる諸考案や精銳なる新兵器等の實體に觸れ、其の具體的内容を紹介し得ざるを遺憾とする。併しながら、本篇により科學の殿堂たる海軍艦艇に如何に現代文明の粹が蒐められつゝあるかを窺ふに足ることと思ふ。本篇中の「船用機關最近發達の趨勢」は其の記述一般船用機關に及び、優に一部門を成すものであるが、前例に準じ「兵器機關」に一括した次第である。

第五篇「海軍衣糧」は本要覽の特別部門といふべきもので、恐らく一般讀物として提供さるゝのは本記事を以て最初とすべく、衣食住に於て特別の形態を持つ艦上生活者であり、且つは季節を超越して大洋に馳驅する海軍々人の居住が如何に變轉・複雑を極むるものであるかは、其の衣食制度の多種

多様なることによつても是を知ることが出来よう。  
第六篇「兵略」は機微なる國際情勢に筆を起し、主として海軍國の傳統的精神を解剖剔抉し、海軍存在の意義と海洋國民の使命につき犀利・透徹せる識見を吐露されたる雄篇であり、第七篇「建艦問題」は華府條約の廢棄並に倫敦條約の失效を彌縫せんとする質的協定成立の經緯を明らかにされたる述作である。

興亞の大偉業の達成に向つて邁進しつゝある帝國として、資源の開発と獲得乃至之れが需給關係は正に焦眉の問題であるが、第八篇「國防資源」は、之れが解決に對し實質的好參考資料を提供してゐる。又本問題に連關を有し、且つ造艦能力擴充上重大なる役割を有つ「造船事業」に關する所論第九篇の併讀が望ましい。

全部門を通じ、記事の正確を期する爲め、海軍當局の校閲を経てゐるが、筆者の觀察・所見に互るものは必ずしも當局の承認を受けたものでないことをお断りして置く。

終りに臨み、海軍大臣、軍令部次長閣下より、題字・序文を忝ふしたるは、感激に堪へざるところ、又幾多貴重なる資料を下附されたる海軍官憲並に之れが蒐集・整理・編述に當られたる別表記載の各位に對し、深甚の謝意を表する次第である。

昭和十四年五月二十七日

(第三十四回海軍記念日)

財團 海軍 有終會

本書編纂に關する分擔

篇名	章・節	官	氏名
總說	(第三章第二節を除く) 第三章第二節	海軍少將	向田金一
第一篇	第一章、第二章、第二節、第三章	海軍主計大佐	廣瀬彦太
第二篇	第一章、第二章、第二節、第三章	海軍造船中將	生島清
第三篇	第二章、第三章、第四章、第五章、第六章	海軍大佐	永川連水
第四篇		海軍少將	小山與四郎
第五篇		海軍中佐	武村耕太郎
第六篇		海軍大佐	岩本喜一郎
第七篇		海軍少將	小山與四郎
第八篇		海軍中將	關根郡平
第九篇		海軍大佐	有馬寛造
第十篇		海軍大佐	石原戒
第十一篇		海軍大佐	岩井祐文
第十二篇		海軍大佐	小島與四郎

凡 例

- 一、本書の内容記事竝に調査事項等は概ね昭和十三年末を期限として掲載蒐録しあるも、或る部門に於ては成るべく最近の資料を盛る意味に於て追補を行ひたるものあり。
- 二、書中、往々専門略語を用ひたるところあり、例へば航空母艦を航・母、嚮導驅逐艦を嚮驅としあるが如し。
- 三、度量衡は帝國海軍の規定に従ひ、米式に據れるも、出所の關係により當該國に於ける度量衡そのまゝを用ゐたるものあり。
- 四、文體竝に字句の使分けは、編述者によりて、必ずしも一様ならず、又歐語の固有名詞等に於ても若干の差異あるを免れず。
- 五、本文中の挿入寫眞は必ずしも挿入個所の本文と關係を有つにあらず、單なる參考に止まるものあり。

換算表

○砲の口径

16吋=40釐
15 = 38
14 = 36
13½ = 34
13.4 = 34
12 = 30
11 = 28
10 = 25
8 = 20
7.5 = 19
6 = 15
5.5 = 14
5.1 = 13
5 = 13
4.7 = 12
4 = 10
3 = 8
2.5 = 6
1 = 2.5
75耗 = 8
22听 = 9
6 = 6
3 = 5
2½ = 8

○發射管の徑

21吋 = 53釐
20.9 = 53
19.7 = 50
18 = 45
14 = 36

○度量衡單位

(噸はキログラム、噸はメートル・トン)

1吋 = 25.4耗
1耗 = 0.039吋
1呎 = 0.3048米
1米 = 3.2809呎
1哩 = 1.6093軒
1湮 = 1.853軒
1听 = 0.453耗
1耗 = 2.204听
1噸 = 1.016噸
1噸 = 0.984噸

○油料單位

(噸はガロン)

1石 = 39.7英鎊 = 47.66米鎊
= 1.136耗
1耗 = 0.88石(燈油)
= 1.41石(原油)
1英鎊 = 2.52升
1米鎊 = 2.09升
1立 = 0.554升
1噸 = 約6石(原油)
1噸 = 約5.54石
1面 = 36立 = 約2斗

曆對照

邦 曆	西 曆
紀元2528	1868
明治 元	
10	
20	
30	
31	
32	
33	
37	
38	
39	
40	
42	
44	
紀元2572	1900
大正 元	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
紀元2586	1932
昭和 元	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
紀元2600	1940
15	

軍艦と商船との噸數表はし方

一、排水量 常備状態に於ける軍艦が水上に浮んで排除し居る水の重さを排水量といふ。即ち排水量は艦全體の重量なり。

英噸 海水の重さは季節と所により相違あるも、普通一立方呎を七十四听とし、三十五立方呎を一英噸として數ふ。  
佛噸 即ち米噸(噸)は一立方米にして、英噸の〇・九八四二に當り、英噸は佛噸の一・〇一六に相當す。  
二、基準排水量 前項の排水量より燃料及び補給水量を除きたる噸數なり。従つて華府條約協定の一萬噸巡洋艦は從來の常備排水量(各國造艦計畫によりて異なるも)の約一萬三千噸にも相當す。

商船

一、總噸數 船の全容積を立方呎を單位として計り、之を百にて除したる商を謂ふ。即ち大體に於て總噸數は船の全容積を表はす數なり。(往時の千石船は十立方呎を以て一石とす)  
二、登録噸數(純噸數) 總噸數の中より機關室及び居住用室の容積を除きたる殘餘の噸數、即ち乗客又は貨物搭載の爲め利用し得る容積を示す數量なり。

以上の外

載貨容積噸數 とは容積上其の船の積載し得べき場所を四十六立方呎を以て一噸として數へたる噸數なり。  
載貨重量噸數 とは其の船の積載し得べき限度を重量噸にて表はしたるもの、即ち空荷状態と滿載状態との排水量の差なり。

軍艦と商船との比較表

軍艦と商船とは直ちに其の大小を比較する能はず。又客船と貨物船とは其の計畫に於て異なるも、其の滿載状態に於ける吃水に對する計畫排水量噸數あり、船型により異なる區々にして一定の標準を示し難きも、客船の排水量は總噸數に三割弱(約二九%)の噸數を加へたるもの。貨物船の滿載排水量は總噸數の殆んど二倍に相當す。

昭和十四年版

# 海軍要覽

## 目次

### 總說

#### 第一篇 軍備

第一章 列國海軍政策	七
第一節 概說	七
第二節 米國	八
第三節 英國	三
第四節 佛蘭西	四
第五節 伊太利	五
第六節 獨逸	五
第七節 蘇聯邦	六
第二章 列強の造艦政策と建艦現狀	八
第一節 概說	八
第二節 米國	一〇

目次

第三節 英國	一七
第四節 佛蘭西	一八
第五節 伊太利	一九
第六節 獨逸	二〇
第七節 蘇聯邦	二一
第八節 各國の代表艦及び建艦概要	二二
第三章 列國海軍豫算並に施設	二三
第一節 概説	二四
第二節 日本	二五
第三節 米國	二六
第四節 英國	二七
第五節 佛蘭西	二八
第六節 伊太利	二九
第七節 獨逸	三〇
第八節 蘇聯邦	三一
第二篇 海軍艦船	三二
第一章 主力艦	三三
第一節 列強の主力艦	三四

第二節 新主力艦の趨勢	三五
第三節 改装せられたる主力艦	三六
第二章 航空母艦と水上機母艦	三七
第一節 航空母艦	三八
第二節 新造航空母艦	三九
第三節 航空母艦の概説	四〇
第四節 水上機母艦	四一
第三章 巡洋艦	四二
第一節 甲級巡洋艦	四三
第二節 乙級巡洋艦	四四
第四章 驅逐艦	四五
第一節 列強の驅逐艦	四六
第二節 驅逐艦概説	四七
第五章 潜水艦	四八
第一節 列強の潜水艦	四九
第二節 獨逸の新潜水艦(單一機械式)	五〇
第六章 水雷艇	五一
第一節 水雷艇	五二

第二節 高速内火艇……………一七〇

第七章 特殊艦艇……………一七〇

第一節 列強の特務艦艇……………一七〇

第二節 水上機巡洋艦……………一七〇

第三節 航空巡洋艦……………一七〇

第四節 英海軍研究船レサーチ號……………一八〇

第五節 海上氣象及び海洋觀測船凌風丸……………一八〇

第八章 過去五十年に亘る軍艦橋の設計様式……………一八五

**第三篇 海軍兵器と船用機關**

第一章 砲煩兵器……………一八六

第一節 列國に於ける砲煩兵器概説……………一八六

第二節 列國に於ける對航空機砲銃の概要……………一九〇

第三節 戰艦主砲の變遷……………一九〇

第四節 主力艦の兵裝……………一九〇

第二章 水雷兵器……………一九〇

第一節 魚雷發達の概説……………一九〇

第二節 飛行機魚雷……………一九〇

第三節 機械水雷(機雷)……………一九四

第四節 掃海具……………一九七

第五節 對潛兵器(爆雷、水中聽音機、防潜網)……………一九九

第三章 通信兵器……………二〇〇

第一節 無線通信器の發達……………二〇〇

第二節 放送無線電話……………二〇〇

第三節 録音放送……………二〇〇

第四節 テレビジョン……………二〇七

第四章 火藥及び化學兵器……………二〇〇

第一節 火藥……………二〇〇

第二節 化學兵器……………二〇〇

第五章 電氣、光學、航海兵器……………二〇〇

第一節 電氣的兵器……………二〇〇

第二節 光學兵器……………二〇八

第三節 航海兵器……………二一〇

第六章 船用機關最近發達の趨勢……………二一〇

第一節 總說……………二一〇

第二節 内燃機關……………二一〇

第三節 高壓高溫蒸氣……………二一七

目次……………二一七



第四節 汽 罐.....二七七

第五節 燃料と燃焼.....二九四

第六節 減速齒車タービン.....三〇一

第七節 往復蒸氣機關及び排汽タービン.....三二二

第八節 電氣推進.....三三九

第九節 推 進 器.....三五七

第十節 補助機關.....三六三

第十一節 機關用金屬材料.....三八八

第四篇 航 空

第一章 戰 闘 機.....三四五

第一節 今日の戰闘機.....三四五

第二節 戰闘機の高速飛行.....三四五

第三節 戰闘機の急降下速度.....三四六

第四節 將來の戰闘機.....三四六

第五節 複座戰闘機の將來.....三四七

第二章 爆 撃 機.....三五〇

第一節 今日の爆撃機.....三五〇

第二節 急爆機のプロペラ・ブレイキ.....三五二

第三節 爆撃機の對戰闘機防禦策.....三五二

第四節 高速爆撃機の新戰術.....三五三

第三章 戰闘機と爆撃機.....三五三

第四章 水陸兩用機の進出.....三五六

第五章 飛行船の被害度.....三五七

第六章 航空兵器.....三六〇

第一節 機銃砲塔.....三六〇

第二節 爆彈の改良.....三六一

第三節 反射光線を利用する高角砲彈丸の爆發裝置.....三六三

第七章 プロペラ.....三六六

第一節 可變節プロペラ.....三六六

第二節 エヴェレル單翅プロペラ.....三六八

第三節 ハミルトン式フェザー・プロペラ.....三六七

第八章 機 體.....三六九

第一節 マレンデー式フラップ翼.....三六九

第二節 穿孔フラップ翼.....三七〇

第三節 フェアリー式引込脚警戒裝置.....三七七

第四節 操縦席の改良.....三七七

第九章 發動機……………三三

  第一節 多發飛行機の發動機同調装置……………三三

  第二節 排氣不折器……………三三

  第三節 氣化器の防水問題……………三三

第十章 操縦術及び航法……………三六

  第一節 翼の結氷と操縦性……………三六

  第二節 フラップ翼降着……………三七

  第三節 飛行機の自動着陸方法……………三八〇

第十一章 列國航空政策及び軍備の概要……………三八二

  第一節 米 國……………三八二

  第二節 英 國……………三八六

  第三節 佛 蘭 西……………三八八

  第四節 伊 太 利……………三九一

  第五節 獨 逸……………三九二

  第六節 蘇 聯 邦……………三九三

  第七節 支 那……………三九五

第十二章 其の他の問題……………三九五

  第一節 飛行機對戰艦……………三九五

第五篇 海軍衣糧

第一章 被 服……………四〇三

  第一節 沿 革……………四〇三

  第二節 調 達……………四〇四

  第三節 交付、給與、貸與……………四〇五

  第四節 特殊被服……………四一七

第二章 糧 食……………四一九

  第一節 沿 革……………四一九

  第二節 調 達……………四二〇

  第三節 給 與……………四二〇

第六篇 兵 略……………四二六

  方今の國際情勢と海上制覇……………四二六

  第一節 列強の對抗關係……………四二八

  第二節 海軍戰略から見た英の外交策……………四二九

第三節 基礎海面の意義…………… 四三四

第四節 海洋發展と海陸聯合作戦…………… 四三六

第五節 空軍の劣勢と食糧の不足とは英の弱點…………… 四四〇

第六節 日本國民の使命と我等の決意…………… 四四二

第七篇 建艦問題

序言

第一章 英米佛の對日交渉…………… 四四五

第一節 備砲口径問題…………… 四四五

第二節 建艦内容通報問題…………… 四四七

第三節 主力艦新制限協定成立経緯…………… 四五一

第二章 英國の倫敦海軍條約補強工作と其の成果…………… 四五四

第一節 英蘇、英獨海軍協定の成立…………… 四五四

第二節 兩海軍協定と倫敦海軍條約との主要相違點…………… 四五六

第三節 蘇聯邦海軍再建運動と英國…………… 四五八

第四節 伊國の倫敦海軍條約參加約束…………… 四五九

第五節 倫敦海軍條約制限體制の崩壊…………… 四六〇

結言…………… 四六〇

附錄…………… 四六八

英米佛の建艦内容通報要請書翰及び帝國政府の回答海軍軍備制限に關する千九百三十六年三月二十五日の條約を修正する議定書

海軍軍備制限及び海軍艦船建造に關する情報交換に關する聯合王國政府と「ソヴェト」社會主義共和國聯邦政府との間の協定(略稱英蘇海軍協定)抜萃

甲級巡洋艦に關する英獨間の交換公文

EXCHANGE OF NOTES BETWEEN UNITED KINGDOM AND ITALY.  
Treaty for the Limitation of Naval Armament signed at London, March 25, 1936

第八篇 國防資源

第一章 總說

第一節 資源の意義…………… 四八一

第二節 資源問題の重大性…………… 四八二

第三節 列國原料資源の概観…………… 四八五

第四節 國際問題としての原料資源…………… 四九一

第五節 工業原料資源と貿易…………… 四九三

第六節 日本の資源區域…………… 四九五

第七節 資源と科學…………… 四九六

第八節 生産の増加と資源開發…………… 四九八

第九節 廢品回收と資源愛護運動……………五〇〇

第十節 代用品問題……………五〇一

第二章 資源各論……………五〇三

第一節 人的資源……………五〇三

第二節 鐵 鋼……………五〇九

第三節 非鐵金屬……………五〇五

第四節 燃 料……………五〇三

第五節 纖維、皮革……………五〇四

第六節 食 糧……………五〇六

第七節 鹽、護 謨……………五〇八

第八節 電 力……………五〇二

第三章 北支の資源……………五〇四

第一節 總 說……………五〇四

第二節 鑛產資源(石炭、石油、鐵鑛)……………五〇五

第三節 農產資源(棉花)……………五〇七

第四節 鹽……………五〇七

第五節 畜產資源(羊毛、皮革)……………五〇七

第六節 林產資源(桐油)……………五〇八

第七節 發電水力……………五〇八

第四章 南洋資源……………五〇九

第九篇 海 事

本邦造船事業の振興施設……………五三三

第一節 沿 革……………五三三

第二節 現 況……………五三五

第三節 造船業の特異性……………五三六

第四節 造船業振興の必要……………五三九

第五節 政府の造船事業振興……………五六〇

第六節 將來の對策……………五三三

第十篇 支那事變と帝國海軍

第一章 支那事變の由來……………五三七

第一節 序 說……………五三七

第二節 日支問題の経緯……………五三八

第三節 蘆溝橋事件の勃發……………五三九

第四節 我が廟議派兵に一決……………五四〇

第五節 大山事件の發生……………五四八

第六節 戦火上海に及ぶ……………五五〇

第七節 結 言……………五九一

第二章 帝國海軍の作戰行動……………五九二

  第一節 概 説……………五九三

  第二節 海上の制覇……………五九三

  第三節 居留民所在地の警備……………五九四

  第四節 陸戦隊の奮闘……………五九六

  第五節 支那沿岸の交通遮断……………六〇三

  第六節 海軍航空部隊の活躍……………六〇九

  第七節 支那海軍兵力の覆滅……………六一〇

  第八節 江上作戰と水路啓開……………六一五

  第九節 沿岸要地の占據……………六二八

  第十節 陸軍との協同作戰……………六三九

  第十一節 結 言……………六三〇

第三章 東亞新秩序建設と帝國海軍……………六三三

附録

  支那 帝國海軍作戰經過一覽表……………六四五

  事變 帝國海軍作戰經過一覽表……………六四五

  (備考) 卷頭挿圖一葉、寫眞十葉、卷末列國海軍現狀參考圖表二五枚。

昭和十四年版 海軍要覽

總 說

この兩三年間に於ける國際情勢の變遷は眞に刮目に値する、ことに我海軍を繞る目覺ましい出來事があつたその一は海軍無條約時代に入つたことである。

昭和十一年一月一日から海軍無條約時代に入つた。大正十一年以來、十五ヶ年間帝國海軍々備を拘束し來つたワシントン及びロンドン兩條約が昭和十一年末を以て効力を失ふ迄は條約の制限の下に於て海軍國防の重大使命を完ふすべく、帝國海軍としては容易ならざる苦心が存したのであつたが、この兩條約が効力を失つて帝國は最早や何等の掣肘を受くることなき無條約の時代に入つたことは、帝國海軍としては一つの時代を劃するものである。

これより先、我國より提案された不脅威・不侵略てふ公正妥當なる我軍縮提案が、英米佛の同意するところとならず、遂に昭和十一年一月十五日、倫敦會議より脱退してから、英米佛伊の四ヶ國によつて會議は繼續されたのであつたが、その後伊の調印拒絶となり、英米佛三ヶ國の間に一つの協定が成立し、千九百三十六年ロンドン海軍條約として昭和十一年三月二十五日調印された。然し此の條約は、畢竟、英米の現状維持主張で會議の失敗を糊塗する爲めの申譯的條約とも云ふべきもので、然かもその内容たるや、日伊其の他の海軍國の参加を條件とする質的制限であり、締約國間の建艦通報及び情報交換であるに過ぎないのみならず、國際情勢に伴ふ種々の保障條項があつて、その實行さへ疑はれ、軍縮條約としては殆んど無意義と云ふべきで、却つて軍擴を誘致すべき條約となつたのである。



果然、新ロンドン條約と共に英米間に英米海軍均等の原則が兩國間に確立せること、及び兩國間に建艦競争なかるべきことを了解すと云ふ主旨の文書が交換されたが、そのインキが未だ乾かざる内に主力艦の建造を繞つて英米間の建艦競争の氣運が生じて來た。又歐洲政局の不安に依つて英國の海軍力充實の必要上から倫敦海軍條約によつて陸軍の運命にあつた巡洋艦・驅逐艦を保留することになり、之れを日米兩國に通告して所謂エスカレーション條項の適用を見るに至つたのみならず、昭和十二年二月には英の十五億磅五ヶ年計畫の大軍備擴張計畫を發表せられ、これに刺戟せられて米國は新ヴェインソン案を以て既定計畫に更に二割増の大海軍を實現せんとしつゝある。

この間、英獨間の海軍協定、英蘇間の海軍協定があるが、後者の協定には極東方面の情勢に對する除外例を認めたることは注目を要する。

英米佛通牒

昭和十三年二月英米佛は同文通牒を以て、我が建艦の内容を示さんことを要求して來た。その要旨は左の通りである。(英米佛とも内容は同様である。)

「以書翰啓上致候、陳者

- 一、日本國政府に於ては千九百三十六年ロンドン海軍條約並に右に對應せるドイツ國及びソヴェエト聯邦との二國間協定により、英國政府が三萬五千トンを超過し若しくは十六インチ以上の備砲を有し又は一萬七千五百トンに達せざる若しくは十インチ以下の備砲を有する主力艦(即ち基準排水量一萬トン以上又は八インチ以上の備砲を有する艦船)の建造を爲し得ざる次第を御承知のことと存候、巡洋艦(即ち八インチを超えざる備砲を有する一萬トンを超へざる艦船)に關しては英國政府は最高八千トン、備砲六インチの制限を受けをり候、
- 二、日本國政府は不幸にしてロンドン海軍條約に加入せらるるに至らず且つまた今日迄條約制限を事實上遵守する旨の如何なる保障をも與へられざりし次第に有之候

三、日本國政府に於て御承知の如く英國政府は海軍諸條約により同條約の締約國ならざる一國が條約制限に従はざる建造をなす場合エスカレーションの權利を與へられ居り候、昨今日本は上記制限に従はざる主力艦及び巡洋艦の建造に著手せり乃至は著手する意嚮を有する旨の執拗且つ累次の報道有之候處日本國政府より右が事實無根なる旨の明白なる保障無之場合右の報道は權威あるものと看做されざるべからざるべく、よつて英國政府は日本國政府に於て上記の保障を提供し得ず且つ豫め英國政府に對しその意嚮並に當該艦船のトン數及び最大備砲の口徑を通報することなくしては千九百四十三年一月一日以前に本件制限に従はざる如何なる艦船をも起工、竣工または取得せざるべしとの點につき英國政府に満足を與へられざるに於てはそのエスカレーションの權利を行使することと必要なりとの決定に達したる次第に有之候

四、海軍豫算見積書の發表を控へるること並に他の締約國に對し英國の建造計畫に關する情勢を與ふるの必要に鑑み、英國政府としては二月二十日迄に回答を得ば幸甚と存候、若し右期日迄に何等の回答を受領せざる場合又は回答中に所望の情勢及び保障無き場合、英國政府は日本國政府が前項制限に従はざる艦船を建造乃至取得を許可したるものと看なさるるを得ざるべく候、英國政府は然る後その條約關係にある他の海軍國と協議の上完全なる行動の自由を回復せざるを得ざるに立至るべく候、乍然、若し日本國政府にして條約制限に従はざる建造に従事しまたは従事せんとする場合と雖もその建造しつゝありまたは建造せんとする艦船のトン數及び備砲口徑を遲滯なく指示することを肯ぜらるるに於ては英國政府としても日本國政府が何等かの制限に同意の用意ある場合將來遵守せらるべきトン數及び備砲口徑の問題につき同國政府と討議する用意有之候、尤も右の如き協議は四月一日までに完了すること必要なるべく候云々」

右の三國の申入れに對して我政府は二月十二日左の回答を發した。

「以書翰啓上致候、陳者建艦通報に關する貴國政府の希望御開示相成たる本月五日附貴翰閣悉致候、帝國政府は過般ロンドン海軍々縮會議に於て海軍々備の徹底的縮小實現を期し、攻撃的性能を有する主力艦及び航空母艦の全廢を提議したるのみならず、量的制限を伴はざる質的制限が何等公正なる軍備縮小の目的を達成する所以に非らざるを主張したるも、不幸にして右帝國政府の意圖は貴國政府及び他の關係國政府の諒解する所とならざりし次第なるが、右帝國政府の根本方針は客年備砲制限に關する貴國の提案に對する我方の回答中に於ても明かにし置きたること御承知の通りにして帝國政府に於ては、飽く迄不脅威・不侵略の精神に従ひ何等他國を脅威するが如き軍備整備の意圖を有せざる次第に有之候、帝國政府は軍備縮小に關する我が方の合理的要望が他諸國の賛成を得ざるため今なほ帝國の加盟せる公正なる軍備條約なき現狀に於ては、量的制限を伴はざる建艦通報が何等公正なる軍備縮小に貢獻する所以に非ずとの見解を持するを以て遺憾ながら建艦通報に關する貴國政府の御希望に副ひ難き次第に候、帝國政府が建艦通報に關し貴國政府の要望するが如き回答をなさざるの故を以て貴方に於て我が方に一九三六年ロンドン海軍條約の制限を超ゆる艦艇の建造計畫あるものと推定するが如きは何等の合理性を認め得ざる所に有之、貴國政府が如何なる理由乃至風説を根據として帝國の加盟しをらざる條約中のエスカレーションの權利を行使せらるるとも右は全然わが方の關知せざる所に候、尙帝國政府が今後艦艇のトン數及び備砲口径の問題につき何等かの制限に同意の用意ある場合は貴國政府に於ても討議の用意ある旨御申越相成たる處、帝國政府は量的制限を伴はざる質的制限は公正なる軍備縮小の實現に貢獻するものに非ずとの從來の見解を今日なほ堅持するものに有之、從つて御申出の如き協議は何等軍備縮小に關する帝國政府の希望實現に資する所無之ものと認めざるを得ず、但し帝國政府は軍備に關する熱意に於て他に劣るものに非ざるを以て公正なる量的制限を第一義とする軍備縮小の協議に關しては何時にても之に應ずるの用意あることを茲に申添候云々」

(註) 佛國宛回答中には「右帝國政府の根本方針は客年備砲制限に關する貴國の提案に對するわが方回答中に於ても明かにし置きたること御承知の通りにして」の字句の代りに「爾來」の字句を加ふ。

右回答と同時に政府は左の聲明を中外に發して嚴然たる態度を明かにした。

「茲に建艦通報に關する英・米・佛三國政府の通牒に對して回答を發するに當り、帝國の所信を廣く中外に闡明せんとす。抑々軍縮問題に對する帝國の根本的態度は過般のロンドン軍縮會議において摺々強調せる所にして、眞に公正なる軍縮目的を達成せんとせば、先づ量的縮限の斷行を措いて他に途なく彼の單なる質的制限、若しくは建艦通報の如きを以てして到底その目的を達すること能はず、却つて量を以て質の不足を補はんとするの傾向を馴致し、徒らに量的建艦競争を招來すべきこと必然なる所以を天下に明かにせり。右帝國政府の所信は今日尙ほ之を翻すべき何等の理由を有せず、而して帝國海軍々備整備の根本方針は累次明らかにせる如く、飽く迄不脅威・不侵略の信條に則るにあり、即ち帝國は自ら守るに足るべき軍備を以て目途となし、敢て他國に脅威を與ふるが如き軍備を整備するの意圖は現在においては勿論、將來と雖も毫も之を有せざるべきは茲に明言して憚らざる所なり。然れども英米の如き最大海軍國に比し寡少なる軍備を以て國防の安固を期しつつある帝國としては、公正妥當なる軍縮協定の存在せざる今日三國の要望に應じて我が建艦計畫の内容を明示するが如きは、到底忍ぶべからざる所なるは何人もこれを諒解するに難からざるを信ず。嗣つて列國軍備の趨勢を観るに、最近英國においては既に尨大なる軍擴に著手して他國に異常なる脅威を與へ、米國また同様の態度に出でんとしつゝあるに拘らず、却つて今次の三國通牒に依つて帝國に對し海軍々備内容の開示を求め來れる處、帝國にして彼等の要望に應ぜざる場合、獨斷的にわが方がわが方の加盟せざる條約制限を超ゆる艦艇を建造中なりとの斷案を下し、以て自國軍擴の理由となさんとするが如きことあらば、かかる態度は著しく公正を缺くものにして、その結果に對する責任は最大海軍國自ら之を負

はざるべからざるなり。若し他國にしてかゝる理由の下に更に大なる軍擴に出で、以てわが方をして之に對應するため建艦計畫の變更をなすの已むなきに至らしむるが如きことあらば、帝國の頗る遺憾とする所なり。帝國は世界の平和及び親善の増進に寄與し得るが如き公正なる海軍々縮の實現に對しては今なほ他に劣らざる熱意を有するを以て、量的制限を第一義とする軍備縮小の協議に關しては欣然之に應ずるの用意あることを茲に確言し、以て眞に世界平和を念とする識者の深甚なる考慮を求めんとす。

以上は軍縮問題の餘蘊とも云ふべきものであるが、海軍無條約時代と云ふ一劃期に入りて我海軍が國防の大任を全ふすべき上に於て、不轉退の決意を闡明せるものとして、敢て冗長を厭はず茲に掲げたる所以である。

更に我海軍に取りて重大事項は、昭和十二年七月七日北支に勃發したる蘆溝橋事件である。この事件が遂に今日の支那事變に發展したる推移と、我海軍の作戰の經過につきては別に一章を設けたるを以て、茲に贅せずと雖も、今や日本國民は支那事變對處と共に東亞の新秩序の建設に一大聖業の完成に向つて邁進することとなつた。

このことたるや前途に幾多の難關あることは云ふ迄もないが、帝國海軍の帶ぶる使命はいやが上にも重大となり、ただに當面の作戰任務に邁進するのみならず、海洋方面より來るべき外壓を排除して國防の安固を確乎ならしめなければならぬのである。若し夫れ、大陸進出・大陸建設の如きは、制海權の確保なくしては砂上の樓閣を畫くと等しきこと、今更、古今の史實の跡を尋ぬるまでもなく、今次事變の經過の跡を辿れば自ら明瞭である、海軍力の充實を一日も弛めてはならぬ所以は茲に存する。(二一、二二〇)

## 第一篇 軍 備

### 第一章 列國海軍政策

#### 第一節 概 說

列國海軍  
政策  
概說

各國共その海軍政策は國策遂行を容易ならしむる爲に、その國の地位、その時代の國際情勢等を考慮して定められるものであつて、相當の不變性を持つてゐるが、之に依つて表現化する軍備は他國の軍備狀況、その時の國際情勢、艦艇や兵器の進歩發達等に依り、量的にも質的にも變化があるのは當然である。

故に列國の海軍政策を検討するには先づその國策の如何が問題になるのであるが、茲には之を省略して直ちに海軍政策を述べることにする。假令現狀維持を以て満足する國でも、海上よりする敵の侵襲防衛、海外に於ける自國權益擁護の爲には海軍を必要とする、即ち適切な海軍政策を樹立し、以て適當な海軍々備を維持しなければならぬ。

曾ては世界に雄飛した和蘭、葡萄牙も海軍政策を誤まつた爲に、その發展を持続することが出來ず、次第に萎微衰退して仕舞つた。之に反し英國は海軍を重視し、その政策適切であつた爲に、現在の如き發展を遂げたのである。米國も英國と肩を並べる大海軍を眞剣になつて建設し始めてからは、その主張に威力を備へる様になつた。

今や世界の狀勢を見るに、持てる國と持たざる國との對立が日に月に深刻化せんとしてゐる、従つて是等の國々は軍備、特に海軍並に空軍の軍備に大重であり、軍備競争の靨がある。早晩是等の國が戰爭に依るや不やは別として、



此の状態を解消せざるを得なくなるであらうが、此の際列國の海軍政策の動向を知ることが蓋し極めて必要なことと謂はねばならぬ。

左に列強の海軍政策を検討して見ることにする。

### 第二節 米 國

米國には海軍政策として公開したものがあつた。一九二八年制定の海軍政策の一部は本節(備考二)末尾に附してある通りであるが、何といつても其の根本政策は該文書にある通り、「國策及び通商を支持し、本國並に海外領土の防護に充分なる海軍力を維持すること」であつて、之が爲めに一般海軍政策としては「世界第一位にして、然かも條約の規程に準據する海軍を建設、維持、運用する」にあるのである。

勿論、今や一九二二年の華盛頓海軍制限條約、並に一九三〇年の倫敦海軍條約は効力を失うてゐるが、併し米國には依然我が國の海軍に對し、五對三の優越勢力を維持する方針が儼として残つてゐるやうに思はれる。

此の政策に關し、最近顯はれた米當局の言説乃至態度を茲に摘出して、更に一層具體的に考察して見ることにする。

昨年(一九三八年)一月大統領ルーズヴェルト氏の軍備擴張に關する國防敎書(註一)、海軍擴張案審議案中、作戰部長リーヒ大將の説明(註二)、並に同案に對する上院の報告書(註三)等を綜合すると、實に次の如くなる。

(イ) 各國の軍備擴張及び現下の不安なる國際狀勢に依り、米國の國防は不安となり、海軍擴張に迫られるに至つた。

(ロ) 國防は單に本土に對する外敵の侵襲を防ぎ得れば充分なりとするは誤りである。

又米國の國防線は太平・大西洋に於ける一切の米國領島嶼を包含し、比島もまた其の中に含まれてゐる。

(ハ) 米國は自給自足の國ではない、従つて戰時不足の原料輸入の爲め、通商路の擁護は極めて必要である。

(ニ) 之が爲め米國は世界第一の軍備を建設維持せんと欲し、對日五・三の優越比率を維持するの要がある。

(ホ) 海軍々備の根幹は依然戰艦であるが、併し航空兵力の整備、特務艦・商船等の充實もまた忽諸に附することは出来ない。

#### (註一) 國防敎書の一節

適切なる軍備とは我國の海岸を防衛するばかりでなく、海岸から遠く距つた地點にある我國民を防衛するに足る軍備を言ふのである。吾人は我が大陸の境界線から遠く數百哩離れた地點に於て潜在的敵を喰ひ止めねばならぬ。吾人の國防は一つの大洋並に海岸の一方のみに局限され、他方の大洋及び海岸は安全であると考へる譯には行かない。吾人は兩大洋の連絡帶たるパナマ運河が必ずしも安全であると考へることは出来ない、従つて適切な國防は又米國の凡有ゆる地方を同時に防衛するに足るものでなければならぬ。

#### (註二) 海軍擴張案審議に際し作戰部長の説明

(イ) 最近英日兩國が甚大な海軍力増加を企圖するに至つたので、米海軍としても隨時之に對應して艦隊勢力を強化するの必要に迫らるるに至つた。一九三〇年のロンドン海軍條約が満了となつて以來、國家の安全は列強の海軍擴張計畫に依り今や危殆に瀕して居る。

現在世界の情勢は一九一八年以來の如何なる時期よりも遙に脅威的で、而も之が改善の見込は目下の所全然ない。日獨伊三國間に締結された防共協定に依つて、海軍々備縮小に對する國際的努力が完全に潰滅し去つたことは争ふ餘地の無い事實である。此の事實並に世界の混亂した政治情勢こそ米國の海軍擴張計畫を充分正當化するものと余は確信す。

(ロ) 今回海軍擴張計畫を議會に提出するに當り、米國海軍としては二つの目的を抱いて居ることを指摘したい、第一の目的は戰爭を未然に防止することであり、第二の目的は不幸戰爭勃發の際には出来るだけ速に戰爭を終結せしめ、生命財産の損失を最少限度に止めんとするに在る。

海軍擴張を必要とする今一つの理由はモンロー主義の原則が崩壊した曉、中南米各共和國の奪取を阻止するものは米國海軍を措いて他に無いことである。

(ハ) 一議員より「米國海軍はどの區域を國防線と考へて居るか」の質問に對し、左の如く答へて居る。

「米國の國防線は太平洋及び大西洋の兩岸に於ける一切の米國領島嶼を包含し、比島も亦其の中に含まる」。

(ニ) 今回議會に提出された海軍擴張案は、單に米國並に其の屬領島嶼が一國の海軍に依つて攻撃される場合に之を防衛し得るに足る海軍の増勢を要請して居るに過ぎない。

(ホ) 航空兵力の整備充實こそ現状に於て最焦眉な問題である。特に海軍哨戒機並に航空母艦の増加が必要である。補助艦艇の充實も緊急な問題で、掃海艇・水雷敷設艇・曳船艇・油槽船・測量船等の建造案が立法化されんことを希望する。

(ヘ) 戰爭が勃發した場合、他國海軍と共同作戰を行ふ意圖はない。今回の建艦計畫は米國海軍をワシントン條約の規定する五・五・三の比率通りに維持する必要があるから生れた當然の措置に過ぎない。

(註三) 上院海軍委員會の新海軍擴張案報告書中の一節

(イ) 軍縮條約消滅後、各國は盡つて海軍の擴張に努めつつあり。米國も猶豫なく斷乎たる決意を以て之に對應するの手段を探らざるべからず。

(ロ) 國防は單に本土に對する外敵の侵入を防ぎ得れば充份なりと考ふるは誤なり。米國は自給自足の國にあらず、故に戰時不足原料輸入の爲め通商路の擁護は極めて必要なり。

(ハ) 米本土を敵に征服せられずとも、海上を制せられ通商路を失はば早晚敗戰の運命に到達するに至らん。

上院海軍委員會の新海軍擴張案報告書中の一節

(ニ) 國防の爲の海軍と稱するも、敵襲の際、自國港灣を防禦するに足る程度の海軍力の謂にあらずして、我が本土及び屬領に對する敵の侵略或は空襲を防ぐと同時に、海外にありては正業に従事する米國民及び通商路を保護し、我が公正なる國策の遂行並に國威の發揚等を授くるものたらざるべからず。

(ホ) 國防上最重要なるは戰艦なり

(ヘ) 米國は對日五・三の比率を保持せざるべからず。

(備考一) 今年(一九三九年)に入りてより米國の國防計畫並に海軍擴張への關心は一層拍車をかけたかの感あり、

即ち一月初頭には太平洋艦隊を大西洋に移動して、一方南米諸邦への示威運動を行ひ、且つ全體主義國たる獨逸等を威嚇するの舉に出で、更に對獨伊の爲め別に大西洋艦隊を編成する氣勢を示せるを始めとし、本年の議會に對する大統領の報告が、「ストロング・デフェンシヴ」なる語句を使用し、全體主義國家を目標として大々的の軍備擴張を勸

告せるが如き事あり、又ガム島其の他の築城、佛蘭西への武器輸出等を繞り、本年の米國(七十六)議會は恰も戰爭氣分旺盛してゐる。斯くては或は民主主義擁護の爲めに、從來堅持し來つた米洲以外への不干渉主義、乃至は戰爭回避主義を放棄するに至るかも知れないのである。

(備考二) 米國海軍政策(一九二八年六月公表、)

抑々海軍政策なるものは關係各種諸原則の組成及び其の適用の一般的事項であつて、其の適用の支配を受くるものは海軍の發展、編制維持並に訓練である。而して該政策は一國の國策及び國益に立脚し、是等を支持するやうに計畫されてゐるものである。故に之に包含せらるゝものは海軍艦船及び根據地の數、大きさ、型及び其の配置の諸問題や海軍々人の素質及び員數並に平戰兩時の行動作戰である。

公表せる米國海軍政策

海軍擴張への關心

(一) 基礎的的海軍政策 (Fundamental Naval Policy)

第一章 列國海軍政策

基礎的  
軍政策

米國海軍は其の國策及び商業貿易を支援し、合衆國の本土と海外領土を防護する爲めに充分なる勢力を維持するものならざる可からず。

(11) 一般的海軍政策 (General Naval Policy)

- 一、世界第一の海軍を創造し、維持し、運用すること、但し條約の諸條項に合致するものなること
- 一、海軍の發展と之が編成は大西太平洋兩洋の孰れの方面の行動にも適するを主眼とすること
- 一、海軍の編制は出来るだけ、戦時に當り必要のものを加へさへすれば可なる如くすること
- 一、海軍諸勢力の決定は第一に必要とする戰鬪を目標とすること
- 一、海軍勢力の決定は廣汎に亘る海上權獲得に目標を置き、以て米國の利益保護を第一とし、海外及び本土沿岸の商業の保護を第二として之に重きを置くこと
- 一、米國の利益、特に米國商業の擴張及び發達を支援すること
- 一、米國商船隊の發展を助成する爲には事の陸上と海上、國內と國外とを論ぜず、極力各種の努力をなすこと
- 一、海戰に關係あるあらゆる技術及び器材の進歩發達に就ては努めて之を獎勵し、是等をして常に外國の先驅たらしめること
- 一、民間飛行界の技術を進歩せしめ置き、斯くて戰時必要とする時機に至り、飛行士及び飛行機の供給を容易ならしめる見地に立つて常に之を獎勵すること
- 一、屢々外國航海を行ひ、之によつて、全世界に亘る各國の友情及び同情を一層改善すること
- 一、海兵部隊の適當勢力を保持すること、而して其の標準とする所は艦隊の各艦船に對する派遣員、各鎮守府の防護及び海外要地の守備員を充員し、且つ遠征隊の準備によつて、海軍をよく支援するものなること

一、政府内の各部とは、常に十分に且つ忠實なる連絡を保持し、よく協同一致すること

第三節 英 國

英國海軍  
政策

英國の海軍政策は、全般的情勢から見て常識的には推測されるが、之を成文的に表現するは困難である。そこで専ら責任當局の聲明や態度等の具體的問題を捉へ、以て英國海軍政策を検討して見ることにする。

一昨年(一九三七年)彼の老なる再軍備五箇年計畫が發表された當時、即ち同年十一月、當時の海相ホーア氏は次の如く述べて居る。曰く、

「我海軍の整備せんとする兵力標準如何と余に問ふものあらば、余は之に對し想定敵國を云爲し、又は計數の表現を以て答ふるものにあらず、余は海軍の任務は通商路を確保し、帝國各部の連絡を保持するに在るを以て、海軍は東西兩半球に亘り此の任務を遂行し得ること肝要なりと答へんのみ」と。

又昨年(一九三八年)三月下院に於てシエークスピア海軍次官も亦た海相に代り、前記ホーア海相の言を裏書し、之を再確認してゐる。

更に英國政府が國防に關する白書に依り、屢次に亘つて聲明したところを綜合すると次の如くである。

「英國は出來得る限り集團保障體制、軍縮協定、不戰條約及び其の他の各種國際規約に依り、永久的基礎に於て世界平和を維持するを以て國防上の第一要素 (first and strongest defence) とするも、一旦平和破れんか、海軍は依然國防の第一線にして陸軍空軍は其の補足的のものなり。

海軍戰略は素より主力艦隊に基礎を置くべきものなるも、我が主力艦隊の攻撃阻止を免れて領土及び通商路を攻撃する敵分遣兵力に對し、之に對抗する多數の巡洋艦を主力艦隊用と別個に必要とす」。

次に特筆すべきは、艦隊航空隊を空軍より獨立せしめたる件である。從來海軍に協力すべき航空隊が空軍省の管轄に屬し、英國海軍の用兵諸方面の發達に於て甚しき障礙を與へて居たが、昨年七月海軍多年の宿望を政府の英斷に依り解決し、本年度（一九三八年）より艦隊航空隊に關する限り海軍省に移管することゝなつた。併し尙ほ陸上基地の航空隊にして、縱令海上作戰に協力するものと雖、空軍管下に在ることは海軍側に於て不滿に思つて居る様である。序に茲で空軍政策に就て少しく附言するの要がある。

英國空軍は世界大戰直後は世界第一を誇つたのであるが、爾來幾變遷あり、一九三四年頃は世界第五位に轉落した。

是に於て大に考ふる所あり、同年七月大擴張計畫を發表し、之が實現に乗出すことになつた。大體其の政策は次の通りと判斷して謬りはなからう。「歐洲に於ける最大空軍國一國を標準（從來は佛國を標準とせるが最近獨國に轉ぜり）とし、之に對抗し得る空軍を整備し、同時に之を以て世界に亘る英帝國領土内の迅速なる交通連絡、並に兵力の移動性を増進せんとす。

#### 第四節 佛 蘭 西

地中海方面に於ては伊國に對し優勢を保持し、少くとも西地中海の制海權の確保を期するに在り、特に本國及び北阿蘭交通線の確保は直接本國に於ける陸軍主作戰に影響を及ぼす關係上、之を非常に重視して居る。又北海方面に於ては獨國に對し優勢を持し、之を制壓するに足る兵力の保有を期して居る。

尙ほ海外領土及び交通線の保護に對しては國力の許す限り積極的支援を爲し、英國に次ぐ世界第二の大植民帝國に相當する海軍力を維持するを理想として居る様である。

英國空軍  
政策佛蘭西海  
軍政策

一方空軍に關しては歐洲最強の空軍を維持し、空中防衛の完璧を期せんが爲め新鋭機を大量整備せんとして居る。

#### 第五節 伊 太 利

伊國は北守南進を以て其の國策とし、リビア、エチオピアを踏臺として北阿に跨る一大帝國を建設し、地中海を以て我が池とすることを理想として居る、隨つて海軍政策は空軍の大威力と相俟ち、其の海軍力を以てアドリア海及び中東部地中海の制海權を確保するに在り、之が爲め伊國は從來歐洲大陸中の最大海軍力を有する佛國とのバリテューを保有するを以て目標として居るやうである。

唯伊「エ」紛争にて英國と深刻なる對立を爲して以來、英國の地中海海軍力に對する必要を痛感し、之と對抗するの海軍力整備を考慮して居る様に思はれる。

空軍に對しては更に一層眞剣なる態度を持し、地中海の制空、即ち對英對佛の戰備に加ふるに、屬領との連絡警備を十分爲し得るに足る大空軍を建設維持せんとする政策を採つて居るものと觀察される。

#### 第六節 獨 逸

獨國の海軍政策は、今のところ左の通りと判斷することが出來やう。

(イ) 英國に對しては成るべく協定に依る

(ロ) 佛國に對しては兵力量に於て劣るも、實質的には之を制壓し得るの戦力を保有せんとする。

(ハ) バルチック海方面に於ては絶對的制海權を確保せんとす

右方針を貫徹する爲め、次の手段に出るであらうと思はれる。

獨逸海軍  
政策伊太利海  
軍政策

(イ) 英獨海軍條約に依る對英三五%の兵力を急速充實し、一九四一年末には之を完成す。  
(ロ) 兵力の劣勢を質的人的方面の新鋭、卓越を以て補ふと共に歐洲最優の空軍の協力に俟たんとす。

### 第七節 蘇 聯 邦

#### 一、海 軍 政 策

ソ聯邦の海軍政策は、革命後の國力復興過程、並に國際情勢の推移に伴ひ變遷あり、之を大別すれば左の如くである。

#### 第一期

國內平定後より第一次五年計畫著手迄の期間にして、特に海軍政策と稱すべきものなく、纔かに殘存艦艇の保存修理、並に若干の改造を以て甘んじ、其の他に對しては餘力なかりし時代なり。

#### 第二期

第一次五年計畫の進捗に伴ひ産業勃興し、造船業亦た復興の緒に就ける期間にして、採用すべき潜水艦の研究實驗を始めたが、滿洲事變及び獨逸の再軍備に刺戟せられ、潜水艦及び高速艇の急速大量建造による所謂「モスキート」艦隊の整備に大童となれる時代なり。

#### 第三期

第二次五年計畫當時の「モスキート」艦隊増勢時代にして、其の後半に至り大海軍建設を計畫し、輕巡洋艦及び重巡洋艦を起工せり。

#### 第四期

第三次五年計畫時代即ち現在にして主力艦を含む大艦隊の整備に邁進しつつあり。

相繼ぐ五年計畫の結果工業發達し、陸軍及び空軍亦た整備充實せる現在ソ聯邦が、從來のモスキート艦隊萬能の消極的海軍政策に満足せずして其の獨特の國家組織を利用し、大艦隊建設に乗出すべきは列國の建艦競争、國際關係の逼迫、西班牙内亂を繞る苦しき經驗等に徴し想像に難からざるところにして、又一九三六年以來屢々要人連が強調宣傳するところなり。

北洋艦隊創設、海軍省及び軍令部の復活、モスキート艦隊建設、將官の排撃失脚等の事實は又之を裏書す。

然れどもソ聯邦の大艦隊整備には帝政時代同様幾多の障礙横はり、之が克服殆んど不可能に近きものあるを以て、近き將來に於て列強海軍と比肩し得る兵力量に達するが如きは到底企及し得ざるところなり。

#### 二、空 軍 政 策

空軍威力を陸軍以上に評價し之が整備に大なる努力を拂ひたる結果、量的には異常の發達を遂げたりと雖も其の製作に新機軸なく未だに外國模倣の域を脱せず。

空軍整備の重點は之を開戦初期に於ける敵地後方爆撃及び攪亂に置き、重爆機を大量製作して平時より各部隊に配屬せりと雖も其の大部分は既に時代遅れとなりたる爲、目下之が更新に忙殺せられあり。

而して空軍は獨立することなく、軍政上は空軍本部に統一されあるも軍令關係に於ては其の用途に應じ參謀本部及び各軍管區及び各艦隊に隷屬する制度なるが如し。

#### 三、空 軍 計 畫

一九三七、八年の兩年度中に一五、〇〇〇機整備説あるも疑はし。

三、現有勢力及び配備  
現有勢力約六、〇〇〇機にして内約一、五〇〇機は極東方面に、其の他は歐露方面に配備せられあり。

## 第二章 列強造艦政策と建艦現狀

### 第一節 概 説

列強造艦政策並に現狀に概説

英國は前章既に述べたる如く、近來大々的に空軍及び海軍の増備に邁進してゐる。之は單に獨逸の再軍備に備へるのみではなく、伊太利の擡頭、西班牙を繞つての左右兩派の歐洲各國の嚮背等、歐洲の天地に漲る暗雲の何時雨を伴ふか判明せざる危機に直面して居るが爲であり、而して又極東の態勢亦忽諸視し能はずと觀破してか、俄かに其の威容を整ふるに急なるものがあるが如く、其の焦慮の程は建艦現狀にもよく表はれてゐる。

米國は所謂條約量一杯の建艦に向つて大努力を拂ひ、第一次ヴェンソン案に次ぐに更に二割増の第二ヴェンソン案により著々世界第一海軍を目標とし、以て對日二・三割方の優越に腐心してゐることは何等前年來と變らない。而して近來は飛行機、特に長距離航続力の哨戒機及び補助艦船、即ち特務艦船の充實並に商船の増備を高唱し、著々が實施に著手してゐるやうである。元來米國の近代的海軍は、其の發生日尙ほ淺くして、而かも大英帝國の大海軍と均等を目指した爲めに、謂はゞ均衡のとれた艦隊を成してゐなかつた。現に近來に至り特務艦船の整備を云爲してゐる如きは其の爲めである。併し一方に是等が整備され、他方に太平洋沿岸の海軍用及び航空用基地の建設増備が完成せば、兩々相俟つて眞に牢固たる世界第一の強大なる海軍を現出する譯であり、而して其の時機は略ぼ一九四二年と限定して之に向つて進んでゐるやうである。因に英國の五ヶ年建艦計畫も亦その完成期を同じく一九四二年頃とせるこ

とは注目に値する。

支那事變に伴ふ米國の態度の表はれとしては、アラスカ、アリューシアン、布哇、並にガム、フィリッピン、其の他太平洋諸島の防備が叫ばれてゐることは、造艦への邁進と共に吾人の注意すべき重要事と考へる。又獨逸に對して大西洋艦隊を別に編制する氣運に向つてゐることも、同様注目に値する。

佛國と伊太利とは依然として相互に建艦競争を行つてゐる。兩國の國交に一張一弛ありと雖も、それが爲めにいづれも軍備擴張の方針に變りはなく、三五、〇〇〇噸級戰艦の著々實現せるは、其の著しい例である。

佛國は一方斯くの如く伊太利海軍に備へると同時に、他方獨逸の海軍をも顧慮せざるを得ざる立場にあり、しかも獨逸の新三五、〇〇〇戰艦、並に新鋭潜水艦の多數建造に對しては、焦慮措く能はざるものがある。西班牙問題が人民戰線派に利あらず、バルセロナ陥落後、頼み少き蘇聯邦を相手に如何なる態度を獨逸に向けるであらうか、聽て之が建艦競争の上にも表はれて來ることであらう。

蘇聯邦は前にも述べたる如く、近來本格的な海軍の建設に努力しつゝあるから、聽て列強並みの海軍國となるであらう。其の建艦方針にも、小型から大型に轉向の機運にあるから續々新大型艦の出現を見るに違ひない。

最後に我が國に關しては、元來帝國は東亞の安定勢力たる關係上、關係列強の海軍並に空軍の情勢に鑑み、第三次建艦計畫を樹て、所謂不脅威、不侵略、自主的の海軍の樹立に邁進し、國防上遺憾なきを期しつゝある。茲には今次七十四議會に於ける米内海軍大臣の衆議院に於ける質問に答へたる要旨を引用して參考に供するに止む、曰く「東亞の新秩序達成の爲に、之に關聯して豫想さるゝ國際關係に對應し、東亞に於ける完全なる制海權を確保するに足る海軍を必要とすべきは勿論にして、之に對しては既に充分に工夫し成案を得てゐる。勿論軍備は相對的であるから、他國が擴張すれば之に應ぜねばならぬが、要するに不脅威、不侵略の建前には變りはない。」と。

我が國の造艦政策

之を要するに歐洲、極東は勿論のこと、米洲までもが、現状維持對打破の争ひの渦中にあるか、若くはあらんとし  
てゐるので、従つて列強の軍備競争熱は今年に入り更に拍車をかけた感がある。のみならず、之が爲めに第二流國家  
までも、其の餘波を被つて軍備に汲々としてゐることは、世の趨勢とは云へ、實に看過し難き事柄である。  
以下列強を主として其の造艦政策並に造艦現状を検討して見ることにする。  
今(昭和十三年九月)列國建造中の諸艦概數は左表の通りである。

列國建造中の諸艦概數(括弧内は着手  
豫定のもの)

列國	主力艦	航空母艦	甲巡	乙巡	驅逐艦	潜水艦	合計
英	五(二)	五(一)	〇	一七(七)	二七	一五(三)	七九(一三)
米	二(四)	三(二)	一	七(一)	二四(四八)	一一(五)	四八(七〇)
佛	二	(三)	〇	一(一)	一一	一一	二六(三)
伊	二(二)	〇	〇	〇	一一	一七	三一(二)
獨	二	二	三	四(二)	一一	二三	四六(二)
蘇	(三)	(一)	〇	一〇	八	三七	五五(四)

## 第二節 米 國

### 一、造 艦 政 策

米國  
造艦政策

元來近代的米國海軍は、其の創設あまり古くなく、且つ海上の華々しい戰鬪の經驗もなく、従つて彼等の近頃喧

ベ  
ラ  
ン  
ス  
ド  
・  
フ  
リ  
ト

しく言ふところのバランスド・フリート(釣合のとれた艦隊)なるものは、一度も出來たことがないのである。

それは兎に角として、實際に戦さしようとするには、バランスド・フリートが入用なのである。それは言ふ迄もな  
く、陸軍に歩騎砲工、輜重機械化部隊並に醫務部隊のある如く、海軍にも主力艦隊を根幹とし、其の他に巡洋艦以下  
の補助部隊がなくてはならぬ。更に戦艦は勿論、巡洋艦以下にしても僚艦要目の整一といふが如き釣合をも考へるの  
要がある。どつちかと云へば、米國艦隊には此の點に缺陷があるといふので、近來大擴張を行ふと同時にそのバラ  
ンスド・フリートの整備に懸命になつてゐるのである。いよ／＼戦さをするのは、之が完成した曉だと見る向もある程  
で、茲に著眼したこと自體、既に眞剣になつて來た一徴候と謂へよう。

尙ほ將來に於ける戦艦の隻數などに就ては、未だ發表してゐないが、海軍政策に謂ふセカンド・ツイ・ナイン(世界  
第一)を標榜するからには、英國が二十五隻で進めば、米國も之に倣ふと見ねばならぬ。

戦艦のタイプとしては、従來は装甲に重きを置き、武装を第二位とし、速力の如きは第三位に置いたやうであるが、將  
來の三五、〇〇噸艦、乃至四萬噸以上の戦艦は如何なるか判らぬ。併し多分此の方針は變へないのではなからうか。

航空母艦は戦艦改造型たるサラトガ、レキシントンが示すが如く大型であつたが、航母レンチャー以後の純粹のも  
のに於ては二萬噸を限度としてゐる、即ちレンチャーは一四、五〇〇噸、ヨークタウン、エンタープライズは共に一  
九、九〇〇噸である。

巡洋艦は、米國海軍の特色として従前は極めて小型のもののみであつて、バランスを缺いてゐたが、世界の一般傾  
向に順應して近頃は一躍一萬噸型重巡洋艦の多數を建造した。併し中間の巡洋艦は依然微弱なる勢力に止つてゐる。  
即ち一九二二年乃至二四年頃の進水にかゝる七千噸型のオマハ級七隻があるばかりである。之れまた同國の特徴の一  
といへよう。

驅逐艦

第一篇 軍 備

驅逐艦に至りては、舊式艦多く、一九三四年以降のもので現に海上に泛んでゐるものは五、六十隻に過ぎない。艦型は一八、〇〇噸乃至一五、〇〇噸の如き比較的大型ばかりである。因に英國のブラッセル年鑑によると、米國新造の驅逐艦は船體脆弱なるを實證せしを以て、原計畫に或る種の改正を加へたといはれてゐる。隻數はバランスド・フリートの方針に基き、漸次増加しつゝあれば、一九四〇年頃迄には相當數に達するであらう。

潜水艦

潜水艦も亦た新艦少く、今のところ海洋に活動し得るものは四十隻内外なるべく、艦型は、從來二千噸型なりしが、近來は一、三〇〇噸乃至一、五〇〇噸型に止めてゐるやうである。

特務艦

特務艦こそは、今まで彼等の最も缺陷を感じしところなるが、近來是等の整備に一段と注意を向けつゝあるやうである。大洋作戦を眞剣に企圖するからには、こんな附屬部隊も亦た揃へなければ任務遂行上に不便ありと觀破したからであらう。

商船隊

商船隊の整頓、充實に就ても、米海軍の目下注意するところであつて、政府の商船隊に對する統制と同時に補助が顯著となつて來た。

近時に於ける米國海軍建艦方針

以上の各種艦船の充實と、バランスド・フリートの完成の期が、いつの日か適確には判明しないが、歐洲各國の軍備充實の目標が一九四二年頃である以上、米國も亦た之と歩調を合はすものと見ねばならぬ。而して近時に於ける米國海軍の建艦方針並に其の大略は左の如くである。

米國は一九三四年成立のヴェンソン案により、ロンドン、ワシントン兩條約限度の海軍力、即ち世界第一の海軍力を目標としてその整備に努め來つたのであるが、最近の國際情勢、特に支那事變及び歐洲の事態等に刺戟されて益々軍備の必要を痛感し、昨年議會に於て前記海軍力に就て各種艦共それ〃〃約二〇%を増加した新ヴェンソン海軍擴張案を成立せしめた。

本案は戰艦十八隻を基幹とし、之に協力する補助艦艇を合せて總計約一五〇萬噸の艦齡内艦船及び三、〇〇〇機以上の飛行機を整備せんとするものであつて、その完成期日は規定してないが、新聞には五年乃至十年と報ぜられて居り、情勢に應じて之を促進するものと考へられ、更に最近の情勢は著しく之を短縮する氣配にあるやう觀取される。尙ほ本案完成後、現有艦船を全部保有するとなれば、艦齡内及び艦齡外のものを加へて、戰艦約三十隻、航空母艦約十隻を基幹とし、總計二百二、三十萬噸の大海軍となる筈である。

〔備考〕一九二八年制定の公表せる「海軍政策」中に存する造艦並に海軍勢力維持政策左の如し。

公表せる造艦政策並に勢力維持策

- 一、能率高く、よく釣合のとれた艦隊を建設し且つ維持すること、即ち條約の許す範圍内で、各種の艦船を網羅すること、而して此の状態を永く保持するには、繼續計畫を以て代艦を建造し、且つ老艦を適當に處理するを要す
- 一、各種艦船を新に計畫するに當りては、是等の武装をして恒に優秀のものたらしめる見地によること
- 一、各種の艦船は總て其の行動半径を大ならしむる如く準備すること
- 一、一旦緩急の曉、必要とする各種の器材を決定すること、及び之を取得する計畫を樹て、且つ之に關しては陸軍省とよく協調を保つこと

各艦種に就ての造艦方針

(イ) 主力艦

- 一、新主力艦建造に對しては、常に之に應ずるやう其の計畫を準備しあること
- 一、條約の許すに至る場合、直ちに現在のものに對し代艦を建造すること
- 一、現存する總ての主力艦に對しては、條約の範圍内に於て、及び實驗上可なりと認めたる事項に關しては、出來

各種の艦に就ての造艦方針



得る限り之を近代化すること

(ロ) 航空母艦

一、條約許容範囲の噸数を建造し且つ之を維持すること

一、適當の商船を迅速に航空母艦に改造すべき計畫を準備すること

(ハ) 巡洋艦

一、條約の許す範囲内に於て、其の噸數全量を建造し且つ常に之を維持すること

(ニ) 驅逐艦

(ホ) 潜水艦

一、右同斷

(ヘ) 航空機

一、海軍航空機の實驗研究及び其の使用に當りては、其の主眼點をば第一その本能的使用、即ち艦隊との協同作戰を充たすことに置くこと

二、建艦狀況

米國建艦狀況

米國は先年の滿洲事變の後、一九三四年に議會を通過したヴァンソン・トラムメル案に依り、ワシントン、ロンドン兩條約規定の最高限度、即ち彼等の所謂世界第一海軍を目標として其の整備に努めて來たのであるが、更に昨年の議會に於て新ヴァンソン案なる擴充案が成立し、之に依つて舊整備案に對し各艦種共、それ／＼約二割方の追加建造を行ふことゝなつた。

戰艦

此の新舊兩法案に依り、戰艦十八隻を基幹とし、之に釣合つた補助艦艇合せて總計約百五十萬噸の精銳を擁し、加ふるに三千機以上の飛行機勢力をも保有せんとしてゐる。其の目標が奈邊にあるかは、支那事變やミュンヘン協定時に於ける彼等の態度に見ても昭々乎として明かである。以下各艦程に就て現状及び建造狀況を述べることとする。  
(海軍當局の談話に依る)

**戰艦** 現在主力艦は十五隻、四六四、三〇〇噸で、最後の艦ウエストヴァーヂニヤ迄の十隻の建造には、著手後約十年を要して居り、建造所は三個所である。華府會議當時はワシントン級二隻、サウスダコタ級六隻(四三、二〇〇噸、十六吋砲十二門、速力二十三節)、レキシントン級八隻(四三、五〇〇噸十六吋砲八門)を建造中又は準備中であつたが、高速戰艦中二隻は航空母艦に改造し、その他は廢棄した。昨一九三七年十月に三五、〇〇〇噸、十六吋砲搭載の第一艦ノース・カロライナを起工し、引續き第二艦ワシントンは本年六月十四日起工された。

次の四戰艦の建造は豫算成立済である、是等は皆現存艦の代艦として豫算を要求せられたが、作戰部長は内二艦は新ヴァンソン案の二艦と考へてもよいと言つて居る。新ヴァンソン案により兵力量二割増となり、主力艦三隻を加へることになつた。尙ほ排水量を四五、〇〇〇噸、十六吋砲搭載とすることに決定した。起工済の艦は新聞等によれば十六吋砲九門、五吋砲十六門、速力二八節以上で、充分なる防禦を施したる艦らしい。

航空母艦

**航空母艦** 現在は三隻のところ、一九三六年中に一九、九〇〇噸のヨークタウン、エンタープライズの二隻進水し、一九三六年に一四、七〇〇噸のワスプを起工した。新ヴァンソン案によつて更に二〇、〇〇〇噸型二隻を追加し得ることゝなる。ワスプは先に就役したレンジャーと略ぼ同一排水量であるが、その長さを短縮したのは安定性能をより良好にするためと考へる。

巡洋艦

**巡洋艦** 米國は目下甲級巡洋艦十八隻の新造艦中、最後の二隻たるウイチタを建造中であるが、建艦の狀況を見

てゐると、新艦になるに従ひ、防禦を増加して居る、而して中央部水線附近は實に五吋の防禦板で張つてゐるといはれて居る。

乙級巡洋艦に就ては、新式乙級九隻(一萬噸)の第一艦ブルックリン、第二艦フィラデルフィアは既に竣工し、他の七隻は一九三四、六年に起工し目下建造中である。此の型は六吋砲(三聯裝砲塔五個)十五門で、我が最上型と配置がよく似て居る。發射管は一門もない。艦尾兩舷に射出機一個宛を有し、後甲板を廣くし上甲板の下に飛行機格納庫を有して居る。その外に舊巡洋艦オマハ、ミルオーキーの代艦として造れる六吋砲七千五百噸の二隻は豫算協定済であり、新ヴェンソン案によつて尙ほ七千六百噸級九隻を追加建造せんとして居る。

驅逐艦

驅逐艦 大戰中急造の一、一〇〇噸型驅逐艦は、一昨年(一九三七年)中尙ほ一五五隻を有してゐた。最も新しいので艦齡十六年である。是等の驅逐艦の建造の最も目覚ましかつたのは一九一九年で、七一隻約八萬噸を建造した。是等の代艦として、一九三二年から新式驅逐艦の建造に著手し、一、三六五噸乃至一、五〇〇噸のもの六十六隻を建造豫定の處、一昨年中迄に三十三隻竣工し、一八隻は起工し、尙ほ十五隻建造の豫定である。

一、八五〇噸級は十三隻建造豫定の處、一九三七年迄に八隻竣工し、他は建造中。是等の諸艦が完成すれば、新式驅逐艦は七十九隻約十二萬噸となり、新ヴェンソン案によつて尙ほ二十三隻を増加する豫定である。  
一、八五〇噸型のボーター級の武裝は五吋聯裝砲塔(四基)八門―但し砲の口径は三八口径―二十一吋發射管八門、速度は三七節であり、一、五〇〇噸級は五吋砲五門、二十一吋發射管十二乃至十六門、速度三六・五節といはれて居る。因に記す、新しい型の方は、前後檣を簡單にし煙突を一本とし、上部構造物を出來るだけ輕減して重心降下を計つて居る點は注意に値する。

潜水艦

潜水艦 現存の潜水艦勢力は八五隻、七五、八六〇噸で、目下建造中のものは一、四五〇噸級一一隻、尙ほ此の

其他の艦船

他に六隻建造豫定のもがあり、更に新ヴェンソン案に依り九隻追加建造の計畫がある。  
其他の艦船 始め潜水母艦、掃海艇、給油艦等の建造豫定があつたが、新ヴェンソン案に依つて更に驅逐艦母艦、大型飛行艇母艦、小型飛行艇母艦、工作艦、機雷敷設艦等を追加建造することになつてゐる。  
歐洲各國が競うて建造に熱中しつゝある高速魚雷艇の建造に就ては何等聞くところがない、多分計畫すらないのではなからうか。(後記、沿岸用多數を建造中との説あり)

如上述べ來つた米國の建造中に屬する各種艦船の各個に關する工程は左の如くである。

新艦建造工程一覽表(一九三八年十一月一日調)(三七とあるは一九三七)年の略、他は之に準ず)

艦種	艦名	起工年月	進水期日	發註年月	竣工年月	造船所
戰艦	ノリス・コロラ	三七―一〇―二七	―	三七―八一―一	四九	紐育工廠
航・母	ワシントン	三八―六―一四	―	同	五二	費府工廠
重・巡	ワスプ	三六―四―一	―	三五―九―九	三八	フォールリバー
輕・巡	ウイチャタ	三五―一〇―二八	三七―一―一六	三四―一―一	三八	費府工廠
	セント・ルイス	三六―一―二・三六	三八―四―一五	三五―一〇―一六	四〇・五	ニューポート・ニエース
	ヘレナ	三六―一―二・一九	三八―八―二七	三六―二―一六	四一	紐育工廠
	サアゴ	三七―五―一二	三八―六―六	三六―九―四	三三	エレクトリック・ボート社
	サウリ	三七―六―二八	八―二〇	同	三四・五	同

巡洋艦以上

新艦建造工程一覽表



水上機母艦  
その他

水上機母艦		駆逐艦		母艦	潜水母艦	掃海艇		艦隊		曳船	
カーチス	アルベマール	パーネガット	ビスケイン	デクシー	パレイリ	フルトン	ラズブレン	オスブレ	ナヴァジョ	セミノール	チロキー
三八	四二五	三七一	三七一	三七一	三七一	三七一	九一	三八	三八	同	同
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
紐育造船所	同	紐育造船所	紐育造船所	紐育造船所	紐育造船所	命亞工廠	ノーフォーク工廠	同	ベセルヘム社(ステータン島)	同	同

米國建艦計畫、現有兵力並に建造中の艦船、航空兵力一覽表左の如し

艦

水上機母艦		駆逐艦		母艦	潜水母艦	掃海艇		艦隊		曳船	
カーチス	アルベマール	パーネガット	ビスケイン	デクシー	パレイリ	フルトン	ラズブレン	オスブレ	ナヴァジョ	セミノール	チロキー
三八	四二五	三七一	三七一	三七一	三七一	三七一	九一	三八	三八	同	同
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
紐育造船所	同	紐育造船所	紐育造船所	紐育造船所	紐育造船所	命亞工廠	ノーフォーク工廠	同	ベセルヘム社(ステータン島)	同	同

第一表 最近に於ける米國海軍建艦計畫

米國海軍建艦計畫  
航空母艦、驅逐艦、潛水艦、巡洋艦、甲級巡洋艦、乙級巡洋艦、驅逐艦、潛水艦、其他の艦艇

計 種	昭和八年(一九三三年)産業復興費に依る計畫		昭和九年(一九三四年)グインソン案(豫算成立せるもの)		昭和十二年(一九三七年)補助艦艇建造計畫		昭和十三年(一九三八年)グインソン擴張案(豫算成立せるもの)	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
主力艦	二	四〇	一	一六	一	一五	一	一
航空母艦	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一
甲級巡洋艦	一	九〇	一	七〇	一	一〇〇	一	一
乙級巡洋艦	三	三〇	三	三〇	三	三〇	三	三
驅逐艦	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
潛水艦	四	四	四	四	四	四	四	四
小計	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇
其他の艦艇	二	二	二	二	二	二	二	二
合計	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二

以上の諸計畫を豫算年度別に表示すれば左の通である。

主力艦種	一九三四年(昭和九年)		一九三五年(昭和十年)		一九三六年(昭和十一年)		一九三七年(昭和十二年)		一九三八年(昭和十三年)		一九三九年(昭和十四年)	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
航空母艦	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇
甲級巡洋艦	一	九〇	一	七〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
乙級巡洋艦	三	三〇	三	三〇	三	三〇	三	三〇	三	三〇	三	三〇
驅逐艦	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
潛水艦	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
小計	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇
其他の艦艇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
合計	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二

一九四〇年度海軍建艦要求の算

計 種	一九四〇年度		一九四一年度		一九四二年度		一九四三年度		一九四四年度		一九四五年度	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
航空母艦	二	四〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇
甲級巡洋艦	一	九〇	一	七〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
乙級巡洋艦	三	三〇	三	三〇	三	三〇	三	三〇	三	三〇	三	三〇
驅逐艦	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
潛水艦	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
小計	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇
其他の艦艇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
合計	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二	三二	一一二

尙新聞報に依れば、一九四〇年度(昭和十四)十五年(昭和十五年)次の通り建造(改装)豫算を議會に要求中であるといふ。

主 力 艦 艇 四 五、〇〇〇噸級) 二隻  
驅 逐 艦 八隻  
其 他 の 艦 艇 三隻  
航空母艦(改装) 二隻  
巡 洋 艦 二隻  
潛 水 艦 八隻

(備考)

(一) ヴィンソン案は華府及び倫敦條約の規定量(次表参照)だけ艦齡内艦船を保有する爲め、右範圍内に於て所要の追加建造並に代艦起工の權利を大統領に附與するものであつて前表記載の數字は右方針に基き一九三五年(昭和九)十年(昭和十)年度以降一九三九年(昭和十四)十四年度迄に豫算成立せるもの、集計である。

(二) ヴィンソン擴張案は舊條約規定量(次表参照)に次表の擴張量(約二〇%増となる)を加へた量の艦齡内艦船

を保有する爲め、右範圍内に於て所要の追加建造並に代艦起工の權利を大統領に附與するものであつて、前表記載の數字は一九三九年度(昭和十三—十四年度)に豫算成立せるものゝみを示す。

舊條約規定量及び新ヴェインソン案に依る擴張量

艦種	華府及び倫敦條約規定量		昭和十三年(一九三八年)新ヴェインソン案に依る擴張量		合計
	頭初の規定量	エスカレーター修繕費用に依る増加量	量	量	
主力艦	一五	一五	五二	三	六三〇
航空母艦	一三五	一三五	一〇	四〇	一七五
巡洋艦	三二四	三二四	九	六九	四一三
驅逐艦	一五〇	一五〇	二	三八	二二八
潜水艦	五三	一六	九	一四	八二
計	一、一八六	七六	一、二六二	四六	一、五二七

第二表 昭和十四年(一九三九年)一月に於ける米國海軍現有兵力並に建造中及び未起工の艦船(潜水艦以上)

艦種	現有兵力		建造中		未起工
	隻	噸	隻	噸	
主力艦	一五	四六四	六	二一〇	

(註) (一) \* 主力艦は三隻十三萬五千噸迄擴張することが出来る

(二) 昭和十三年(一九三八年)ヴェインソン擴張案中には尙、其他小艦艇二十六隻約十三萬四千噸を含む

米現有並起中  
國有及び工  
海兵建の  
軍力造艦未

艦種	現有兵力		建造中		未起工
	隻	噸	隻	噸	
航空母艦	五	一一〇	一	一五	
甲級巡洋艦	一八	一七二	一	一五	
乙級巡洋艦	一七	三一	六	五〇	
驅逐艦	二二三	二七六	三五	五四	
潜水艦	九一	八五	一六	二三	
計	三六九	一、二五七	六四	三五二	

(註) (一) 現有兵力欄の驅逐艦中には輕敷設艦として使用せらるゝもの八隻を含む

(二) 昭和十三年(一九三八年)竣工として計上せるものには推定を含む

(三) 建造中及び未起工欄の各艦の單艦噸數(推定を含む)左の通り

主力艦 三五、〇〇〇噸 航空母艦 一五、〇〇〇噸  
 乙級巡洋艦 一七、〇〇〇噸 驅逐艦 約 一、六〇〇噸  
 潜水艦 一、四五〇噸

第三表 各國潜水艦現有勢力(一九三九年末現在、本年二月)

順位	國名	就役中のもの(隻)	建造中のもの(隻)	合計(隻)
一	伊太利	九八	二八	一二六
二	佛國	七六	二二	九八
三	日本	六二	不明	六二
計		不明	不明	三五六

第二章 列強造艦政策と建艦現狀



四	英 國	四六	五三、五五九	一三	一四、八三七
五	米 國	二三	三四、八一	一六	二四、二〇〇
六	獨 逸	四三	一六、四五五	二八	十四、八三七

(註) 米國は第二次ウィンソン案に依り、其の極限まで製艦しても、漸く英國のレベルに達するだけで、日佛伊三國に對しては尙ほ遙かに及ばぬであらう。

第四表 米國航空兵力

一 現有兵力 (昭和十四年(一九三九年)一月現在)

海 軍 約 二、〇〇〇機(海軍豫備航空隊及び練習機を含む)  
陸 軍 約 一、六〇〇機(編制豫備軍及び護國軍飛行機を含む)

(備考)

(一) 陸軍飛行機中には海軍作戰に積極的に協同すべき參謀本部空軍(重爆撃機數百機)あり。  
(二) 民間飛行機操縦者の多いこと、飛行機製造能力の大なることは注目に値する。

二 擴張計畫

(一) 海 軍 新ウィンソン案に依り三、〇〇〇機以上を整備せんとす。

(二) 陸 軍

從來は昭和十五年(一九四〇年)六月末迄に二、三二〇機を整備する豫定であつた處、新聞報に依れば將來六千機を保有する事を目標とし、差當り今後二年間に三千機を増加すべき計畫を今期議會に提出中であると。

第三節 英 國

一、造 艦 政 策

英國造艦政策

英國は近頃至るところで外交上退却を餘儀なくさせられて居る、即ち先年の伊「エ」紛争時に於ける地中海に於ける彼等の制裁は何等の効力もなく、又昨年九月のチェッコ問題ではミンヘン會議に於て彼の通りの弱腰を示した。畢竟斯くの如きは、主として對外的軍備の不足に基因するものと看做して國防力の再建を決意し、昭和十年(一九三五年)初頭初めて國防に關する白書を發表して國民に訴へたが、翌昭和十一年春に到り我が帝國のロンドン條約脱退に先立ち、主力艦二隻の代換建造を舊ロンドン條約満期と共に著手すべき事を發表すると共に、概ね左記のやうな建艦方針を公示した。

- (A) 主力艦は新艦の建造と共に既成艦の近代化を繼續する。
- (B) 巡洋艦は七十隻を保有するを目標とし、うち六十隻は艦齡内のものたらしめる。
- (C) 驅逐艦及び潜水艦は着々代換を行ふ。
- (D) 艦隊航空隊は數ヶ年内に急速増勢する。
- (E) その他各種艦艇を着々整備する。

而して昭和十二年二月には、彼の十五億磅(邦貨二百五十五億圓)に上る巨額の國防費を以て、五ヶ年計畫で軍備の充實を促進することとなり、現に着々實行中であるが、昭和十七年(一九四二年)頃迄には少くとも艦齡内艦船を以て百五十萬噸以上を保有し、艦齡超過艦を加ふれば二百萬噸に垂んとする大海軍を持つこととなり、主力艦二十五隻位

を基幹とする大海軍の建設を実現するものと推定される。  
最近に於ける英國の建艦計畫

最近に於ける英國の建艦計畫

戰艦は其の大きさを始め三萬五千噸級に止める方針にて、一九三六年の英米佛三國ロンドン會議でも之を決議することに大努力をなし、遂に成功したのであるが、彼等は更に一九三八年、日本が例の建艦通報協定に参加しないのを口實として大體四萬五千噸に之を修正することとなつた。

併し英國の新計畫の戰艦五隻(ジージ五世、プリンス・オブ・ウェールズ、アンソン、ピーテ、ゼリコー)は依然三萬五千噸の排水量で進んで居り、次の四隻の計畫としては四萬噸内外のものを企圖してゐるやうである。又其の主砲口徑も前記五隻は十四吋で満足してゐるやうであるが、恐らく其の後のものは十六吋砲となるのではなからうか。

英國が主力艦の比較的小型を望み、主砲口徑の同じく小型を希望する理由は何等發表されてゐないが、艦型の増大を望まざるは、一面に於て模範的軍縮を示さんとするに轍出するならんも、之を端的に言ふならば他國より多數を持つたい希望から出發してゐるに違ひない、斯くて他國をして追隨し得ざらしめんとするの肚であることは、英國の造船設備その他から推知することが出来るやう。又口徑の十四吋を選んだのは、より大口徑砲の製造上の苦惱から來て居るのではなからうか、尤も同國の論者中には、砲火の管制上、一分間に發射し得る彈量の大きな利益があると、現時の装甲板貫徹に對し、之を以て充分とするものもあるやうである。

ワシントン會議直後に出來たネルソン、ロドニーの兩戰艦は、周知の如く、巨砲を全部前方に集結しありて、普通の軍艦と異なる外觀を呈して居るが、之は將來改めらる可きであらうか否か問題になつてゐるやうである。云ふ迄もなく、此の計畫は大砲自體及び其の下方にあるべき火藥庫を比較的、小なる重量にて、丈夫な装甲板により防護し、以て敵彈の効果により沈没の憂を少くするにあるが、然し一方積極的に射撃角度の點からすれば、不利なること明か

英國主力艦の沿革と現状

であつて、恐らく今から生れ出でんとするものは、此の點修正せられるであらうと見られて居る。

英國主力艦の沿革と現状を陳べて見ると左の如くである。

現存主力艦は一五隻、四七四、七五〇噸で、其の中堅たるクイン・エリザベス級(三一、一〇〇噸)五隻、ローヤル・ソベリン級(二九、一五〇噸)五隻、及びレパルス級二隻を加へ、都合十二隻は世界大戰の影響をうけたが、著手後約五ヶ年間の短期間に完成して居る。建造所は六個所である。世界大戰中高速戰艦フッド(四二、一〇〇噸、速力三二節)を計畫し、大戰後一九二〇年に竣工した。その後四萬八千噸、十六吋砲九門、速力三十二節の艦四隻の建造に著手したが、華府會議の決議によつて之を廢棄した。一九二七年にネルソン(二三、五〇〇噸)、ロドニー(二三、九〇〇噸)が完成した。此の兵裝は十六吋砲九門で、速力は二三節である。即ち速力を犠牲として防禦を充實した艦である。條約期限満了直後、即ち一九三七年一月一日キングジョージ五世、プリンス・オブ・ウェールズの二艦を起工した、之は基準排水量三萬五千噸で主砲は十四吋砲十二門(二)で、充分なる防禦と高速三〇節を持つて居ると稱せられて居る。同型アンソン、ピーテ、ゼリコーをいづれも同年中に起工した、尙ほ國防五ヶ年計畫による一九三八年度の豫算で二隻、一九三九年度に更に二隻起工の豫定である、從來とも軍艦排水量の増加に反對して居る關係上、エスカレーター條項適用後も、大きさ四萬噸以下で備砲は十六吋で進むことを海軍大臣が發表して居る場合もある。

航空母艦

は在來は多く未完成の戰艦や商船を改造せるものであつたが、近來は純粹な近代のものゝ建造に著手すると同時に、莫大なる經費をかけて既成艦の改装に邁進して居る。

現在六隻で、一九三五年にアーク・ロイヤル(二二、〇〇〇噸)を起工し、目下建造中であつて、本年初頭竣工した等である。更に二三、〇〇〇噸のヴィクトリアス、イラストリアス、ファームィダブル、インドミダブルの四隻を一九三七年中に起工、一九三八年度計畫により更に一隻追加した。アーク・ロイヤルには船體構造上從來に無く廣範圍に



## 巡洋艦

電氣熔接を使用して居るとの事である。

巡洋艦は各列強と同じく重巡洋艦、輕巡洋艦の二種類保有の方針で進んでゐるが、英國には此の重巡洋艦の使用用途に通商破壊と艦隊隨伴の兩様の見地を有してゐるやうで、是等の相當數を要求してゐるものゝやうである。併し何といつても八萬海里の通商貿易路乃至は物資供給線を有し、之を保護すべき重大なる任務を持つ英國としては、輕巡洋艦の多數をも欲してゐることは疑のないところであつて、目下合計七十隻の巡洋艦を整備せんとしてゐる。尤も英國は一朝事あるときは、其の擁する莫大なる商船を假裝巡洋艦に模様替して之に代へる手段をも講じてゐることはいふ迄もない。併し近來英國の商船隊は、大戰以前と其の狀態を異にし、其の隻數も減じて居り、又近年の新造船量も著しく衰頹してゐるから、一方に於て戰時用物資の運搬、他方に於て之が擁護の爲めの假裝巡洋艦の多數を提供することは容易のことではあるまい。

近來英國が例の十五億磅五ヶ年計畫の國防費を以て邁進しつゝある海軍建艦の裏面には、造船臺の關係上、商船建造力の低下のあることを看過し得ざる徴候として見てよからう。

目下英國に於ては、重巡洋艦建造は一段落を畫したかの如くで、建造中のものはない、併し乙級巡洋艦の現状及び建造の狀況は左の如くである。

一九三六年末には現在勢力三七隻二十一萬噸餘であつたが、一九三七年にサザンプトン級(九、〇〇〇噸、六吋砲十二門、三二節)五隻を完成し、建造中のものは同型リヴァプール級(九、三〇〇噸)三隻と、エジンバラ級(一〇、〇〇〇噸)二隻、フ、ジー級(八、〇〇〇噸)五隻、デイドウ級(五、三〇〇噸)七隻、計十七隻十二萬五千噸に達し、尙ほ一九三八年度計畫により大型四隻小型三隻をも起工して居つて、實に巡洋艦充實の氣勢著しいものがある。尤も現存巡洋艦中十七隻は艦齡二十年に達して居るので、甲級乙級合せて艦齡超過艦十隻を加へ七十隻を目標として居る。

サザンプトン級は六吋砲三聯裝砲四基十二門、二十一吋發射管六門を有し、速力三二節で煙突の兩側に飛行機格納庫を設け、射出機二機を裝備して居る、防禦も亦相等のものと考えられる。

尙ほエチオピア問題の直後、即ち一九三五年にコペントリー、カーリー(共に四、二九〇噸)の二隻を防空巡洋艦に改造し、六吋砲五門、發射管八門を撤去し、四吋高角砲十門及び多數の高角機銃を裝備した。而して今後此の種の防空巡洋艦方面に力を注ぐ意向のやうである。

驅逐艦に就ては、英國の専門家の中には之を二種に區別して建造するを可とする意見がある、即ち一は艦隊隨伴の大型艦、他は沿岸防備の中型乃至小型である。従つて前者は主として水雷發射機能に主力を注ぎ、後者は砲に重きを置き、兼ねて機雷掃海用、並に巡邏・防空用等、専ら沿岸防備に使用せんとするものゝやうである。

一九三四年頃の現存勢力は百隻餘十二萬噸餘であつたが、一九三五、六年頃より其の建造目覺ましく、三五年より三七年迄の三年間に三十一隻、四萬二千噸餘を完成し、其の後三十七隻五萬二千噸餘を建造中である。その内トライバル級十六隻は一、八五〇噸で、英國の驅逐艦としては從來に無き大型といふことが出来る。その要目は四・七吋砲八門、二十一吋發射管四門、速力三六節、その他のものは一、六九〇噸で四・七吋砲六門、十一吋發射管八門を裝備し、速力三六節である。

## 潜水艦

潜水艦に就ては聞くところが少いが、既成並に建造中のものを見ると、始め一千五百噸型を造りつゝあつたが、今では一千百噸型に變つたやうである。而かも英國は潜水艦の建造に稍々熱意を缺いてゐるかの如く感ぜられる。即ち一九三五年以來完成、又は建造中のもの二十數隻に過ぎず、近來獨逸が對英潜水艦パリティを希望する旨申出を爲したやうであるが、之は早晩到達すべき運命かも知れない。(後記) 少くとも新銳のものゝみを比較すると、特に然りである。

尤も英國當局では、本年の議會などでも頻りに獨逸の潜水艦は恐るゝに足らないと主張してゐる。蓋し之は對潛武

器が大戦當時に比し著しく進歩した為めであらうが、實際はどんなものであらうか。

(後記) 獨逸は今年四月二十九日、英獨海軍協定を一方的に廢棄し、之を英國に通報した。

一九三七年の英國現有潜水艦勢力は五四隻、五五、九〇噸で、一、八五〇噸のテームス級三隻は一九三二―三五年に竣工したるも、その後は一、五〇〇噸及び一、〇九〇噸となり、現在ユニチー級五四〇噸三隻、トリトン級一、〇九五噸十二隻等が建造中で、活潑に動いて居る。一九三八年度計畫により本年中に尙三隻の起工追加計畫がある。

最近(一九三九年十一月頃)に於ける英國の建艦計畫、現有勢力、建造中の艦船並に航空兵力等は左表の通りである。

第一表

艦種	計畫年度		昭和十一年度		昭和十二年度		昭和十三年度	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
主力艦	1	1	1	1	2	70	3	105
航空母艦	1	1	1	1	2	46	1	23
甲級巡洋艦	1	1	1	1	1	1	1	1
乙級巡洋艦	3	23	3	28	7	51	7	48
驅逐艦	9	12	16	25	17	27	16	27
潜水艦	3	3	3	3	8	8	7	3
小計	15	39	22	33	36	88	35	133
其他の艦艇	若	千	若	千	若	千	若	千

(註) (一) 括弧内は推定に依る

英現有兵力並に起工中及未起工の艦船(潜水艦以上)

第二表 昭和十四年(一九三九年)一月に於ける英國海軍現有兵力並に建造中及未起工の艦船(潜水艦以上)

艦種	現有兵力		建造中		未起工	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
主力艦	1	1	1	1	1	1
航空母艦	1	1	1	1	1	1
甲級巡洋艦	7	7	1	1	1	1
乙級巡洋艦	15	137	5	5	1	1
驅逐艦	15	176	19	19	1	1
潜水艦	6	63	24	24	10	11
計	32	325	65	65	11	11

(註) (一) 昭和十三年(一九三八年)竣工として計上せるものには推定を含む

(二) 括弧内の數字は推定を含む

(三) 前表の艦船中には左記自治領海軍を含む

加 奈 陀	驅 逐 艦	六 隻
新 西 蘭	乙 級 巡 洋 艦	二 隻
薩 洲	甲 級 巡 洋 艦	二 隻
	乙 級 巡 洋 艦	三 隻

艦種	頭初の規定量	倫敦條約規定量	
		エスカレーター條項採用に依る増加量	計
主力艦	一五隻		一五隻
航空母艦	五二五 <small>千噸</small>		五二五 <small>千噸</small>
巡洋艦	一三五		一三五
驅逐艦	三三九		三五九
潛水艦	一五〇	四〇	一九〇
計	一、二〇二	七六	一、二七八

第三表 英國空軍兵力(英國政府發表に依る)

一、現有兵力(昭和十三年(一九三八年)三月現在)

第一線機 約二、〇三〇機

内海外部隊及び艦隊航空隊 計 六〇〇機

二、擴張計畫

(一) 昭和十三年(一九三八年)五月發表の計畫は昭和十五年(一九四〇年)三月末迄に左の通り充實せんとするものである

本國部隊 一、三七〇機

英國空軍兵力

整備すべき第一線機數

整備すべき第一線機數

海外部隊 約 四九〇機  
艦隊航空隊 約 五〇〇機  
計 約 三、三六〇機

(一) 同年十一月政府は右機數よりも約三割増勢する意嚮なる旨發表した(備考)

(一) 海外部隊及び艦隊航空隊の一部は平時既に極東方面に配備せられて居る。必要がある場合には海外部隊及び艦隊航空隊は勿論、本國部隊と雖その何割かは極東方面に集中し得るであらう。

(二) 尙ほ濠洲空軍は昭和十三年(一九三八年)初頭に於て第一線機約二〇〇機であつたが、其の後、著々増勢中である。

### 第四節 佛蘭西

#### 一、造艦政策

佛國は歐洲の一大國として、原則としては英國に對抗する海軍を有せねばならないのであつて、少くとも自國の潜水艦等の奇襲部隊を以て之が侵襲に備へた譯であつたが、其の後、獨逸にも備へ、伊太利にも對抗するの必要に迫られ、且つは近來に於ける歐洲の危機に對して只管英國に依存することとなり、旁々對英海軍の必要はなくなつたが、獨逸と伊太利との腹背の想定國間に介在して、同國海軍は實に衰れた状態に置かれてゐる。

華府會議以後、二等海軍國に墮して以來、折角一九二二年の根本的海軍建艦計畫は建つて居つても、其の進捗は思

佛蘭西造艦政策

ふに任せず、併し尙ほ大戦艦の如きは、伊太利や獨逸のものに劣らざらんことを所期しつゝ、建艦に邁進してゐる。

### 二、建艦状況

建艦状況

今其の建艦の状況を述べると左の如くである。  
主力艦に就ては現存六隻一三七、四四五噸で獨逸のポケット戦艦に對抗するため建造したダンケルク級(二六、五〇噸、十三吋砲八門二九・五節)二隻を完成し、リシュリュール級(三五、〇〇〇噸)二隻を一九三五年三七年に起工し建造中であつて、リシュリュールは既に進水してゐる。而して速力は三〇節以上と稱せられて居る。

巡洋艦

巡洋艦中、重巡洋艦は目下造つてゐない、一九三六年末の輕巡洋艦勢力は八隻、五四、〇〇〇噸餘であつたが、一九三七年にガリソニエール級六隻の内、残り四隻(各七、六〇〇噸、六吋砲九門、三一・五節)を完成し、目下之よりも兵装の一步進んだグラス(八、〇〇〇噸、六吋砲十二門、三四節)を建造中であつて、尙ほ他に一隻を建造中である。

驅逐艦

驅逐艦は、大戦後型のものは總て二千噸以上のものばかりで、一九三七年迄に二十六隻に達し、一昨年竣工のモガドルは二、八八四噸、九萬馬力にして速力三八節、兵装は五・五吋砲八門、三十七耗高角機銃四門、十三耗機銃四門、二十一、七吋發射管十門である。次に造られて居るアーデー級は一、七七二噸で、その級十二隻が建造中である。

潜水艦

潜水艦では佛國はシムルクーフ型の大型艦を有するので有名であつたが、目下そのやうな大潜水艦は造つてゐない。型の傾向は各國と同じくより小型に向つてゐる。現存勢力は七七隻、七三、三〇〇噸で、目下建造中のものはローランモリロ型一、六〇五噸二隻、その速力は二十三節を目標とすると言はれて居る。此の他にオーロン級(八〇三噸)九隻が建造中である。

## 第五節 伊太利

### 一、造艦政策

伊太利造艦政策

佛國と同じくワシントン會議に於て二等海軍國と認められてゐた伊太利も、近時一般の國勢發展と相關聯して素はらしい海上武力國になりつゝ、あつて、其の建艦方針にも潑刺たる意氣込が表はされてゐる。三萬五千噸型四隻の新艦を建造せるが如き其の一般を示すものと謂うてよからう。

ムッソリーニ首相は其の任に就くと同時に逸早く海軍力に眼をつけ、著々其の整備に邁進したことは周知の通りであるが、一九三五年度の海軍豫算に於て、同國海軍大臣の述べた建艦方針は、其の後も依然として持續せられてゐる。今其の一齣を引用すれば左の如くである。

「伊太利は、海上、特に地中海に面する歐洲大陸最強國と等勢の海軍を所有すべきを原則とす。……國家の安全確保は各國それ／＼の義務たるのみならず、又當然の權利にして、他の何人も之を論議すべき餘地なし。従つて各國は自ら最も適當と信ずる方法によりて之を實現し得べきものなり。

此の見地に基き、伊太利は高度の攻防力を有し、如何なる海上の作戰にも應じ得べき三萬五千噸型戦艦の建造を決意せり。同戦艦は條約規定最大限度のものにして、現存中、及び建造中の何れの國のものよりも一層有力なるものなり。

斯く條約量最大限度のものを採用したる所以のものは、嘗に高度の攻撃力、即ち高度の砲力及び速力を有せしめ得べきのみならず、高度の防禦力、即ち充分なる装甲、特に必要なる水中防禦を與へんが爲めである」と。

### 二、建艦状況

建艦状況

伊太利の主力艦は、現存戦艦四隻九〇、三五四噸で既に大改装工を終つて居り、リットリオ級(三五、〇〇〇噸)二隻を一九三四年に起工し、目下續装工事を急ぎつゝある。尙ほ此の外に三五、〇〇〇噸二隻の建造計畫があり、佛國の主力艦勢力を凌がうとしてゐる。因に此の兩國共、新主力艦の主砲は十五吋砲である。

航空母艦は伊太利は造つてゐない。之は今のところ地中海だけで作戦する積りらしいので、岬や島嶼が適當に散在するので、其の必要がないからであらう。

甲級巡洋艦建造も、一段落を告げた見え、目下建造中のものはない。

乙級巡洋艦に就ては、新式のもの十二隻、約七萬五千噸を有して居る。就中一昨年竣工を見たガリバルディー級二隻(七、八七四噸、六吋砲十門、三五節)は最新型である。

驅逐艦勢力としては、新式のもの四十四隻を有し、佛國のものに較ぶれば、一般に小型である。建造中のアビレ級十二隻は一、六二〇噸で、四・七吋砲四門と發射管(二十一吋)を有し、速力三九節である。

潜水艦は獨逸と同じく小型のもの、即ち一千噸以下のものを多數建造中である、即ち現在勢力は六七隻、五〇、九八噸であるが、目下建造工程にある小型潜水艦は、フカ級(一、一〇九噸)三隻を除いては、總て六〇〇噸乃至九〇〇噸で、一九三五年以來進水したるもの三十隻を算し、他に建造中のもの十七隻が存する。

### 第六節 獨 逸

#### 一、造艦政策

獨逸造艦政策

獨逸の造艦政策は、一九三五年、一九三七年締結の英獨海軍協定に基き、對英三割五分の海軍力維持を目的としてゐるもので、最近對英潜水艦勢力對等を甲出でた外、少くとも一九四一年を限度として、右の標準で進むであらう。尤も英國近來の軍擴振り如何によつては右三割五分も量に於て自然増勢することは勿論である。

併し差し當り一九四一年迄に、大型戦艦五隻、袖珍戦艦三隻、航空母艦二隻、巡洋艦十四隻、驅逐艦及び水雷艇を通じ四十隻、並に潜水艦合計約二萬三千噸より成る新海軍を完成しようとしてゐるものゝ如くである。

#### 二、建艦状況

建艦状況  
主力艦

主力艦に就てはポケット戦艦三隻(一〇、〇〇〇噸、十一吋砲六門)の外にシャルンホルスト級(二六、〇〇〇噸、十一吋砲九門)を最近完成し、次で三五、〇〇〇噸二隻を一九三六、七年に起工した。(此の他に二隻計畫中又は建造中の説あり)而して其の第一艦ビスマルクは本年二月十四日ハンブルク港に於て進水を了した。此の二隻の主砲口徑は十五吋である。

獨逸のポケット戦艦に對抗して佛がダンケルク級を作り、之に對して獨はシャルンホルスト級を建造、終に今では獨・佛・伊共三五、〇〇〇噸艦建造の域に達した譯である。

因に此のビスマルク號の要目を擧げると左の如くである。

戦艦ビス  
マーク  
要目

第一節 軍 備

五〇

長さに於てネルソン號よりも九〇呎長く、幅も亦た十二呎廣い。此の幅の廣いことはバルチ取付け上、一層對魚雷機雷の力を増すであらうといはれて居る。

兵装は主砲十五吋砲八門(二聯裝砲塔四)、五・九吋砲十二門(二聯裝砲塔四)、單砲塔四、四・一吋高角砲四門(煙突の周圍に置く)、裝甲板に就ては不明なれども、恐らく素ばらしいものであらう、從つて砲火、水中爆破力に對して偉大なる抵抗力を有するに相違ない。飛行機格納庫は煙突の附近に又、射出機は艦尾に一臺を有す。

航空母艦は一昨年起工したものが二隻ある、之は獨逸が始めて建造する艦種にして、其の出來生えは各國専門家の注目の的となつてゐる。排水量は一、九、二五〇噸で、速力は三〇節以上、五・九吋高角砲十四門、搭載飛行機五〇隻、防禦も相當重視されてゐる。

(註) 昨年十二月下旬、我が邦の新聞紙上に、英國特電として、獨逸の新航空母艦、英海軍に脅威を與ふ」と題して大々的に取扱つたことは、讀者の記憶に尙ほ新なるところと考へる。

列強中、甲級巡洋艦を建造中の國は、目下米國と獨逸だけである。(暹羅が伊太利に此の種の艦一隻註文との風説あり、然かし八吋砲型か六吋砲型か不明)。獨逸はブルッヘル級(一千噸、八吋砲八門三隻を一九三五年と三六年の兩年度に起工し、内二隻は竣工してゐる。

乙級巡洋艦に就ては、目下一萬噸(六吋砲型)二隻、七千噸(六吋砲型)二隻を建造中である。

驅逐艦に關しては、獨逸海軍では一九二四年以來二十二隻を完成し、尙ほ十二隻を建造中である。最近竣工のもの十隻は、一、六二五噸、五吋砲五門、二十一吋發射管八門、速力三六節で、建造中のものは型が大きく、一、八一噸となつて居る。

水雷艇も建造してゐるが、之は佛伊も同様である。尙ほ此の他に高速魚雷艇(C・M・B)が各國で多數造られつゝあ

巡洋艦

驅逐艦

水雷艇

潜水艦

新獨逸海  
軍の近狀

新獨逸海  
軍の全貌

る。特に獨逸佛蘇に於て然るを見る。此の種のものでは、英國は二十數隻を有す、長さ六八呎、二十一吋魚雷二個を擁す。速力は四〇節以上にして耐波性良好との評がある。又獨逸のものは六一噸で、發射管一門を有するもの十五隻あり、速力三〇節乃至三六節、尙ほ續々同種のもの建造中であるといふ。

潜水艦の建艦に就ては、獨逸は特に熱心であつて、一九三五年にヴェルサイユ條約の一方的破棄に依り始めて建造に著手し、直ちに二五〇噸のもの十三隻を完成して以來、目下建造中のものを加へると四十九隻、一萬二千噸に達してゐる。因に最大のものは一、九三七年起工した七四〇噸型であつて、同型が十二隻存する。

新獨逸海軍の近狀 建艦狀況の概要は右の通りであるが、一層詳しく知らんとする人の爲めには稍々物足りなさを感ずる。特に新興獨逸海軍の國際政局に及ぼすこと、時を追うて益々重大ならんとするを考へるとき特に然りである。仍つて左記英誌ニューナイテッド・サトヴィス・レヴュー(一九三八年十二月一日)から「獨逸海軍の全貌」(擔當者譯)なる一文を引用するの妥當なるを覺え茲に其の全文を譯載することとする。

新獨逸海軍の全貌 先頃の歐洲の危機に對し明かに一大要素と考へられたのは獨逸海軍である。二年前までは該海軍は各種軍艦共、その型に於ても又隻數に於ても微弱であつたが、今日では其の要目もずつと變つて偉大なものになつて居り、艦の數も著しく増加して居るからである。英國の再軍備が完成する豫定の一、九四二年(?)頃になると、獨逸の海軍も随分大きなものになり、其の軍艦にしても他の一等海軍國が所有してゐる以上の恐るべきものを持つことになるであらう。

二年以前には獨逸海軍は貧弱なもので僅に一萬噸の小型戰艦三隻、五、四〇〇噸乃至六、〇〇〇噸の輕巡洋艦六隻、八〇〇噸の小型驅逐艦十二隻及び僅か二五〇噸ばかりの潜水艦二十四隻から成立つてゐた。

右の戰艦、巡洋艦及び驅逐艦は、共に大海軍國たるの前驅を成すべきものでも、將た又中核を構成する底のもので

もなかつた。畢竟是等は一九一九年のヴェルサイユ條約の制限下にやつと工夫して造り上げた最善のものに過ぎなかつた。唯潜水艦だけは該制限下に含まれた禁止條項を潜ぐつて造りつゝあつたといはれて居る。前掲の艦船は噸數こそ制限されてゐたが、其の精神に於ては決して守られてゐなかつた。戦艦三隻は速力二十六浬を有してゐたので、英國の巡戦を除いては、當時海上に泛んでゐる主力艦では最快速のものであつた。尙ほ其の武装に於ても十一吋砲六門、五・九吋砲八門、四・一吋砲(高角砲)六門、及び二十一吋發射管八門といふ強力なものを有してゐた。又装甲に於ても水線帶甲は厚さ四吋、砲塔は七吋、甲板は最大三吋であつた。且つ一臺の射出機及び飛行機二機も有してゐた。

巡洋艦

巡洋艦も亦た充分の武装を有し、且つよく防護されて居る。即ち早期に出來た五、四〇〇噸型は單裝の五・九吋砲八門、三・五吋砲(高角)三門、及び一九・七吋の發射管四門を有し、速力二九浬であつたが、其の後に竣工した五隻の六、〇〇〇噸型は五・九吋砲九門(三聯裝)、三・五吋砲四門乃至八門、二十一吋發射管十二門及び射出機一臺と飛行機二機を有し、速力は三二浬である。

八〇〇噸型の小型驅逐艦十二隻は、優秀なる武装を有す、即ち四・一吋砲乃至五吋砲三門、二十一吋發射管六門を有し速力三三・三四浬である。排水量僅か二百噸(水中三百噸)の潜水艦二十四隻を有するが、之でも二十一吋發射管三門と一門の小口徑砲とを有し、速力十二浬(水中七浬)を出だすことが出来る。斯様な極めて小さい潜水艦は發見困難であるといふ利を有するばかりでなく、效力に於ても全く大潜水艦と同じであるから、小型だからというて何等軍事上の價値を低下するものではない。但し行動半徑の小となるは當然で其の弱點は免れない。

二年以前は大體右様のものであつたが、現在では全く異つた様相になつてゐる。即ち新に二六、〇〇〇噸の戦艦二隻の出現によつて著しく増勢せられてゐる、同艦は十一吋砲九門、五・九吋砲十二門、四・一吋砲(高角)十二門を有し、

又飛行機二機を搭載し、速力は三十浬、水線帶の厚さ十吋、砲塔は十二吋、甲板は六吋の装甲で防護されて居る。一、六二五噸の大型驅逐艦十六隻が完成したが、是等は五吋砲五門と二十一吋發射管八門を有し、速力三十六浬である。此の他に水雷艇の公稱を有する八百噸の新型驅逐艦が十二隻と、六百噸のものが同じく十二隻あつて、是等の兵裝は四・一吋砲三門と三七耗砲(高角)一門、及び發射管六門を有してゐる。

既に就役せる潜水艦の中にも、以前のよりは大型なものがあつた且つ隻數も増加して居る。即ち五〇〇噸型の潜水艦十隻は總て二十一吋發射管五門と三・五吋砲一門とを有し、速力一六浬(水中八浬)であり、又七二噸型二隻は二十一吋發射管六門及び四・一吋砲一門を有し、速力一八浬(水中八浬)である。

六〇〇噸型の護衛艦は十隻完成したものがあつたが、是等は四・一吋砲二門を有し、速力二〇浬、速力又十二浬の新掃海艇もある。而して其の排水量六〇〇噸である。尙ほ此の他に就役せる魚雷艇(五〇噸乃至七〇噸)が澤山あつて、是等は一九・七吋發射管二門を有してゐる。

右の次第であるから、現在獨逸海軍は次のものから成つてゐる譯になる。

- |        |            |            |
|--------|------------|------------|
| 戰艦五隻   | 二六、〇〇〇噸型二隻 | 一〇、〇〇〇噸型三隻 |
| 巡洋艦六隻  | 六、〇〇〇噸型五隻  | 五、四〇〇噸型一隻  |
| 驅逐艦    | 一、六二五噸型一六隻 |            |
| 水雷艇二四隻 | 八〇〇噸型十二隻   | 六〇〇噸型十二隻   |
| 潜水艦三六隻 | 七二噸型二隻     | 二五〇噸型二四隻   |
|        | 五〇〇噸型一〇隻   |            |

護衛艦(六〇〇噸型)一〇隻

第二章 列強の造艦政策と建艦現狀

現在獨逸海軍勢力

魚雷艇(五〇噸)一四隻 掃海艇(五〇〇噸)三五隻  
 【備考】此の他に舊戦艦(一三、〇〇〇噸)の練習艦二隻、砲術練習艦(二、四〇〇噸)二隻、雑船一〇〇隻(此の内には母艦六隻、巡邏艇一四隻及び舊式水雷艇九隻がある)を有す。

右の如くにして此の二ヶ年が程に、獨逸の戦艦・巡洋艦・驅逐艦・潜水艦から成る勢力は著しく大きくはなつたが、併し他の一等海軍國のものに比較すれば遙かに及ばないものである。とは云へ、條約量(英獨海軍協定)一杯の新艦建造に向つて、其の建造の手を進めてゐることを忘れてはならぬ。(後記、今年四月二十八日附該協定はこれを廢棄した)新建艦計畫には其の中に四隻の三五、〇〇〇噸型戦艦が含まれてゐて、二隻は現に建造工程中にあり、他の同型二隻は計畫中に屬する。是等は一五吋砲八門、五・九吋砲十二門及び四・一時砲(高角)十六門を有し、速力三〇哩の豫定である、又其の装甲は可なり強力のものらしい。

一萬噸型の重巡洋艦の三隻は、目下種々の工程中に屬するが、其の武装は八吋砲八門、四・一時砲(高角)十二門を有し、速力三三哩である。又同じく一萬噸の排水量を有する巡洋艦にして建造中のものに、五・九吋砲十二門を裝備するものが三隻存する。更に建造に著手して間もない輕巡洋艦(七、〇〇〇噸型)三隻があるが、是等も亦た五・九吋砲を裝備する豫定である。而して六、〇〇〇噸の前型が九門を裝備してゐるところから考へて、其の砲数は十門とならうと思はれる。

獨逸としては最初の試みとしての航空母艦も生れつゝある。即ち現在二隻が建造中に屬するが、其の要目は排水量一九、二五〇噸で、五・九吋砲(高角砲として)一四門を有し、飛行機五〇機の搭載能力を有す、装甲防護も充分に出來て居り、速力は三〇哩である。

此の他建造中のものに十隻の驅逐艦が存する。之は一、八一噸の排水量を有し、武装は五吋砲六門乃至八門で、

速力は三六哩である。又潜水艦三十二隻も建造中である。此の中、八隻が七四〇噸型で、十一隻が五一七噸型、残りが二五〇噸型である。尙ほ六〇〇噸型の水雷艇六隻、掃海艇十八隻、其の他護衛艦の多數及び魚雷艇・母艦・母艇等も建造中である。故に數年の中には、獨逸はよく釣合のとれた、そして今よりも二、三倍の海軍を持つことにならう。

## 第七節 蘇 聯 邦

### 一、造 艦 政 策

帝政ロシア没落後、新政府たるソヴェート・ロシアは列強の如き均衡のとれた艦隊を再建するの力もなく、又暇もなかつたので、専ら潜水艦や高速水雷艇のやうな所謂モスキート・フリートの建設に従事してゐたのであるが、第二次五ヶ年計畫も其の緒に就くと同時に、結局は戦艦を根幹とする強大なる海軍がなくては、世界の外交界に發言權なしと認められたか、近代的戦艦の建造に乗り出したやうである。

勿論、高度の秘密國であるので、其の海軍建艦の状況も現勢力も共に正確なることは知るに由なきも、外國からの諸報の報道を綜合すると、戦艦三隻建造の計畫あることは殆んど誤りのないところであらう。而してそれがレンングラード造船所で建造されてゐるやに傳へられて居る。

本年二月に入り、又々米國への該國使節團派遣の噂が立ち、其の用向が右の戦艦の装甲板や兵器の購入にあるらしく報道されて居るが、恐らくそんな事であらう。重工業も餘程進歩はしてゐるが、まだ戦艦の装甲板は、蘇聯邦に於ては出來ないであらうことは、英國あたりで専ら定説になつてゐる。

戦艦を造り得る位であるから、巡洋艦以下の建艦の可能なることはいふ迄もなく、現に一九一三年乃至一四年頃



著手した巡洋艦(八千五百噸)二隻を一昨年頃完成してゐる。キエフ、ウラジロフといふのが即ちそれである。又スターリン號と稱する航空機母艦も竣工させて居る。その他導彈逐逐艦も出來上つたのがある。潜水艦、高速魚雷艇の如きは、前述した通りであつて、潜水艦の如きは、一五〇隻以上の新艦を有してゐるさうである。其のうち浦陽方面へは約八、九十隻の派遣を見てゐるといはれて居る。

二、建艦狀況

主力艦は前述せし通り、三萬五千噸級のもの二隻乃至三隻建造中とのことであるが、其の要目等一切詳細に附せられてゐるので判明してゐない。併し昨年八月頃、波蘭方面からの情報に依れば左の通りである。

蘇聯邦の新建艦計畫は、二萬五千噸級戰艦四隻、潜水艦九隻、航空母艦四隻を包含し、その一部は米國に於て建造さるゝとのことである。

因に蘇聯邦最高會議幹部會議長カリーニン氏は去る六月十九日レニングラード造船所に於ける演説にて、大海軍建設の必要を説き次の如く述べてゐる。

ソ聯は第一次及び第二次五ヶ年計畫によつて重工業の基礎を固め、陸軍の擴大、殊に航空部と砲兵部との充實に努め、軍用自動車的大量製作、鐵道の延長などに長足の進歩を示したが、次に來るものは海軍の擴充であつて、ソ聯は皆にバルチック海方面に於て獨逸の海軍を凌駕するに止まらず、世界一の大海軍を完成しなければならぬ。英國は巨艦の建造に於ては世界一であるが、ソ聯は英國をも抑へるだけの優秀な巨艦を建造しなければならぬ。それには造船所の改善は勿論のこと、優良造船職工の養成に力めなければならぬ云々と。

尙ほ一九三五年頃著手せるものと思はるゝ建艦計畫の内容は素より不明なるも、外國に於て傳へらるゝところによれば左の如し。

艦種	單艦排水量	隻數	主砲	摘要
主力艦	三五、〇〇〇	三	一六吋九門	二隻完成
重巡	八、〇〇〇	七	七・一吋九門	二隻完成
輕巡	三、〇〇〇	明		二隻完成
驅逐艦	一、八〇〇	明		完成
空母	九、〇〇〇	一		完成
空母	一二、〇〇〇	二		
空母	一一、〇〇〇	四		二隻完成
碎氷船	八、〇〇〇	二		完成

第八節 各國の代表艦及び建艦概要

以上述べた各國の造艦政策並に建艦現狀を綜合する意味に於て之に關する一覽表を擧ぐれば左表の通りである。

代表艦一覽表 (主としてチェーソンの「フアイティン」(グジツプス)一九三八年版に依る。)

第一表 新主力艦

國名	艦名	基準排水量	速力	馬力	兵裝	起工	完成(豫定)
英	キングジョージ	三五、〇〇〇	30	110,000	14吋及16吋	1937	(1940)

新航空母艦

第二表 新航空母艦

獨	佛	米	英	國名	標準排水量	速度	馬力	飛行機數	兵裝	起工	完成(豫定)
ビスマーク	グナイズナウ	シャルンホルスト	アークロイヤル	イラストリアス	ピクトリアス	フォードミダブル	エンタープライズ	ヨークタウン	ワシントン	外計中	二隻
三六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一九三六	(一九四〇)

第二章 列強の造艦政策と建艦現狀

第一篇 軍備

獨	佛	米	英	國名	標準排水量	速度	馬力	飛行機數	兵裝	起工	完成(豫定)
ビスマーク	グナイズナウ	シャルンホルスト	アークロイヤル	イラストリアス	ピクトリアス	フォードミダブル	エンタープライズ	ヨークタウン	ワシントン	外計中	二隻
三六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000	二六,000
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一五時八門、五・九時三門	一九三六	(一九四〇)

第三表 新巡洋艦

國名	艦名	基準排水量	速力	馬力	砲	魚雷	起工	完成(豫定)
米	サザンブトン	九,000	三三	七五,000	六吋三門 四吋高角八門	三吋六門	一九三二	一九三三
英	ニューカッスル	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	シエフイルド	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	ベイミンガム	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	グロセスタール	九,三〇〇	同	八二,五〇〇	同	同	一九三二	一九三三
	リバスター	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	マンチエスタール	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	エヂンバラ	一〇,〇〇〇	三三	八〇,〇〇〇	六吋三門 四吋高角三門	三吋六門	一九三二	一九三三
	ベルファスト	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	デイドウ級七隻	五,四〇〇	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	ファイディー級五隻	八,〇〇〇	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	ブルックリン	一〇,〇〇〇	三三	一〇〇,〇〇〇	六吋二門 五吋高角八門	同	一九三二	一九三三
	ファイラデルフィア	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	サバコン	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	ナッシュビル	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	フエニックス	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三

第四表 新驅逐艦

國名	艦名	隻數	基準排水量	速力	馬力	砲	魚雷	起工	完成(豫定)
英	トライバル級	二六	一,八五〇	三三	四〇,〇〇〇	四・七吋八門	三吋四門	一九三二	(一九三三)
	チャブリン	三	一,六九〇	三二	四〇,〇〇〇	四・七吋六門	三吋八門	一九三二	(一九三三)
蘇	キ	一	八,〇〇〇	三三・五	一〇〇,〇〇〇	七・二吋九門 四吋高角四門	三吋六門 機雷	一九三二(?)	一九三三
伊	ガルベル	二隻	七,八七四	三三	一〇〇,〇〇〇	六吋十門 三・九吋高角八門	三吋六門	一九三二	一九三三
獨	M及N	二隻	七,〇〇〇	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	K及L	二隻	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	アドミラルヒツパー	同	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
佛	他に一隻計畫中	一	八,〇〇〇	同	同	六吋三門 三・五吋高角八門	同	一九三二	一九三三
	ド・グラツ	同	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	セントルイス	同	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	ヘレナ	同	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	ホルムス	同	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	ボアス	同	同	同	同	同	同	一九三二	一九三三
	ブルックリン	同	一〇,〇〇〇	三三	同	八吋八門 四・二吋高角三門	同	一九三二	(一九三三)

新水雷艇

國名	艦名	隻數	排水量	速力	馬力	砲	魚雷	起工	完成(豫定)
英	格蘭バース	六	水上 一、五三〇 水中 二、一四〇	水上 一六 水中 一八・八	水上 三、三〇〇 水中 一、六三〇	四吋二門	三吋六門 機雷三〇	竣工(?)	
獨	T	一	一八〇	六〇〇	四・一吋一門	六門	一吋六	建造中	
伊	バルテノ	一	一六	六・七	三、九吋三門	一八吋四門	一吋六	建造中	
佛	ギル	一	一、〇〇〇	三三	三、九吋四門	三・七吋四門	一吋七	建造中	
獨	Z	六	一、八二	三六	四、〇〇〇	三吋八門	一吋五	建造中	
伊	アビ	一	一、六〇	三九	四、〇〇〇	四・七吋四門	一吋七	建造中	
佛	イデ	一	一、七三	三九	四、〇〇〇	四・七吋四門	一吋七	建造中	
米	シムス	三	一、五〇〇	三六・五	四、八〇〇	三吋三門	一吋七	一部完成	
米	グリド	二	一、五〇〇	三六・五	四、八〇〇	三吋三門	一吋七	一部完成	
米	ボリタ	一	一、八〇〇	三七	五、〇〇〇	三吋八門	一吋七	一九三〇	

第六表 ▲新大型潜水艦

第五表 新水雷艇

新中型及小型潜水艦

國名	艦名	隻數	排水量	速力	馬力	砲	魚雷	起工	完成
伊	オカ	三	一、〇九	一五・〇	一六	八	三、八〇	一、二五〇	同
佛	ロランドモリロ	四	一、〇五	二、一〇〇	三三	一〇	六、〇〇〇	三、九吋一門	二・七吋六門
米	サトル	六	一、四〇〇	三三	三、九吋三門	一八吋四門	一吋七	一九三〇	建造中
米	トリントン	二	一、七〇	一、五七九	同	三吋一門	三吋八門	一九三〇	建造中
英	ニチ	三	五〇〇	七二	一、四〇〇	三、九吋一門	三・七吋九門	一九三〇	建造中
佛	オニ	五	八〇三	一四・五	一、〇〇〇	三、九吋一門	三・七吋九門	一九三〇	建造中
獨	U	三	七四〇	同	同	同	同	同	同
獨	U	二	五二七	同	同	同	同	同	同
獨	U	一	四四	同	同	同	同	同	同
伊	パ	一	六二〇	八・五	一、一五〇	八〇〇	三、九吋一門	三吋六門	一部完成

▲新中型及小型潜水艦

第七表 新特務艦艇

第二章 列強の造艦政策と建艦現狀

佛		米		英											
補航	同	護送	潜水母艦	水上機母艦	糧食艦	同	砲艦	網艦	敷設艦	港灣防禦艦	同	測量艦	同工艦	掃海艦	哨艦
サン	エ	ヴ	カ	ス	ド	ラ	リ	バ	ペ	ス	メ	タ	ブ	ジ	
ス	ラ	イル	カー	コ	ラ	ネ	バ	リ	コ	イド	イ	ラ	ル	マ	
シ	ン	デイ	チ	ー	ゴ	ッ	リア	ッ	ッ	スト	ン	ン	ン	ット	
		ス	ス		ン	ソ	ン	ン	ン	ン					
四	一	九	一	二	一	二	一	三	一	二	四	一	一	九	
1,000	630	1,990	8,000	1,100	670	585	903	498	690	1,180	8,900	?	85	500	
	10	15.5	16.5		17	13	10.5	18	17	17	17		17	21	
	4,000	3,100		90	4,500		1,100	400	3,300	700	700		1,750	3,600	
	四時	五・五時			四時	四時				四・五時八門			四時高角二門	四時	
同	建造中	七隻竣工	?	同	同	同	同	同	同	建造中	同	建造中	十三隻竣工	五隻竣工	六四

### 第三章 列國海軍豫算並に施設

#### 第一節 總説

過去二、二年を回顧するに列國の國防熱は未曾有の域に高まつてゐる。而して實に英國は其トップを切るものであつたが、更に昨年九月獨逸のズデーテン地方併合時に於けるミュンヘン協定の危機を一畫期とし、愈々空軍を始め海陸の軍備を増強し、爲めに右の老大大豫算を以てしても尙ほ不足するの状況にある。

米國は亦た近時全體主義的國家に對する抵抗策と稱し、在來のヴィンソン案、第二次ヴィンソン案なる海軍増備計畫を以て尙ほ不充分なりとし、本年一月に開かれたる第七十六議會に於ける大統領の國防教書は、軍備の増強又已むを得ずとし、之に對する國防豫算も平時に於ける同國未曾有の額に達して居るといふ状況である。

其の他伊太利海軍の勃興、獨逸の新軍備著手、蘇聯邦の海軍が本格的に進み居るなど、世界は擧つて一路海軍力の増強に進んでゐる。

今最近三年間に於ける列國軍事費比較を掲げて、其の進路の概容を示すこととする。

列國軍事費(對總豫算)一覽表(海軍省調査)

國名	昭和十一年度		昭和十二年度		昭和十三年度	
	總歳出	海軍費	總歳出	海軍費	總歳出	海軍費
日本	六、二四〇、七六八、八四〇	五、六二二、五七九、七九〇	九、七〇〇、六〇〇、二八八、五八八	六、三三九、九六九、二九三	六、四三三、八〇三、三八一、三五五	六、八〇〇、三三三、三三三
英國	八、八三三、六三三、三三八	五、五〇〇、六四八、六二七	六、三二七、六四四、八二八、三〇〇	五、六六六、五三三、三〇八	六、七九七、〇七〇、五九八、〇〇〇	六、三三三、一九九、六三三
米國	七、七七八、七〇〇、〇〇〇	八、四一四、八七六、〇〇〇	九、四三三、八八八、〇〇〇	一、八〇〇、六一三、二七七	一、三〇六、八〇八、五〇〇	一、九七四、四六六、五九六
佛國	四、五七二、九〇六、三三三	三、九五七、七九七、五九六	七、九六四、三〇六、八九六、九九六	四、四〇〇、二七九、六九八	六、九四七、七〇〇、八八四、五三三	四、六五〇、七五九、九六六
伊太利	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇九八、九八一、〇〇〇	七、八三三、七〇〇、〇〇〇	一、八五五、八二二、〇〇〇	七、八三三、九四八、八一三	二、〇一三、〇〇〇、〇〇〇
總計	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
比百分						
日本	20.7	15.2	25.4	16.7	22.8	18.0
英國	25.7	17.4	21.4	17.2	22.6	17.7
米國	25.7	24.8	31.4	18.3	22.5	23.7
佛國	15.2	12.5	26.4	14.9	22.8	14.9
伊太利	10.0	5.5	25.7	18.9	23.1	16.3

(註) イ、英伊兩國には空軍省ありて、此の方の豫算もあれど之は省けり。  
ロ、會計年度の期間も各國差あれど、分り易くするため我が國の式に準じて記載せり。

第二節 日本

一、豫算

日本豫算

昭和十四年度の海軍豫算は、目下の國際情勢に鑑み、本豫算、追加豫算を併せ八億二千六百餘萬圓を計上し、議會

に提出して通過した。仍て先づ茲に之を掲げ、次に同十三年度のものを添へて参考に資す。

二、昭和十四年度海軍歳出豫算

一、昭和十四年度海軍省所管豫算(經常部)は左の如くである。(單位圓)

第一款 海軍本省	七四三、五四四	第八項 軍港要港費	一、二〇〇、六九八
第一項 俸給	五一一、七五〇	第九項 艦營費	五〇、六三六、七三四
第二項 事務費	二三一、七九四	第十項 水路費	一、八一五、三八五
第二款 軍事費	二八五、五八七、五五五	第十一項 教育諸費	二、五三五、四一七
第一項 俸給	六三、六二三、一四五	第十二項 扶助金	一、一五七、七六五
第二項 廳費及修繕費	一、七二九、二二九	第十三項 共濟組合給與金	三、五六一、二二〇
第三項 雜給及雜費	七、二八四、九三九	第十四項 收容費	一一、三三八
第四項 衣糧費	三〇、五九〇、三三九	第十五項 機密費	六三、三〇〇
第五項 造船造兵及修理費	一一九、〇五五、八〇二	第三款 諸支出金	八八四、八九六
第六項 演習費	七一五、三四九	第一項 諸支出金	八八四、八九六
第七項 患者費	一、六〇六、八九五	經常部合計	二、八七二、二一五、九九五
既定總額	二、二四七、九四〇、八七三	追加額	五、〇三二、六二五
第三章 列國海軍豫算並に施設		差引計	二、二五二、九七三、四九八

第三章 列國海軍豫算並に施設

昭和十四年度海軍歳出豫算

昭和三十三年度迄支出額 一、六七一、八四〇、八七三  
昭和三十四年度以降支出額

(款) 艦艇製造費

(項) 艦艇製造費

五八一、一三二、六二五

改定年額

昭和三十四年度 一三九、七二四、六二五

昭和三十五年 二四六、三五七、〇〇〇

昭和三十六年度 九五、〇五一、〇〇〇

水陸整備費

既定總額

四八〇、四〇四、八八〇

追加額 五四、二〇一、五〇〇

計 五三四、六〇六、三八〇

昭和三十三年度迄支出額 四四一、一二四、八八〇

昭和三十四年度以降支出額

(款) 水陸整備費 九三、四八一、五〇〇

(項) 事務費 二、一九五、九六〇

(項) 工作廳設備費 四五、二八三、三七〇

(項) 防備部隊設備費 二九、三八八、五五〇

(項) 軍港雜設備費 九、八四五、七〇〇

(項) 教育機關設備費 三、九〇〇、三八〇

(項) 病院設備費 二、八六七、五四〇

昭和三十四年度 四三、三七二、三一六

事務費 九七九、七八〇

工作廳設備費 二六、三六八、一二四

防備部隊設備費 八、七五二、一五〇

軍港雜設備費 三、四三八、四〇〇

教育機關設備費 三、〇九〇、一二二

昭和三十五年 七四三、七四〇

病院設備費 三〇、二一〇、一八四

事務費 七一一、三五〇

工作廳設備費 一四、四六一、一七六

防備部隊設備費 九、九四三、〇〇〇

軍港雜設備費 三、七〇四、一〇〇

教育機關設備費 八一〇、二五八

病院設備費 五七五、三〇〇

昭和三十六年度 一五、〇六五、〇〇〇

事務費 三二六、九三〇

工作廳設備費 四、三〇四、〇七〇

防備部隊設備費 七、四五五、五〇〇

軍港雜設備費 二、二〇三、二〇〇

病院設備費 七七五、三〇〇

昭和三十七年度 四、八三四、〇〇〇

事務費 一七二、九〇〇

工作廳設備費 一五〇、〇〇〇

防備部隊設備費 三、二三七、九〇〇

軍港雜設備費 五〇〇、〇〇〇

病院設備費 七七三、二〇〇

航空隊設備費

既定總額 二三四、五七六、二一五

減少額 △ 二一、七七三、三五六

追加額 一、四四六、〇〇〇

計 二〇四、二四八、八五九

昭和三十三年度迄支出額 一九〇、一九五、二一五

第三章 列國海軍豫算並に施設

昭和三十四年度以降支出額

(款) 航空隊設備費 一四、〇五三、六四四

改定年額

昭和三十四年度 八、七三二、一五五

昭和三十五年 五、三二一、四八九

艦船改装費

既定總額 三八一、九二〇、五〇五

追加額 二六、九八三、〇〇〇

計 四〇八、九〇三、五〇五

昭和三十三年度迄支出額 三三六、六五〇、五〇五

昭和三十四年度以降支出額

(款) 艦船整備費 七二、二五三、〇〇〇

(項) 艦船改装費 七二、二五三、〇〇〇

改定年額

昭和三十四年度 四〇、七一七、〇〇〇

昭和三十五年 二二、八五六、〇〇〇

昭和三十六年度 八、六八〇、〇〇〇

第一篇 軍 備

艦船特定修理費

既 定 總 額 六五、一五五、〇〇〇

内

昭和十三年度迄支出額 三八、三六〇、〇〇〇

昭和十四年度以降支出額

(款) 艦船整備費

(項) 艦船特定修理費 二六、七九五、〇〇〇

改 定 年 額

昭和十四年度 一二、七九五、〇〇〇

昭和十五年度 一四、〇〇〇、〇〇〇

潜水艦二次電池換裝費

既 定 總 額 一〇、三八九、六三三

追 加 額 一、五八一、〇〇〇

計 一、九七〇、六三三

内

昭和十三年度迄支出額 七、六五〇、三〇五

昭和十四年度以降支出額

(款) 艦船整備費

(項) 潜水艦二次電池換裝費

七〇

四、三二〇、三二八

改 定 年 額

昭和十四年度 一、七二八、四二四

昭和十五年度 一、七七一、九〇四

昭和十六年度 八二〇、〇〇〇

臨時雜船製造費

總 額

(款) 艦船整備費

(項) 臨時雜船製造費 一、一八二、〇〇〇

年 額

昭和十四年度 七九〇、〇〇〇

昭和十五年度 三九二、〇〇〇

軍需品整備費

既 定 總 額 三七、六四二、七五〇

追 加 額 一五、三二一、〇〇〇

計 五二、九六三、七五〇

内

昭和十三年度迄支出額 三〇、六二二、七五〇

昭和十四年度以降支出額

(款) 軍需品整備費

(項) 軍需品整備費 二二、三四一、〇〇〇

改 定 年 額

昭和十四年度 七、八六四、〇〇〇

昭和十五年度 八、八二七、〇〇〇

昭和十六年度 四、三〇〇、〇〇〇

昭和十七年度 七〇〇、〇〇〇

昭和十八年度 六五〇、〇〇〇

海軍豫備油田試掘費

既 定 總 額 一、四二〇、〇〇〇

追 加 額 一、六四〇、〇〇〇

計 三、〇六〇、〇〇〇

内

昭和十三年度迄支出額 一、二三〇、〇〇〇

昭和十四年度以降支出額

(款) 營 繕 費

(項) 海軍豫備油田試掘費

一、八三〇、〇〇〇

第三章 列國海軍豫算並に施設

七一

水路部作業場其他新營費

總 額

(款) 營 繕 費

(項) 水路部作業場其他新營費 二七〇、〇〇〇

年 額

昭和十四年度 一三〇、〇〇〇

昭和十五年度 一四〇、〇〇〇

船體機關及兵器研究費

既 定 總 額 二二、七八九、〇〇〇

追 加 額 六、二八〇、〇〇〇

計 二九、〇六九、〇〇〇

内

昭和十三年度迄支出額 一九、九三九、〇〇〇

昭和十四年度以降支出額

(款) 研 究 費



第一節 軍需

(項) 船體機關及兵器研究費九、一三〇、〇〇〇

改定年額

昭和十四年度 五、四三〇、〇〇〇

昭和十五年度 三、一〇〇、〇〇〇

昭和十六年度 六〇〇、〇〇〇

軍需品其他復舊費

既定年額

昭和十三年度迄支出額 五〇、四五五、三四五

昭和十四年度以降支出額 三八、二〇五、四三二

(款) 震災復舊費

三、昭和十四年度追加歳出豫算(單位圓)

經常部

第二款 軍事費 五、五一〇、六七〇

第一項 俸給 五四一、三二一

第二項 廳費及修繕費 一一、五九〇

第三項 雜給及雜費 二一九、〇三二

第四項 衣糧費 四六三、〇四一

第五項 造船造兵及修理費 一、九六三、四五八

第六項 演習費 一八、二六五

七二

(項) 軍需品其他復舊費

改定年額

昭和十四年度 二〇〇、〇〇〇

昭和十五年度 一、六〇〇、〇〇〇

自昭和十四年度至昭和二十五年年度 一〇、四四五、九一三

繼續費計 三六二、二四三、五二〇

其他科目計 四、四八三、二四七

臨時部合計 三六六、七二六、七六七

經常部臨時部計 六五三、九四二、七六二

第七項 忠者費 一一、五七六

第九項 艦營費 一、三七八、四四二

第十項 水路費 一三九

第十一項 教育諸費 五六、二七一

第十三項 共濟組合給與金 八一〇、五三五

第十五項 機密費 三六、〇〇〇

經常部計 五、五一〇、六七〇

臨時部

昭和十四年度追加歳出豫算

艦艇製造費

追加總額 一、二〇五、七八〇、〇〇〇

年額

昭和十四年度 六〇、一五〇、〇〇〇

昭和十五年度 一一九、二五〇、〇〇〇

昭和十六年度 二八九、七八五、〇〇〇

昭和十七年度 三八四、一八五、〇〇〇

昭和十八年度 二九〇、〇八〇、〇〇〇

昭和十九年度 六二、三三〇、〇〇〇

水陸整備費

追加總額 一八八、三二一、〇〇〇

年額

昭和十四年度 四八、九〇八、〇〇〇

昭和十五年度 一〇、二〇七、二二〇

昭和十六年度 二二、一四三、二九〇

昭和十七年度 四八、九〇八、〇〇〇

昭和十八年度 一〇、二〇七、二二〇

昭和十九年度 二二、一四三、二九〇

第三章 列國海軍豫算並に施設

工作廳設備費 三九、〇六七、一一〇

防備部隊設備費 四、八四八、七〇〇

軍港雜設備費 五八二、六〇〇

教育機關設備費 三、三九八、八七〇

昭和十五年度 七九、四九三、〇〇〇

工作廳設備費 一、二四八、一五〇

防備部隊設備費 五九、六〇七、六五〇

軍港雜設備費 七、二〇一、二〇〇

教育機關設備費 八三〇、〇〇〇

昭和十六年度 一〇、六〇六、〇〇〇

工作廳設備費 四四、三〇〇、〇〇〇

防備部隊設備費 九四八、三四〇

軍港雜設備費 三一、六一七、八一〇

教育機關設備費 四、二八〇、〇〇〇

昭和十七年度 八一五、八五〇

工作廳設備費 六、六三八、〇〇〇

防備部隊設備費 一一、六四〇、〇〇〇

軍港雜設備費 一七八、二〇〇

教育機關設備費 一〇、六二七、九八〇

七三

第一篇 軍備

軍港雜設備費	三三三、四〇〇	昭和十五年度	七一、五〇〇、〇〇〇
教育機關設備費	五〇〇、四二〇	昭和十六年度	七二、八五〇、〇〇〇
昭和十八年度	二、九八〇、〇〇〇	昭和十七年度	六九、四五〇、〇〇〇
事務費	七六、七〇〇	昭和十八年度	二九、六〇〇、〇〇〇
工作廳設備費	三、九〇三、三〇〇	受託造修費	一、六〇〇、〇〇〇
航空隊設備費	三〇〇、〇四一、〇〇〇	臨時部計	一六七、二九九、〇〇〇
追加總額	三〇〇、〇四一、〇〇〇	經常部臨時部合計	一七二、八〇九、六七〇
昭和十四年度	五六、六四一、〇〇〇	改昭和十四年度豫算額	八二六、七五二、四三二

七四

四、昭和十三年度海軍省所管豫算概要

昭和三十三年度豫算總額	臨時部	二九四、〇九三、二九〇圓	經常部	三八六、二九〇、〇六一圓	計	六八〇、三八三、三五一圓
前年度豫算總額	臨時部	二七二、一九一、二六九圓	經常部	二七三、九五三、三八〇圓	計	五四六、一四五、六四九圓
差引増減(△)	臨時部	二一、八九一、〇二一圓	經常部	一一二、三三六、五三〇圓	計	一三三、七二七、五五〇圓

昭和十三年度要求額を大別し前年度に對比すれば左の如し

區分	昭和十三年度要求額		十二年度豫算額		比較の差増減(△)
	臨時部	經常部	臨時部	經常部	
海軍本省	六二〇、六一五	二九二、五七一、八五二	五三七、七七一	二七二、一九一、二六九	八二、八四四
軍事費	九〇〇、八二三	二九四、〇九三、二九〇	一、二二四、三四〇	二七三、九五三、三八〇	二〇、三三〇、五八三
諸支出金	二一八、四二〇、五七八	二一八、四二〇、五七八	二一八、四二〇、五七八	二一八、四二〇、五七八	〇
艦艇製造費	六一、四〇九、二五〇	六一、四〇九、二五〇	五九、五六七、六〇〇	五九、五六七、六〇〇	一、八四一、六五〇
水陸整備費	一八、六〇四、七五〇	一八、六〇四、七五〇	二六、八七六、七二四	二六、八七六、七二四	八、二七一、九七四
航空隊設備費	七、八五六、五二四	七、八五六、五二四	八〇、八二七、六五三	八〇、八二七、六五三	二、二六一、一二九
其他の繼續費	九、二八八、九五九	九、二八八、九五九	一二八、六三七、一〇九	一二八、六三七、一〇九	一、一九三、四八、一五〇
其他	三八六、二九〇、〇六一	三八六、二九〇、〇六一	五一四、一〇四、九一二	五一四、一〇四、九一二	一、二七、八一四、八五一
合計	六八〇、三八三、三五一	六八〇、三八三、三五一	七七八、〇五八、二九二	七七八、〇五八、二九二	△一〇七、六七四、九四一

第三章 列國海軍豫算並に施設

七五

區分	臨時部	經常部	計
前年度よりの施設等に伴ふ經費の増加	二〇二、九五八	五、三一三、五二一	五、五一六、四七九
新規要求に依る經費の増加	七九、一三九、二三〇	四五、〇四六、三九四	一二四、一八五、六二四

前年度よりの施設等に伴ふ経費の減少	七、〇三六、四三九	△	一九八、四八〇、七七九	△	二〇五、五一七、二一八
節約に依る経費の減少	一、五一八、四四四	△	一〇、九九〇、〇〇〇	△	一一、五〇八、四四四
要求に依る経費の減少	二二、三七六、二六三	△	三〇	△	二二、三七六、二九三
合 計	一九、四二八、七六九	△	一一三〇、一二八、六二一	△	一一〇、六九九、八五二

右各項の内譯をせば左の如し

前年度よりの施設等に伴ふ経費の増加

區 分	經 常 部	臨 時 部	計	摘 要
1 海軍生徒増加に伴ふ要する経費の増加	二八、〇七八	〇	二八、〇七八	海軍生徒増加に伴ふ要する経費の中昭和十三年年度割額なり
2 工作艦等定員充實に要する経費の増加	六一、六〇〇	〇	六一、六〇〇	工作艦等の定員充實に伴ふ要する経費の中昭和十三年年度割額なり
3 艦船部隊等定員充實に要する経費の増加	七七一、三四三	〇	七七一、三四三	艦船部隊等の定員充實に伴ふ要する経費の中昭和十三年年度割額なり
4 航空隊維持に要する経費の増加	一、八〇〇、〇〇〇	〇	一、八〇〇、〇〇〇	第二次補充計画に基づく新規航空隊維持費の中昭和十三年年度割額なり
5 前年度計画一箇年度限要求減額の繰戻	二、六五二、五〇〇	〇	二、六五二、五〇〇	昭和十二年一箇年度限減額せるもの復活なり
6 航空高層氣象圖誌其他製費の増加	〇	一四八、〇一二	一四八、〇一二	
7 圖書改編費の増加	〇	五四、九四六	五四、九四六	
計	五、三三三、五二一	二〇二、九五八	五、五一一、四七九	

新規要求に依る経費の増加

一 新艦船維持に関する経費

區 分	經 常 部	臨 時 部	計	摘 要
1 既定計画に基づく新艦船維持に要する経費	一四、六五六、四〇九	〇	一四、六五六、四〇九	既定計画に基づく艦船の竣工に伴ふ維持費なり
二 定員充實に関する経費			六、一九一、九六一	

一四・六五六・四〇九圓

二 定員充實に関する経費

區 分	經 常 部	臨 時 部	計	摘 要
1 工作艦等定員充實に要する経費	二、八六五、九二五	〇	二、八六五、九二五	
2 艦船部隊等定員充實に要する経費	三、三二六、〇三六	〇	三、三二六、〇三六	
計	六、一九一、九六一	〇	六、一九一、九六一	

一四、九七三、九七一圓

三 航空に関する経費

區 分	經 常 部	臨 時 部	計	摘 要
1 航空隊維持等に要する経費の増加	七、八六八、三七九	〇	七、八六八、三七九	既定計画に基づく航空隊の維持費等なり
2 航空兵器維持に要する経費の増加	五、四八〇、八四二	〇	五、四八〇、八四二	航空母艦の搭載飛行機等に要する経費なり
3 航空隊設備費の追加	〇	一、六二四、七五〇	一、六二四、七五〇	
計	一三、三四九、二二一	一、六二四、七五〇	一四、九七三、九七一	

四、三〇〇、〇〇〇圓

四 艦船建造に関する経費

第三章 列國海軍豫算並に施設

區	分	經常部	臨時部	計	摘
1	艦艇製造費の追加	〇円	四、三〇〇、〇〇〇円	四、三〇〇、〇〇〇円	摘
計					
三九六八九、二五〇圓					

區	分	經常部	臨時部	計	摘
1	工作廠設備に要する經費	〇円	一九、七七九、一五〇円	一九、七七九、一五〇円	各工作廠等の建物、機械等を整備するに要する經費なり 重油槽等を整備するに要する經費なり 通信隊等を整備するに要する經費なり 軍港要港の各種設備を整備するに要する經費なり
2	軍需部設備に要する經費	〇	一〇、六三七、〇〇〇	一〇、六三七、〇〇〇	
3	防備部隊設備に要する經費	〇	三〇、四四、一〇〇	三〇、四四、一〇〇	
4	軍港種設備に要する經費	〇	五、六一四、〇〇〇	五、六一四、〇〇〇	
5	病院設備に要する經費	〇	六一五、〇〇〇	六一五、〇〇〇	
計					
〇三九、六八九、二五〇					

六 艦船整備に関する經費

一三、八〇九、〇〇〇圓

區	分	經常部	臨時部	計	摘
1	艦船改装費の追加	〇円	七、四九九、〇〇〇円	七、四九九、〇〇〇円	艦船の兵器及機關等を整備するに要する經費なり
2	艦船特定修理費の追加	〇	五、一〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	
3	潜水艦二次電池換装費の追加	〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	
4	臨時雜船製造に要する經費	〇	六六〇、〇〇〇	六六〇、〇〇〇	
計					
〇一三、八〇九、〇〇〇					

七 軍需品整備に関する經費

一〇、二六〇、〇〇〇圓

區	分	經常部	臨時部	計	摘
1	軍需品整備費の追加	〇円	一〇、二六〇、〇〇〇円	一〇、二六〇、〇〇〇円	兵器其の他の軍需品を整備するに要する經費なり
計					
三、九五二、〇〇〇圓					

八 諸研究に関する經費

三、九五二、〇〇〇圓

區	分	經常部	臨時部	計	摘
1	兵器其他研究に要する經費の追加	〇円	三、九五二、〇〇〇円	三、九五二、〇〇〇円	摘
計					
二、八七四、八四〇圓					

九 教育に関する經費

二、八七四、八四〇圓

區	分	經常部	臨時部	計	摘
1	教育に関する經費の追加	九七九、八四〇円	〇円	九七九、八四〇円	學校を整備するに要する經費なり 學校の教育用兵器を整備するに要する經費なり
2	教育機關設備に要する經費	〇	一九五、〇〇〇	一九五、〇〇〇	
3	教育用兵器整備に要する經費	〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	
計					
九七九、八四〇					

一〇 其他の經費

一六、五〇三、一〇四圓

區	分	經常部	臨時部	計	摘
1	造船造兵及修理費の増加	一、二〇〇、〇〇〇円	〇円	一、二〇〇、〇〇〇円	造船造兵及修理費の増加等に要する經費
2	准士官武裝手當豫算額	五六二、一九〇	〇	五六二、一九〇	
計					
一六、五〇三、一〇四圓					

第一篇 軍 備

計	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
計	一〇、五八〇、一〇四	〇	〇	〇	〇	〇	四、五三九、五五一	一、八〇四、二八〇	一、二一〇、〇二四	一〇〇、〇〇〇	一、九七四、四〇四	二七八、六五五
14	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五九三、八〇八	〇	七、七五八五	〇	〇	〇
13	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四七〇、八三〇	〇	一九八、六〇九	〇	〇	〇
12	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、八〇四、二八〇	〇	〇	〇
11	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、九七四、四〇四	〇	〇	〇
10	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、九七四、四〇四	〇	〇	〇
9	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、九七四、四〇四	〇	〇	〇
8	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、九七四、四〇四	〇	〇	〇
7	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、九七四、四〇四	〇	〇	〇
6	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、九七四、四〇四	〇	〇	〇
5	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、九七四、四〇四	〇	〇	〇
4	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、九七四、四〇四	〇	〇	〇
3	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇、〇〇〇	〇	一、九七四、四〇四	〇	〇	〇

八〇

繼續費一覽表

科 目	款 項	總 額	昭和十二年 度		十三年 度		十三年 度		十三年 度		十三年 度		十七年 度
			迄支出額	以降支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額			
水陸整	艦艇製造費	二、二四七、九四〇、八七三	一、四三三、三三〇、二九五	七九四、五〇〇、五八六	三、八、四三〇、五八六	二、四七、六三三、〇〇〇	三、三、三三〇、〇〇〇	三、三、三三〇、〇〇〇	三、三、三三〇、〇〇〇	三、三、三三〇、〇〇〇	三、三、三三〇、〇〇〇	〇	
工務費	工事費	一〇、四九、四〇〇	八、一五〇、一五六	二、三三九、二三四	一、三三五、〇三四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
防備部	防備部費	二九六、三四、四六	二七、六七三、一三三	六八、六六九、七三三	四三、九三〇、〇七三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
軍備部	軍備部費	三三、三七、一三六	二〇、八、二二五	一一、四四、五〇〇	四、八、二八〇、八〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
教育費	教育費	二、四、四、六五	二、一、六、六三三	八、七九、三〇〇	七、一、二、八、八〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
旅順要港部	旅順要港部費	三、四三、三九八	二、四、二、四三九	一、〇〇八、九〇〇	五、八、七、九〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
水陸設備費	水陸設備費	八五、二四、七三三	八五、二四、七三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
航空設備費	航空設備費	九、四、四、一〇九	九、四、四、一〇九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
無線電信所	無線電信所費	二、四、九、四七七	二、四、九、四七七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
火藥廠臨時	火藥廠臨時費	八七、〇、六九	八七、〇、六九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

第三章 列國海軍豫算並に施設

八一

合計	軍需品 復舊費 其他費	震災復 災費	船機研究 費	研究費	海軍備用 田試費	管精費	軍需品 備費	軍需品 備費	電水二 池換裝 費	修理費	艦船改 裝費	艦船整 備費	航空設 備費	航空設 備費	潜水學 校費
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一
三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一	三、五三、六九〇、一〇一

五、海軍制度の改変

海軍制度  
の改変

自昭和十二年五月一日 海軍制度の改変は左の如くである。

至同 十四年四月一日 海軍制度の改変は左の如くである。

海軍人事部長中改正、昭和十二年五月一日

札幌・金澤・大阪及び高松に地方海軍人事部を新設

海軍通信隊令制定(六月一日)

海軍無線電信所條例を廢止し海軍通信隊令制定せらる、即ち従來の無線電信所を通信隊とし部隊とせるものなり。

大本營令制定(十一月十八日)

戦時大本營條例を廢止し大本營令制定せらる。

海軍艦政本部令改正(昭和十三年三月二十五日)

海軍艦政本部に一ヶ部(航海、光學兵器關係)を増設第六部とし、舊第六部を第七部とす

海軍武官官階及び海軍兵職階中改正(三月二十五日)

工作兵制度を新設し工作特務大尉以下の官階、職階を設け機關科より分離するものにして十三年十二月一日より實

施せらる。

臺灣高雄州に高雄海軍航空隊を新設(四月一日)

海軍航空本部令改正(四月一日)

海軍航空本部に補給部を新設、航空兵器、器材に關する準備、保管及び供給のことを掌らしむ。

之が爲め總務部第三課を廢止す。又技術部に於て従來第一課に於て機體發動機全部を所掌せるが之を一課に分離し

第一課は機體第二課は發動機を受持つこととなれり。

水路部令中改正(四月一日)

副官を廢し總務課を新設す。

人事部令中改正(四月一日)

一、仙臺及び鹿兒島に地方海軍人事部を新設す。

二、海軍人事部は三課分掌の制に改めらる。

海軍經理部令中改正(四月一日) 第三課新設(物價及び物資の調査、購買及び賣拂、契約等を掌る)

海軍港務部令中改正(四月一日)

軍港以外の地に港務部支部を設置することを得ることとなれり。又同日附を以て徳山要港に吳海軍港務部支部を設置せらる。

海軍工廠令中改正(四月一日)

横須賀海軍工廠に通信實驗部新設、舞鶴海軍工廠に機關實驗部新設。前者に於ては無線通信兵器の實用實驗を、後者に於ては主として罐及び其の材料の實驗を行ふものなり。

海軍燃料廠令中改正(四月一日)

實驗部新設、神奈川縣大船附近に新設し、從來燃料廠及び航空廠に於て實驗せるものを綜合して燃料全般の實驗研究及び審査を行ふこととなれり。

航空廠令中改正(四月一日)

材料部を新設し從來科學部・飛行機部・發動機部及び兵器部の所掌事項中の航空關係材料の實驗研究及び調査、其の他材料關係事項を掌ることとなれり。

海軍病院令中改正(四月一日) 軍港以外の海軍病院に藥劑部を置くこととなれり。

當分の間警備戰隊は之を置かざることゝす(四月二十日)

海軍武官地方在勤令制定 武官在勤地を京城、臺北、南洋とす(臺北在勤海軍武官等と稱す)(四月三十日)

旅順要港部軍法會議を設置す(五月十九日)

海軍兵學校、海軍機關學校及び海軍經理學校生徒採用年齢の特例を設け、十五年以上十九年以下(經理學校生徒は二十一年以下)とす(入校期を十二月に繰上げの爲)(六月二十二日)

聯合艦隊軍法會議設置(七月十五日)

海軍軍醫學校令中改正 海軍軍人軍屬の傷病者中特に必要ある者の診療を爲すことゝす(九月三日)

鎮海及び馬公に佐世保海軍建築部の出張所を置く(十月一日)

支那方面艦隊軍法會議及び第五艦隊軍法會議設置 (十月五日)

鈴鹿海軍航空隊設置 該航空隊を練習航空隊に指定(十月一日)

艦隊令中改正 獨立艦隊司令官を親補とす(十一月十五日)

要港部令及び旅順要港部令中改正 各司令官は全部親補とす。

駐滿海軍部廢止、臨時海軍防備隊廢止(十二月十五日)

海軍聯合航空隊令制定 海軍航空隊二隊以上を以て編成し、海軍練習航空隊を以て編成したるものを海軍練習聯合航空隊と稱することゝ爲す(十二月十日)

海軍兵學校令中改正 海軍航空科、整備科の選修學生の教育は海軍練習航空隊にて行ふを以て本規定を削除す。

海軍機關學校令中改正 整備科選修學生の教育は海軍練習航空隊に於て行ふを以て本規定を削除す。(十二月廿四日)

海軍航海學校令中改正 運用學生の採用資格を他校に於ける高等科學生と同一と爲す。運用學生の素質向上の爲な

り(十一月二十四日)

海軍省官制中改正 從來造機・造兵・造船科士官は艦政本部航空本部關係のみなりしが、今回燃料に關する技術士官養成の必要を認められ、之を造機科士官とすることとし、其の造機科士官以下の本務及び燃料に關する技術に關する事項を軍需局第二課に於て所掌せしむること、爲す(十二月一日)

筑波・鹿島・大分の各海軍航空隊設置

霞ヶ浦海軍航空隊谷田部分遣隊設置

海軍武官支那地方在勤武官令制定

廈門とす(昭和十四年三月十五日)

筑波海軍航空隊百里ヶ原分遣隊設置(十二月八日)

第一聯合航空隊編成 第十一聯合航空隊編成(練習聯合航空隊)(十二月十五日)

(備考) 特設部隊に關して省略す

父島海軍航空隊設置

海軍省官制中改正 臨時調査課を制度化し海軍省に調査課を置き課長課員を置く。軍務局第四課を新設し物資需給調整、生産力擴充の統制及び國家總動員關係事項を所掌せしむ。

海軍航空廠令中改正 海軍航空廠を海軍航空技術廠と改稱し、又發着機部を兵器部より獨立新設し、發着關係兵器の研究實驗等を所掌せしむ。

海軍軍需部令中改正 艦營需品、被服及び糧食の研究を行ふことを追加し、横須賀軍需部に研究課を新設し、是等の研究を爲すこととす。

軍令部令中改正 駐滿海軍部廢止に伴ひ滿洲國に於ける資源調査及び情報關係事務等一切を滿洲國在勤大使館附武官に管掌せしむることとし、同武官に下士官以下及び判任文官を附すること、爲す(以上昭和十四年四月一日)

### 第三節 米 國

#### 一、海 軍 豫 算

米國の海軍軍備は、總説に述べた如く、本年度に入りて猛烈なる勢を以て充實されつゝあつて、底止するところを知らざる狀況であるが、茲に過去二、三年の豫算を掲げて、其の軍備整備の跡を擇ね、且つ本年に入りて七十六議會に提出されつゝある提出豫算をも併記し参考に供する。

一、一九三九年度(自一九三八・七・一)米海軍正規豫算(決定額)

(一)正規豫算

一九三八—一九三九年度米海軍正規豫算は昨年一月二十一日下院を三月三十日上院を、四月二十一日兩院協議會を通過し、四月二十七日大統領の署名を得て茲に成立を見たり。

概要次表の如し。

豫算比較一覽表(單位弗)

大 臣 官 房	一九三九年度		一九三八年		提出額との比較
	通過豫算	提出額	下院決定額	上院決定額	
	二、五四八・九〇	二、六九三・九九五	二、三三七・三三〇	同	一九三八年提出額との比較
					一三三・四四〇
					五六・六六五

豫算比較一覽表

米國海軍豫算



項目	一九三八年度預算	一九三九年要求額	増減
獨立部局	四、七、七〇〇	同	同
軍務局	一、五、四〇〇,〇〇〇	同	同
機關船	三、三、八〇〇,〇〇〇	同	同
造船局	一、九、八〇五,九七九	同	同
兵器局	二、四、八〇〇,〇〇〇	同	同
經理局	三、三、三〇〇,〇〇〇	同	同
醫務局	二、四、四〇〇,〇〇〇	同	同
建築局一般	八、七、三、五八〇	同	同
同公共事業	六、八、九、〇〇〇	同	同
航空局	四、九、八、八〇〇	同	同
海兵隊	二、六、八、七三三	同	同
建艦費	一、三〇〇,〇〇〇	同	同
正規豫算合計	五、六、五、四三、三〇〇	同	同
信託資金	一、七、〇、〇〇〇	同	同
正規豫算合計	七、三、五、四三、三〇〇	同	同
永続豫算合計	五、八、一、三九、九八〇	同	同

外に航空局豫算中に購買契約授權額一五、〇〇〇,〇〇〇弗あり(一九三八年、一九三九年年度共)

(二) 正規豫算による主要實施事項 (A) 一般項目(單位千弗)

項目	一九三八年度預算	一九三九年要求額	増減
(イ) 人件費	二、二六、八二五	二、三七、〇七二	増 + 一〇、二四七
(ロ) 艦隊運用費	二、五、二八四	二、七、五五六	増 + 二、二七二
(ハ) 艦隊修理費 (Repair)	三、三、四一一	三、六、三九四	増 + 二、九八三
(ニ) 陸上施設維持運用費	三、三、四七二	三、四、二四六	増 + 七、七七四
(ホ) 沿岸基地増設改善費	一、一、三〇九	一、七、一九七	増 + 五、八八二
(ヘ) 實驗研究費	七、九五二	七、一七三	減 - 七七八
(ト) 教育訓練慰安	四、九二一	四、九六二	増 + 四一
(チ) 艦隊改善 (Improvement)	六、八七八	一、一、一六〇	増 + 四、二八二
(リ) 工廠軍港用雜船	一、四、四三三	一、六五六	増 + 二二三
(ヌ) 海兵隊増設改善費	四、七六	六八八	増 + 二二二
(ル) 飛行機購入費	三〇、二〇三	二、三、一一五	減 - 七、〇四八
(ヲ) 建艦費	一、三〇、〇〇〇	一、四三、七〇〇	増 + 一三、七〇〇
(ワ) 戦時不足資材貯蔵費	三、五〇〇	五〇〇	減 - 三、〇〇〇
(カ) 補給品基金増加	〇	七、〇〇〇	増 + 七、〇〇〇

以上は前年度豫算及び今年度要求額の對比なる處、今年通過決定額に於ける主なる削減は人件費三、七四五、〇〇〇弗、建艦費五、六三七、〇〇〇弗、軍需資材貯藏運轉資金七、〇〇〇、〇〇〇弗にして其の他は多少の増減を見たるも極めて少額に過ぎず。

結局一九三九年度要求總額五六四、四〇六、〇〇〇弗に對し一七、五四〇、〇〇〇弗の減額、即ち五四六、八六六、〇〇〇弗(外に再認豫算四、〇七一、〇〇〇弗及び購買契約授權一五、〇〇〇、〇〇〇弗)の通過を見たる次第にして實施事項の主なるもの次の如し。

建艦費

(B) 建艦費(單位弗)

新艦起工費	一三八、〇六三、一五〇
造艦繼續費	一八、四四二、一〇〇
計	一九、六四一、〇五〇
内	一三八、〇六三、一五〇
船體機關	一一七、三六三、一五〇
裝甲兵器	二〇、七〇〇、〇〇〇
計	一三八、〇六三、一五〇

(イ)新起工艦種及び隻數

戰艦	二
乙巡艦	二
驅艦	八

潜 六  
(以上ヴァインソン法による代艦)

掃海艇	一
潜母	一
艦隊曳船	一
給油艦	一

(以上一九三七年六月三十日法による補助艦)

(ロ)工事繼續艦種及び數 戰艦二、航母三、巡八、驅四三、潜一六、驅母一、飛艇母一にして、外に前年度よりの繰越額四四、八四五、二七一弗を有するを以て、一九三九年度建艦費總額は一八二、九〇八、四二二弗となり、一九三六年度一八二、五三九、五一六弗、一九三七年度一八一、五六四、三二一六弗、一九三八年度一八四、三三九、三〇八弗に比し大差なきこととなる。

(C) 航 空(單位弗)

航空

項 目	一九三九年度決定額	一九三八年度豫算	増 減
新機購入費	二一、二五八、〇〇〇	二七、一八六、〇〇〇	-
計 器 費	九六八、七〇〇	七五〇、〇〇〇	+
維持費	一九、〇六九、八〇〇	一八、〇六四、〇〇〇	+
實驗費	二、九〇三、五〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	-
			五九六、〇〇〇
			五、九二八、〇〇〇
			二一八、七〇〇
			九七五、八〇〇

計	※四四、二〇〇、〇〇〇	※四九、五〇〇、〇〇〇	一	五、三〇〇、〇〇〇
---	-------------	-------------	---	-----------

※外に購買契約授權額一五、〇〇〇、〇〇〇あり。

(註) 航空關係豫算は要求通り通過せり。

人員關係

(イ) 正規海軍人員増加

兵科士官増加

二四一名

下士官兵増加

五、〇五〇名(要求五、二八五)

一九三八年平均

一〇二、五〇〇名

同年度末

一〇五、〇〇〇名

一九三九年平均

一〇七、五五〇名

同年度末

一一〇、三三五名

(ロ) 海兵隊

士官増加

二〇名(年度内平均一、〇九三名)

下士官兵増加

一〇、〇〇名

一九三八年平均

一六、五〇〇名

同年度末

一七、〇〇〇名

一九三九年平均

一七、五〇〇名

同年度末

一八、〇〇〇名

二、一九三九年度米海軍追加豫算(單位百萬弗)

新海軍擴張法に伴ふ追加豫算

新海軍擴張法に伴ふ追加豫算は六月十六日議會通過、二十七日大統領の承認を経て實施せらるるに至れり、概要次の如し。

- (A) 建 艦 費 一六・一
- (B) 各工廠造船能力増進費 一六・三
- (C) 飛行船起工費 〇・五
- (D) 航空追加豫算 三・四

三六・三

本追加豫算による建艦

戰 艦	二	空 母	一
乙 巡 艦	二	驅 逐 母 艦	一
飛行艇母艦	二	敷 設 艦	一
給 油 艦	二	掃 海 艦	一
艦 隊 曳 船	二	實 驗 艦	八

三、公共事業費及び匡救事業費による水陸施設の追加

(一) 概 要

本年度米海軍水陸施設費は

正規豫算による第一次公共事業費割當て

及び追加豫算による

第二次公共事業費割當て

第三次 同 右

第三章 列國海軍豫算並に施設

一一、〇〇〇、〇〇〇弗

四、〇〇〇、〇〇〇

三〇、〇〇〇、〇〇〇

公共事業費及び匡救事業費による追加豫算の水費

第一篇 軍 備  
第四次 同 右  
匡救事業費割當て

九四  
六、〇〇〇、〇〇〇  
九、〇〇〇、〇〇〇  
六一、〇〇〇、〇〇〇弗

即ち合計六千萬弗の巨費を投じ約二〇〇件に互る工事を遂行せんとするものにして、尙ほ海軍擴張法に伴ふ前記追加豫算による工廠造船能力増進費一六、〇〇〇、〇〇〇弗七〇件を加ふるときは、實に七六、〇〇〇、〇〇〇弗(含繼續費)工事件數三二〇の多きに達し、一九二四年設定せられし水陸設備二〇年計畫樹立以來、今次の如き大規模の計畫は初めての事に屬す。尙ほ今次計畫中には新規事業として太平洋諸島及び屬領等に重要なものを見ざるも是等に關しては去る一九三八年七月十日開設せられし根據地調査會議の審査決定を待ち來議會に提出すること事なり居れり(後述)本年に入り、米國大統領は一般教書、豫算教書及び國防教書を矢繼早に出してゐるが、いづれに於ても國際間の危機を高調し、軍備の充實を力説して居る。

而して豫算教書に示された國防費、並に其の内譯は次の通りである。(單位百萬弗)

國防費總計	一九三九—四〇年度	一九三八—三九年度
内譯	一、三二五	一、〇一七
一般國防費	一、一一〇	一、〇一七
特別國防費	二二五	—
一般海軍費總額	六六七	五四七
内譯		

豫算教書に示されたる國防費の内譯に其の費

建 艦 費	二七〇	一五五
(軍艦建造費及航空母艦改装費)	二一〇	
航空關係費	七四	四九
人員充當費	三四	—
海軍土木費	一八	—
陸軍費總額	四四二	四三五

右の建艦費中には主力艦二隻、驅逐艦八隻、潜水艦八隻、水上機母艦二隻、工作艦一隻の建造著手、航空母艦サラトガ、レキシントン兩艦の近代化改装費が含まれて居る。又新に計上された人件費は、海軍の定員を十一萬三千名に増加する爲に使用される豫定である。尙ほ海軍は本年度に於て若干の繰越金を出だす豫定で、新年度豫算は約七億二千百萬弗に達する見込である。

特別國防費二億一千萬弗は一月十二日の特別教書に於て公表せられた總額五億五千二百萬弗の特別國防二箇年計畫の初年度分である。

而して此の特別國防費の内譯は、海軍關係六千五百萬弗、陸軍關係四億五千萬弗、民間航空訓練費一千萬弗、パナマ運河防備補強費二千七百萬弗と發表された。斯くて軍事航空の擴張にも相當重點を置き、急速に太平洋、大西洋方面の防備を完成せんとして居る。

一月十九日に至り、右の總額六千五百萬弗を以てする海軍關係防備強化案、即ち海軍沿岸根據地諸施設の擴充並に近代化等が下院海軍委員長ヴァンソン氏によつて議會に提出せられ、グワム島を始め十二箇所に對し空軍根據地を新設、若くは擴充せんとする計畫であると傳へらるゝや、極東問題の紛糾せる折柄、太平洋防備問題は俄然新なる國際

特別國防費

的海軍問題として一大センセーションを捲起すに至つた。

右の十二箇所の空軍根拠地とは、左の場所であると傳へられてゐる。

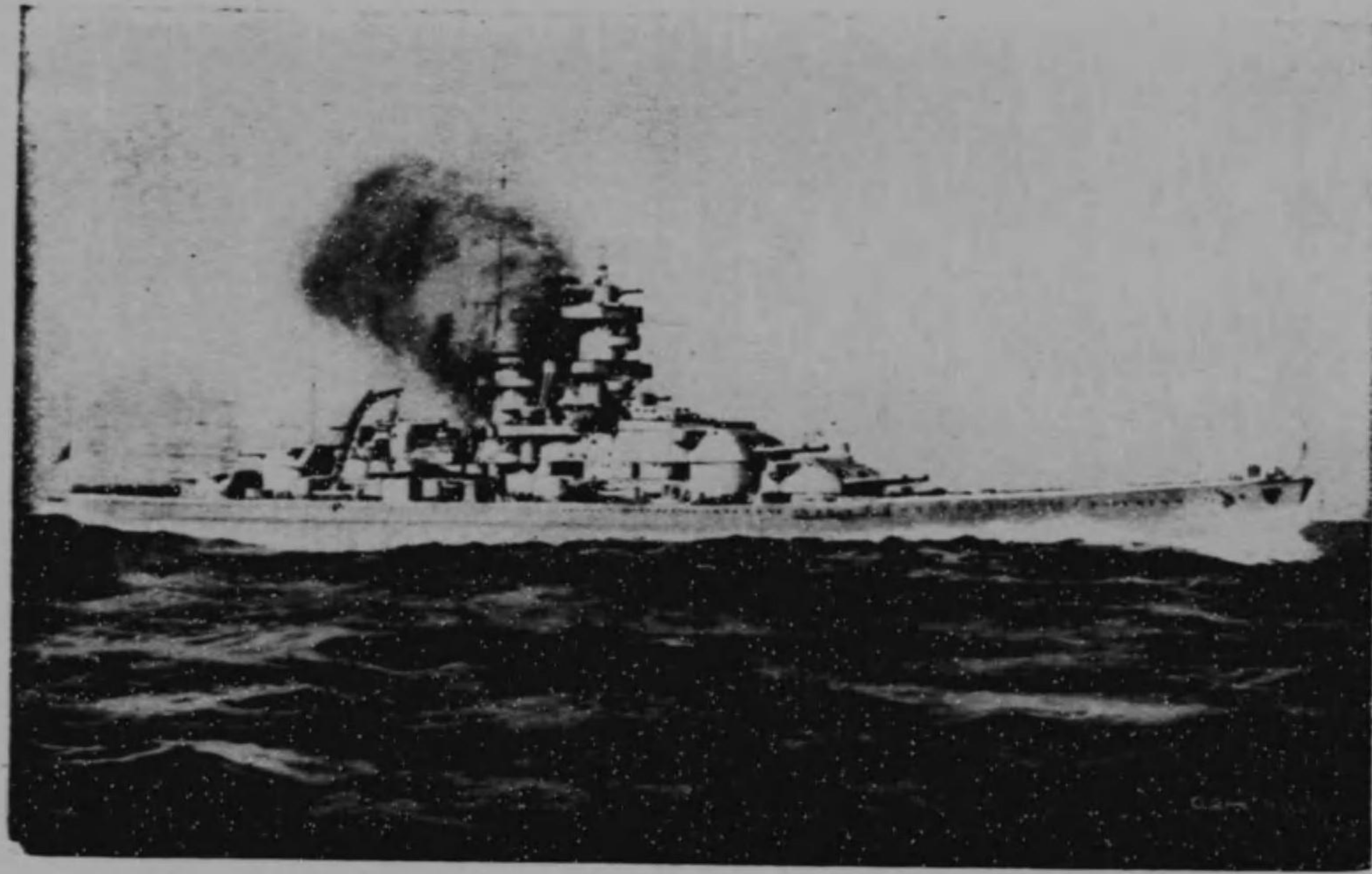
- (一)カネオヘ灣 (二)眞珠灣(以上ハワイ) (三)ミッドウエー島 (四)ウェーク島 (五)ジョンストン島 (六)パ
- ルミラ島(以上太平洋) (七)コチャック島 (八)シトカ島(以上アラスカ) (九)ポートルコクのサンホワン、ペンサコラ(大西洋)
- (十)ジャクソンヴィル(大西洋) (十一)グアム島

即ち其の殆んど總てが太平洋に散在する島嶼であつて、而かも布哇群島を除く他の島嶼が、いづれも曾てワシントン海軍備制限條約第十九條太平洋防備制限條項に於て、防備の現状維持を約束した地域に屬することは注目に値する。而して是等アリューシャン諸島並に布哇、グワム、フィリピン群島等の間に介在する諸島の防備に就ては、米國海軍が或は航空基地として、或は潜水艦根拠地として屢々その施設強化を實施すべきを聲明したところであつて、今更目新しいことでもない。

米國の一九三〇年度の海軍建艦及び豫算の詳細に就ては、昨年十一月二十日の紐育タイムズ紙及び一月七日のアーミー・エンド・ネヴ・レヂスター誌が之を語つてゐるので、之を茲に紹介する。但し經常費だけであつて、特別國防豫算に關しては觸れてゐないことを斷つて置く。

建艦全計畫の半分を即時著手する爲めに豫算金額三三、四二四、五四九弗を支出す、而して其の二分の一は民間造船所で引受ける。

海軍側は次年度海軍計畫、並に新提案の大西洋艦隊の新組織に對し、更に一層大なる建艦費を要求する筈である。今や米國としては、未曾有の大建艦大擴充計畫に直面してゐるので、海軍省は、海軍工廠設備の擴張に邁進して居る。之は目前に迫つて居る此の大事業を最も能率高く遂行せんとするに、是非とも必要なる事柄である。



(寫 描) クー マ ス ビ 艦 戰 新 國 獨

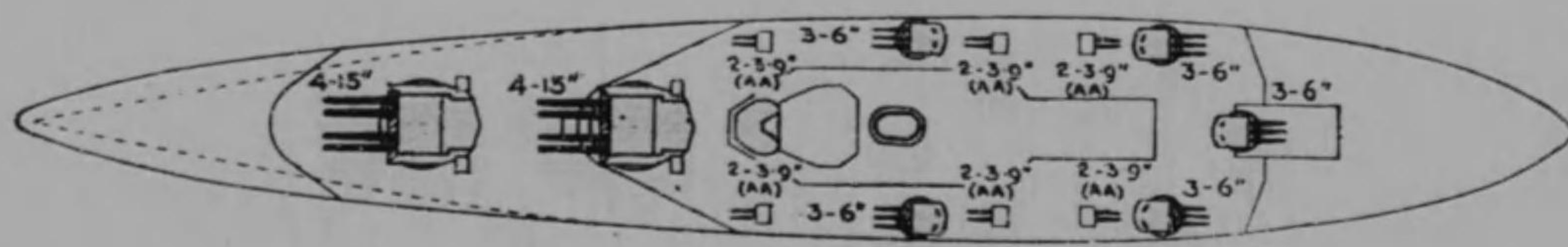
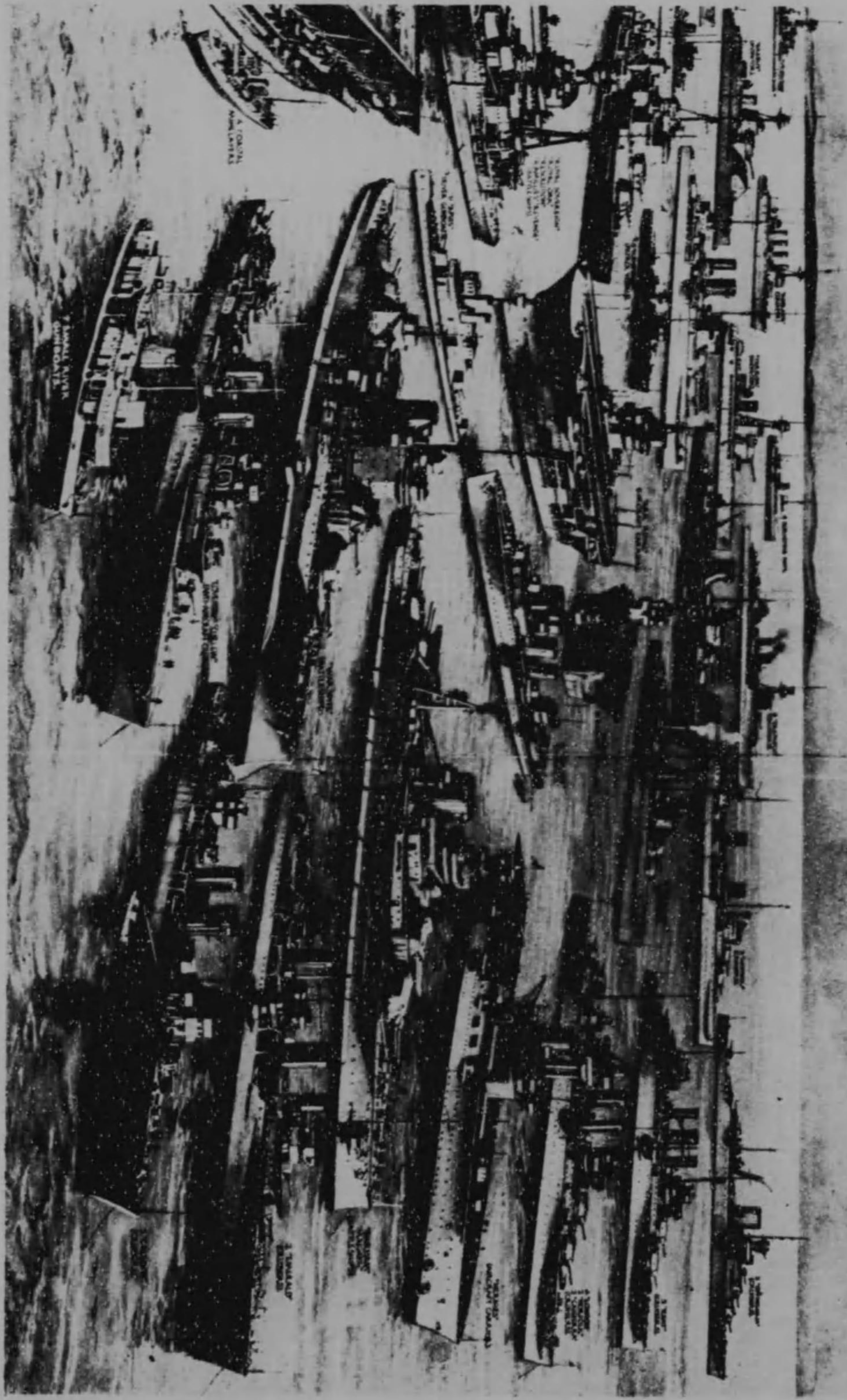
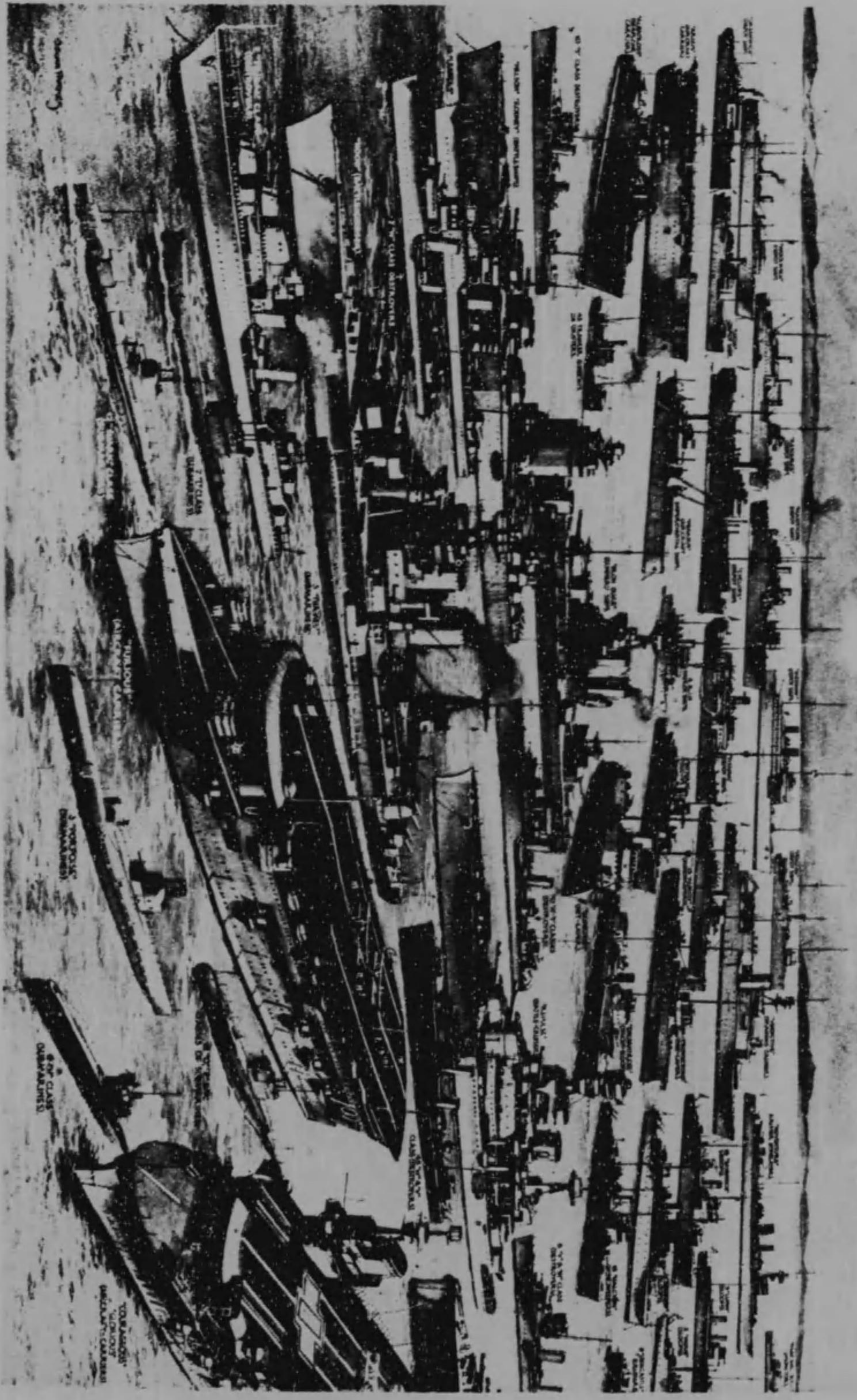


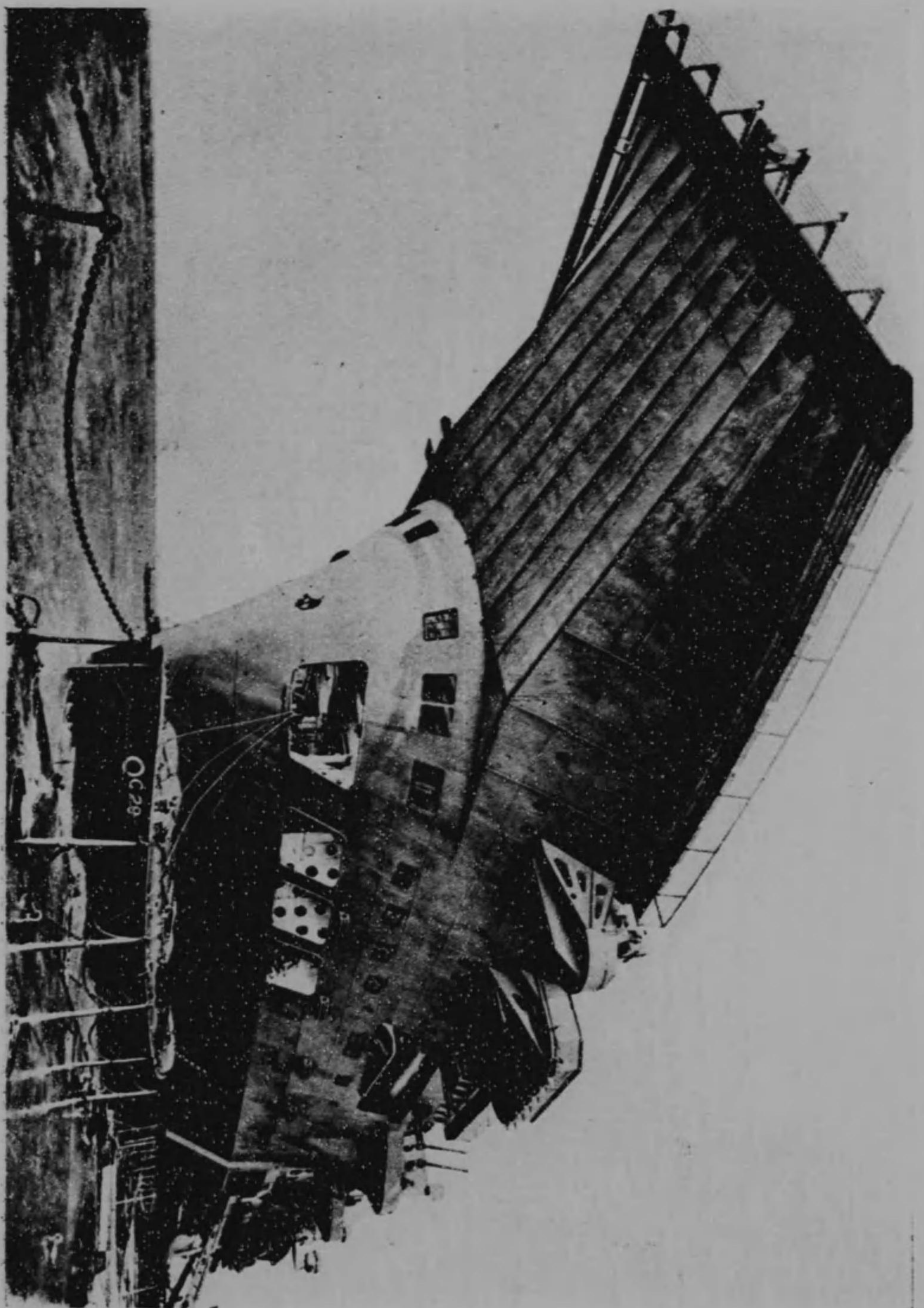
圖 面 平 同 莖 (寫 描) ー ユ リ ユ シ リ 艦 戰 新 國 佛



(右) ヲラノバ軍海國英



(左) ヲラノバ軍海國英



英 國 航 空 母 艦 ク ロ ヲ グ ン

同時に民間造船所も、總計畫の半分を引受けることになつたので、之れ又設備を現代化すべく折角改装に著手中である。

目下のところでは、先づ海軍工廠を擴張し、且つ之を現代化することに豫算を費消しつゝあるに過ぎないけれども、此の事が直接新造計畫に寄與貢獻してゐるのであつて、此の總經費は三三、四二四、五四九弗である。しかも之は現在進行中の造船工程に伴ふもののみ充てられてゐる譯で、彼のピーゼットサウンドの大船渠とか、紐育や費府の工廠設備とか將た又眞珠港の改善に關する經費をば含んでゐないのである。

本年（一九三八年）末には八十隻以上の艦船が建造工程にあるといふ盛況を呈するであらう、即ち六隻の戦艦、二隻の航空母艦、六隻の巡洋艦、六〇隻の駆逐艦が、海軍工廠及び民間造船側の船臺にある譯になる。

是等艦船建造の最後の經費は一九四二年度の會計豫算で賄はれることになる筈である。尙ほ將來目下の如き危機を孕む國際關係が改善せられざる限り、第三期擴充案第二期はヴインソン案、第三期が新ヴインソン案として、大西洋艦隊の建設を含む大建艦計畫が行はれるであらうことは確實と見てよい。

右の新大西洋艦隊とはどんな勢力で組成せられるであらうか？之は勿論現在は未知數であるが、多分戦艦十二隻・航空母艦六隻・重巡洋艦一七隻・輕巡洋艦一八隻・驅逐艦七七隻・潜水艦三六隻の勢力を以て充てられるであらう。而して此の新大艦船の完成に要する總計費は、約二八億弗と見積もられてゐる。又此の艦隊には附屬部隊が必要であつて、その爲の特務艦隊を建造する經費が約四億弗、斯くして合計三十二億弗を要することゝなる。

之に加ふるに、民間造船所では新年早々五十隻以上の商船を建造中といふが如き活況を呈するであらう。是等は總て中央政府の莫大なる投資によつて行はれるものであり、又その要目は海軍省當局の要求を充たすことになつて居る。換言すれば、是等の商船隊の總ては、戦争の場合、特務艦、乃至は其の他の補助艦船、假裝巡洋艦に早變りする

八十隻の  
艦船建造

如く計畫されて居るのである。

新大西洋艦隊、編成計畫が議會を通過した際に於ては、一黨派の如何に拘らず、此の案を支持してゐるやうであるから通過は確實と見られる。——海軍工廠は勿論のこと、民間造船所も又々直ちに其の設備の一齊擴張に着手せねばなるまい。大體此の計畫に於ても民間造船所は半分を引受けることにならう。

現在のところでは、大西洋方面で戦艦、航空母艦の建艦に最も適當なる造船所は、紐育・費府・ノーフォークの各海軍工廠に屬するものであつて、他にはない。

紐育工廠としては同時に戦艦を建造し得る能力は二隻であり、ノーフォーク工廠は目下折角主力艦建造用の設備を行ひつゝあるから、早晚一隻を引受けることが出来よう。費府工廠は既に二隻建造の能力を有して居る。若し又必要となれば、政府が大經費をかけるに於ては、費府工廠だけでも優に戦艦六隻位は造れる設備が出来見込は充分ある。否な恐らく七隻まで擴張し得るであらう。

併し目下はそんな大規模な増備は考へられてゐない。何となれば、そんな必要ありとすれば、民間造船所を使つて賄へるからである。即ちニューゼルシー州のキムデンに於ける紐育造船所、マサチューセツツ州のクインシーに於けるベセルヘム造船所、ヴァージニア州のニューボート・ニューリスに於けるニューボート・ニューリス造船兼乾船渠會社の三ヶ所に於ては各二隻宛の戦艦建造を引受け得る能力がある。

次の議會(第七六)に於て果して大西洋艦隊の新組織を承認するならば、海軍工廠に於ても改善事業として大規模の工場擴張建設の必要がある。それは嘗に造船臺のみでなく、作業場を始めとし、新起重機などの設備も行はなければならぬ。此の事は民間造船所に於ても同様である。

巡洋艦や驅逐艦や、並に潜水艦の建造に於ては、如何に其の數が多くとも、戦艦の場合のやうに大騒ぎすることは

少しもない。即ち海軍の各工廠は、總て此の種のもの各一隻以上を建造する能力があるのみならず、民間造船所にも相當の能力がある、即ちクインシー、キムデン及びニューボート・ニューリス造船所は勿論、その他にも之に適當する設備を有するものが四、五箇所存する。(勿論、前記戦艦と同時に是等を建造し得るものなり。)

例の第三期建艦大計畫と、大西洋艦隊新編成著手に對する大建艦とが併行して進められることを議會で承認し、之がいよいよ法律化した際、海軍省は早速或る會社に向つて或る種の軍艦の建造を發註するであらう、即ち戦艦は、其の建造能力ある工廠又は私立造船所へ、又航空母艦・巡洋艦・驅逐艦・潜水艦は、之れ又適當と思惟する工廠又は造船所へ註文して著手することにならう。

米國海軍省艦政部長アドミラル・チュボーズの意見では、或る一つの會社に同じ種類の艦船を引續いて建造させたならば、此の方法に據らぬときに較べて建造は迅速に行くのみならず、經濟的でもあるといふ事である。

最後に新大西洋艦隊附屬の補助艦船のことであるが、此の編成に要する艦船建造經費は、完成までに四億弗の豫定であるが、之が議會を通過することになれば、(前述の純軍艦一六六隻の外に)補助艦船五三隻、合計二一九隻の大艦隊が出来来る。補助艦船として要求されて居るものは、其内譯(隻數)左の如くである。

驅逐艦母艦	五	潜水母艦	三	大型飛行機携行艦	五
同小型艦	七	潜水艦救助船	二	軍需品貯藏船	二
洋上曳船	四	大型敷設艦	一	同小型	四
掃海艇	一二	工作船	二	油槽船	四
火藥供給船	一	病院船	一	合計	二一九隻



目下既定増備建艦計畫として九箇所で建造中のものは、次項に示す通りであつて、之は公式に發表されたものである。此の表に掲ぐるものは使用せる造船所の全數であり、又數量も之が引受けてゐる全量である。因に此の合計は年末（一九三八年）に至らば更に増加する見込である。それは今海軍省で考慮中のものゝ中、大艦の若干が工廠に向け發註を見るであらうからである。

次表は單に擴張計畫に伴ふ陸上設備中、直接關係あるものに對し充當された經費であつて、其の他のものは含まれてゐない。

擴張計畫に伴ふ陸上設備	
ポーツマス工廠	二、〇三一、五七二弗
貯藏庫	三九〇、〇〇〇
造船臺改善費	三五九、三五二
艦船裝工場擴張	四九二、〇〇〇
ポストン工廠	二、七三八、一四九弗
パイプ工場擴張	六五〇、〇〇〇
上部構造物工場擴張	七三一、五〇〇
紐育工廠	五、二八三、四〇六弗
砲塔工場	七五〇、〇〇〇
造船臺改善費	一、一九〇、〇〇〇
上部構造物工場擴張	一、二一八、一八〇
ハムマー・ヘッド・クレイン	一、一一二、二三四
費府工廠	五、七八四、五四八弗
砲塔工場	一、三〇〇、〇〇〇
艦船構造物工場擴張	六六〇、〇〇〇
貯藏倉庫	五〇〇、〇〇〇
重量材置場	七五〇、〇〇〇
艦船構造物置場	六三〇、〇〇〇
銅及びパイプ工場	七五〇、〇〇〇
華盛頓工廠	一、九一五、〇〇〇弗
動力機械改善費	四一五、〇〇〇

一般工場	一、四〇〇、〇〇〇	基礎工事費	一、三〇〇、〇〇〇
ノーフォーク工廠	四、〇二〇、〇〇〇弗	機械及び電気工場費	一、八〇〇、〇〇〇
起重機關係裝置	六二五、〇〇〇	材料貯藏保管設備費	八〇〇、〇〇〇
汽機及び艦船構造物製造工場擴張	五〇〇、〇〇〇	ビューゼットサウンド	二、五五〇、六〇八弗
ハムマー・ヘッド・クレイン	一、二〇〇、〇〇〇	鍛冶工場費	五〇〇、〇〇〇
チャーレストン工廠	二、九五九、〇〇〇弗	艦船構造物用鋼鐵貯藏費	三七〇、〇〇〇
内		動力機關改善費	四五〇、〇〇〇

(備考) 飛行機關の改善費は右とは別途支出である。

以上總計三三、三二四、五四九弗は、總ての海軍工廠及び鎮守府が公共事業費として使用し得る項目の總額の約三六%に該當する。飛行機製造費は艦船經費の中には含まれてゐない。即ち現在のところ飛行機關係の經費は獨立の一單位として取扱はれてゐるのである。此の關係は全體の海軍費に對しても同様である、即ち陸上設備に於ても、大西・太平兩艦隊及び亞細亞艦隊に於ても、飛行機關係の經費は別途の會計に屬するのである。

而して次の議會に提出せられる豫定の航空機豫算は、尙ほ未だ編成中のこととして決定してゐない。之に關して近頃新聞に出た數字は、政府筋に於ては根據のないものと一笑に附してゐる。

一月五日、米國大統領ルーズヴェルト氏は本年度歳出豫算を議會に提出するに當り、一九四〇年の軍事豫算が一八三九年度の計畫豫算に比して三〇九、三五一、〇〇〇弗の増加を示し、其の總額一、三一九、五五八、〇〇〇弗に達することを述べ、且つ次のやうに附言して居る。曰く、今年も亦た此の種の經費の増加が要求されて居るが、之は我が

國防費の膨脹が餘儀ない必要に迫られてゐるからである。過去數箇年に於ける國際關係は實に重大なるを示し、且つ安定の徵候すら見えない。而かも近代的戰爭の條件附として、從來は戰爭が不可避とまで切迫してから始めて著手してゐた戰爭準備をば、今は豫めして置かなければならなくなつてゐる。従つて之からの國防費豫算の大部分は、或る臨時的の或る特殊のカテゴリーに置くべきであると余は信するのである」と。

一九四〇年度海軍要算の大

次は今期議會に提出せる海軍豫算案の概要である。一九四〇年度(會計年度、以下同じ)の海軍豫算は委任資金及び海軍省の工廠局(The bureau of yard and dock)關係の公共事業費を除き、總額七二〇、九八七、四〇三弗であつて、之を前年度の該計畫豫算五五九、一七五、七四四弗に比較すると、一六一、八一、六五九弗の増加になつてゐる。海軍省關係の本年度豫算で所謂「一般公共計畫」の項目を以て出て来る公共事業費は總額一八、二四六、五五〇弗であつて、前年度の計畫豫算二七、三八一、〇〇〇に較べると九、一三四、四五〇弗の減になつて居る。而も前年度は實際に於ては之に四、〇七一、〇〇〇弗の追加があつた。斯くて此の兩年度の全體の總豫算を比較すると、前記委任資金の如き特別經費は別とし、一九四〇年度は七三九、二二三、九五三弗、前年度は五九〇、六二七、七四四弗といふことになり、即ち結局本年は一四八、六〇六、二〇九弗の増になる。公共の事業に關する事は、海軍豫算の各所に於て特記することとし、左に劈頭に述べた前年度との差額一六一、八一、六五九弗の増加の理由を説明する。

一九三九年度に實際使用した經費は、計畫豫算の五五九、一七五、七四四弗に追加豫算の四、〇七一、〇〇〇弗を加へて、(委任資金及び公共事業費を除く)總額五六三、二四六、七四四弗であつた。之に對して一九四〇年度分は七二〇、九八七、四〇三弗であるから、一五七、七四〇、六五九弗の増となつてゐる。此の増加の内、三四、三〇八、八〇九弗は人件費、航空設備費及び一般維持費、行動費に、又一二三、四三一、八五〇弗は新艦建造費、二隻の航空母艦の近代化經費及び物資の戰時用蓄積にそれ／＼關係して居る。

人件費航  
空費等割  
各部局の

而して前記人件費・航空費・一般維持費・行動費に關する三四、三〇八、八〇九弗の増加は更に次の如く各部局に割當てられてある。(單位弗)

部 局	一九三九年度	一九四〇年度	(増+減)
海軍省官房(陸上設)	一、七五一、九六〇	一、八六四、五〇〇	+
航 海 局	(A)一四、〇六一、九三五	一四、五三四、八六九	+
機 關 局	(B)二六、八八七、〇〇〇	二五、八〇〇、〇〇〇	-
艦 政 局	二二、二九四、五五〇	二二、六〇〇、〇〇〇	-
砲 煩 局	二六、八四九、六〇〇	二七、四〇〇、〇〇〇	+
經 理 局	(C)二二四、六一七、三五〇	二二〇、六四七、〇〇〇	+
* (原豫算 一三、六九〇、九三五 追加 三七一、〇〇〇)			
醫 務 局	二、五五〇、〇〇〇	二、六七〇、〇〇〇	+
工 廠 局(公共費を除く)	八、三七〇、〇〇〇	八、六七〇、〇〇〇	+
航 空 局	四八、〇七五、〇〇〇	七四、〇〇〇、〇〇〇	(+)二五、九二五、〇〇〇
海 兵 隊	(D)二七、七九六、八三〇	三〇、〇三六、四四〇	二、二三九、六一〇
本 省 諸 給	四、八七九、三二九	五、二一九、五九四	三四〇、二六五
【備考】(A)計 畫 豫 算	一三、六九〇、九三五	追加 豫 算	三七一、〇〇〇の合計
(B)同	二六、三八七、〇〇〇	同	五〇〇、〇〇〇 同
(C)同	二二一、五一七、三五〇	同	三、一〇〇、〇〇〇 同
(D)同	二七、六九六、八三〇	同	一〇〇、〇〇〇 同

要するに如上三四、三〇八、八〇九弗の増額は海軍及び海兵隊の士官兵員数の増加及び航空設備の擴張に基因するものである。而して人件費の増額は士官に就ては、海軍四四八八（一九三九年度は一〇、一八六八、九四〇年度は一〇、六三四人）の増加、海兵隊七三三（一、三五一一人から一、四二四一人）の増加を目的としてゐる。又兵員に於ては、海軍は五、五〇〇人（平均數一〇七、五五〇人から同一一三、〇五〇人）を増加し、海兵隊は一千人（平均一七、五〇〇人から同一八、五〇〇人）を増す準備が成されてゐる譯である。

又航空設備に就ては、此の一九四〇年度豫算は、彼の一九三九年度の航空増備計畫に基き其の維持費及び行動費を盛つてある。即ち破壊に依る飛行機の復舊費等がそれであつて、且つ一九三八年七月に議決された海軍擴張費第三項目に對する九十五機の新機増加費が含まれてゐる。

一九四〇年度の豫算に於て新艦建造費總額は二七〇、〇〇〇、〇〇〇弗に達してゐるが、之は前年度の一五四、一三三、一五〇弗に比較すると實に一一五、八八六、八五〇弗の増になつてゐる。此の經費は前年度から建造中にある艦船建造費に充てることは勿論、新に一九四〇年度中に著手せんとする戦艦二隻・巡洋艦二隻・驅逐艦八隻・潜水艦八隻・水上機母艦二隻及び工作艦一隻の建造費を含んでゐるのである。斯くて右兩様の艦船建造が同時に起らんとする一九四〇年度は、豫定通り決行して遲滞なくば、未曾有の製艦股賑狀況を呈するであらう。

一九四〇年度に於ては、二隻の航空母艦サラトガ、レキシントンの近代化工事が施行される事が豫定されてゐる。之は一九三九年五月十七日に議決されたもので、本年度の經費に之が爲めに四、〇〇〇、〇〇〇弗が計上されて居る。海軍省では本年度豫算に於て戦時必要物資の蓄積に對して特に強調してゐる。而して此の項目下に一九四〇年度始めて三、五四五、〇〇〇弗を計上した。

一九四〇年度の海軍豫算中、各種の委任資金、合して二、一八五、〇〇〇弗となつてゐるが、前年度は二、二三五、〇〇〇弗で、五〇、〇〇〇弗の減になつてゐる。

斯くて委任資金の政府からの受取勘定總額は恰も五〇、〇〇〇弗の減のやうに見えるが、實際の支出豫算額は一、九二四、〇〇〇弗で、前年の一、五五一、七五八弗に比較して三七二、二四二弗の増になつてゐる。之は主として各種海軍病院に於ける海軍病院資金から融通資金を受入れる如くした爲めである。

二、施 設

(イ) 艦隊の編成

米國は昨年末に迫り、一面歐洲の全體主義國に對抗する爲め、他面南米諸國に對する示威の爲め、米國艦隊の太平洋に在りたるものはパナマ運河經由大西洋方面に轉移するを發表すると同時に、別に大西洋艦隊(常設)を編成するに至つた。此の事項に關しては豫算の部及び本項末尾に述べることとし、茲には一九三八年二月現在に於ける合衆國艦隊(在太平洋方面)の編制を掲げて其の概容を示すこととする。

米國の艦隊編制(一九三八年二月調)

(イ) 合衆國艦隊(所在太平洋方面)

長 官	一	戰 艦 群	一三
司令 官	二四	巡 洋 艦 群	六
獨立 旗 艦	一(戰艦)	輕 巡 艦	二
戰 闘 部 隊		驅 逐 艦 群	四
		驅 逐 艦	六三

(艦船の下の數字は隻數、「驅母」は驅逐艦母艦、「潛」は潜水艦其他、之に準じ略稱を用ふ)

米國の艦隊編制

施設 艦隊の編制

一九四〇年度の海軍豫算中、各種の委任資金、合して二、一八五、〇〇〇弗となつてゐるが、前年度は二、二三五、〇〇〇弗で、五〇、〇〇〇弗の減になつてゐる。

第一篇軍備	航空機群	飛行機	十二中隊	三	(合衆國艦隊)	練習戰艦	一
	救護艇	救護艇	一		潛水艇	救護艇	一三
	敷設艇	敷設艇	四		(合衆國艦隊)	救護艇	二
	掃海艇	掃海艇	四		潛水艇	救護艇	一四
索敵部隊	甲巡	水上機母艦	一六		長江並に南支警備	砲巡	一
巡洋艦群	輕巡	補助水上機母艦	七		旗司令官	甲巡	一
航空機群	輕巡	輕巡	一		長江並に南支警備	砲巡	九
潜水部隊	救難船	救難船	二		驅逐艦隊	驅逐艦	一三
	潛水艇	潛水艇	五		驅逐艦	驅逐艦	一
根據地部隊	特務艦	特務艦	三〇餘		潛水艇	救難船	一
艦隊海兵隊	補給隊	補給隊	二		潛水艇	救難船	一六
(ロ) 大西洋方面にある艦船	補給隊	補給隊	二		母艦(油)	掃海艇	二
	補給隊	補給隊	二		補助水上機母艦	補助水上機母艦	一

(三) 海外警備

中南米方面 砲艦 二 驅逐艦 二

歐洲方面 輕巡 一 驅逐艦 二

米國は昨年末に至り、前述の如く主として獨逸に對し常備の大西洋艦隊を新に編成した。之には前記艦隊編制(ロ)項に示す在來のものが、之に附屬すべきか否か判明してゐない。少くとも協力するものと見てよからう。斯くて今のところ左記勢力から成立つてゐるやうである。従つて是等が前記合衆國艦隊から除かれることはいふ迄もない。

主力艦四隻(ニューヨークを含む)、重巡洋艦四隻(サンフランシスコ、クインシー、タスカルーサ、ヒーストン) 輕巡洋艦八隻、驅逐艦十七隻、供給船一隻

(ロ) 人事

現役軍人に就ては豫算の部に於て述べたので、茲には米國海軍の豫備員制度に就て少しく紹介して置く。

抑も米國海軍豫備員制度は一九一六年八月二十九日創設せられ、大戰直後に於ける Naval Reserve Force の員數は士官二一、九八五、下士官兵二七三、〇九四に達せり。爾來之が適當なる編成及び訓練の實施を計畫せること屢々なりしも、法規の不備、經費の不足等により其の進歩は極めて遅々たるものあり、次いで海軍士官を以て組織せる特別會議を開き豫備員全般に關する研究を遂げたる結果、一九二五年二月二十八日法を以て從來の Naval Reserve Force を廢し、新たに Naval Reserve Law を設け現行豫備員の組織編成を定め今日に及べり、即ち艦隊豫備員、商船隊豫備員、義勇豫備員の三種よりなる。

是等は開戦當初の二二〇日間に、正規海軍増強に必要とする訓練せられたる人員を補充するを目的とし、爾後の補